

ても銀相場の下落に依り輸入品は自然其價を高めし爲め税率は却て平均四分強に減する割合となりしが更に明治三十四年十一月より北清事變平和議定書に依り現實に五分税を課し且つ米雜穀麥粉金銀塊を除く外此廣汎なる無税品の範圍も大に縮少せらるゝに至れり而して其賦課法は既往三年の平均價格を標準としたる市價表に依り從量税に換算せらるべきものにして若し市價表に記載なきときは輸出當時の市價に依るべく若し其市價表決定し難き時は積荷證書記載の價格に一割を加算し運賃を加へたるものにより又は評價に依り課税せらるゝなり

抵代税

清國に於て之を子口半税と稱す即ち舊關稅釐金稅其他雜徵に代る税金なり抑も清國に於ける貨物の輸出入は新關舊關釐局の三關門を經過せざるべからず是等の關津を通過する毎に煩苛なる税金雜徵を押課せられ其目的地に至る迄には往々元價の倍額に上ることあり是に於て英國は天津條約に於て是等繁苛なる重税を免かれんが爲め總て有税品は輸出入税の一半無税品は從價の二分半に相當する金額を貨物の途上經過の釐局に於て外洋貨物は開港場に於て一時に完納するときは内地各稅局は悉も之に對し課税せざることを約したり而して日清通商條約は一層此關係を明瞭ならしめたり(別項三聯單の項を参照すべし)

沿岸貿易税

本税は輸出税の附加税にして西洋形船を以て(民船は舊關に屬す)沿岸の一港より他の一港に輸送する貨物に對し課するものなり其税率は抵代税と同じく有税品は本税の二分の一無税品は從價税二歩半とす凡て支那内地の貨物にして海關を経て沿岸の一港に輸出せらるゝものは外國へ輸出の時と同額の課税を爲すものにして其到着港に於て又輸出税の半額税即ち沿岸貿易税を徵收せらるゝなり

噸税

本税は外國貿易の爲め開港場に入港する船舶に課する税なり其税率は船舶の噸數に依りて異なり百五十噸以上の商船には登陸噸數一噸毎に兩銀四錢を課し百五十噸以下の商船には同じく一噸毎に兩銀一錢を課す一度噸税を支拂ひたる船舶は四ヶ月間は清國何れの開港場に於ても再び徵收せらるゝことなし

第二 舊關稅

税率は布帛類、飲食品、藥種、茶酒類等により各異なれども普通商品は從價の二分五厘にして凡て海關稅の半額なり

第三 釐金稅

本税の税率は各省相異なるも概ね百分の二乃至三に上り或は百分の五を課する地方あり

第四 白河々口税(河丁捐)

白河の改修保存費に充つる爲め徴收するものにして税率は輸出税の百分の三とし本税と共に徴收す
本税は元來海河工程局に於て徴收すべきものなれども便宜上天津海關に於て代りて徴税し居れり

第五 北京入市税

本税は北京に搬入する貨物の落地税にして消費地に於て課する 一種の釐捐なり従價の百分の三を
例とす

第三節 天津海關

天津海關の分課左の如し

關務管掌上分ちて内班外班の二大部とす内班は専ら文書に據り外班は専ら實物に據りて事務を管掌
す

内班は分ちて文案處、大公事房、子口課、統計課、會計課となす

文案處は所謂稅關長官房なり是れを分ちて洋文案、華文案となす即ち洋文書記係、消文書記係なり

大公事房は即ち總務局なり稅關の中樞にして輸出入貨物に關する一切の事務を管掌す

子口課は通過貨物課とも稱すべきものなり

統計課、會計課は別に説明するの要なし

外班を分ちて港務部及驗貨部の二とす

港務部は港務長ありて之を主管し船舶の出入及び書類の検査、管理、燈船、燈臺の監督及び之れに要
する使用人並に間接に驗貨係員を監督す又稅關長と各國領事との間の協定に成れる水先案内者規則
に據りて太沽水先案内會社なるもの太沽に設置せられ數名の水先案内者之れに従事し居れり是れ亦
港務長の監督を受くる者なり

驗貨部は港務長監督の下に主任検査係ありて之れを主管し多數の検査係、検査係補等の部下を指揮
して出入汽船及び積卸荷物を監視し通關貨物を評價し之に相當税率を適用するものなり

天津海關に於ける現任職員左の如し

海關及び鈔關監督	天津海關道	榮	如	浩
稅務司	米國人	メ	リ	ル
副稅務司	英國人	ウ	エ	ード

總務課主任	英國人	ハツセフリーク
會計課主任	同	アンドリック
總務課附	獨國人	セツケンドルフ
子口房主任	同	レットバーク
秘書	佛國人	デベリユ
總務課附	伊國人	クオドリ
同	日本人	石田 榮
外港務長	英國人	クラークソン
同 鹽貨掛長	同	ブルムレー

第四節 天津鈔關

團匪事變前の鈔關(當時は常關と稱し居り)は天津海關道署衙門の管理に屬し其收税の方法一定ならず或は戶部則例に依れるあり或は市價の百分の二、五を徵するあり或は一ヶ年間に於ける或る貨物に對して年額何程と定まれるあり又は市場の模様に依り隨意に其率を高下したることあるを以て其收入額等を窺ひ知る可らず其後事變に際して天津城陥落し聯合軍は都統衙門を設けて行政の權を

掌握するや諸種の費用を支辨せんが爲め從來常關に納め來りたる内地税を徵收することとなり戶部則例を以て徵税せんとしたるも同則例は數十年前に設定せられたるものにして當時の状況及び貨物に應用すべからず加ふるに其方法非常に繁雜なりしを以て當時は多大の反對ありしに係らず遂に斷然舊慣を打破し海關稅率の二分の一を徵收することとせり(海關稅則に記載せざる貨物は從價千分の二十五を徵收す)其後北京に於て各國使臣の會議の結果清國開港場に於ける常關の收入金の一部も賠償金の擔保となりたるを以て千九百〇一年十月より都統衙門は其收入金の内より一箇年七十萬海關兩を海關總稅務司に支拂ふこととなりたり千九百〇二年八月十五日都統衙門解散の際當時開港門の殘留金を直隸總督に交附し釐金、家屋稅、營業稅、車馬稅を除く收稅事務は總稅務司の代理人たる當時天津海關稅務司デットリソングに引繼ぐこととなれり

天津鈔關は前述の如く明治三十三年前は清國官憲の手に屬し其收入金の内より些少の額を公の負擔額として北京政府に納め殘金は海關道署及び常關總辦等の收入となり居りたるものなるが事變後北京に於ける各國使臣會議の結果遂に總稅務司の手に移ることとなりたり其收入金の内或項は總稅務司の手に返り或項は清國官憲の手に入ることとなれり

現在天津鈔關の官制及び職員左の如し

海關及び鈔關監督

天津海關道

梁

如

清

天津關副稅務司經理常稅	和蘭人	フワールガン
襄辦稅務司	直隸省知府	嚴廷球
總局總務課主任	英國人	鈴木藤藏
總局總務課附	英國人	ビシグ
同	英國人	山布謙太郎
總局會計秘書課主任	英國人	松永義愛
總局附外班取締(總巡)	白耳義人	マククレヤン
鐵路分局長	英國人	ベック
鐵路分局附驗貨掛	同	ハート
同	同	フュークス
同	同	ガロル
同	同	濱田正直
玉申場分局長	獨國人	佐藤新太郎
紅橋西河分局長	獨國人	ガロル

紅橋北河分局長	英國人	コルビン
西北門分局長	英國人	高柳松一郎
太沽分局長	伊國人	ベシヤ
鈔關提關	何朝錦	何朝錦

天津鈔關に於て取扱ふ事務及び其收入金割付法左の如し

- 一 清國内地より陸路、河川又は鐵道便にて輸入する清國產貨物に内地税を課すること
- 一 前同前三聯單貨物に對し子口税を課し子口税單を發行すること
- 一 天津より陸路、河川又は鐵道便にて内地に輸出する清國產貨物に内地税を課すること
- 一 津海關發行の洋貨子口單貨物を檢査すること
- 一 天津より輸出する洋貨(子口單外の貨物)及び加工したる洋貨に内地税を課すること(加工したる洋貨は子口税單を得ることを得ず假令は白洋布を外國より輸入し天津にて染上たるもの如し)
- 一 天津、太沽、北塘を通過する支那ジャンクに對して航税を徵收すること
- 一 天津へ輸入の貨物に對し再輸出免狀を發行すること及び免照を免稅品に對し發行すること
- 一 太沽へ入港のジャンク(大なる)に對し入港料を徵收すること

- 一 太沽及び北塘に輸出入のジャンク積載貨物に沿岸貿易税を課すること
- 一 脱税貨物に罰金を課し或は之を沒收すること

清國內地へ輸送する外國品に對し徵收する子口税は海關に於て徵收し居れども原來鈔關の收入に歸すべきものなるが故に毎月末海關より鈔關に其收入金額を送金す

前記天津鈔關に於て徵收する税金の内外國品を内地へ輸送する際徵收する子口税及び内國品の三連單(三連單は後に詳記すべし)貨物天津へ輸入の際徵收する子口税の二項は其總收入額の十分の一を鈔關經費徵稅費として鈔關に收留し殘額十分の九を總稅務司に送金し外國賠償金及び其利子の仕拂ひに充て殘餘の項目に對する收入金は前と同じく其十分の一を鈔關費用として鈔關稅務司の手に收留し置き殘額十分の九を津海道臺に交附す鈔關稅務司は其費用として收留したる總收入額の十分の一より實費を支拂ひ殘額は銀行に保管し置き隨時總稅務司の命に依り之を運用す

天津鈔關は總局を天津市内に置き分局を左記の各處に設く

紅橋西河分局 西迷河紅橋河岸にあり西河往來のジャンクを監視す

紅橋北河分局 北河(即ち通州に通ずるもの)河岸にあり北河往來のジャンク及び舊北京街道を監視す

西北門分局 御河(又は玉河)(即ち山東省に至る大運河南運河なり)河岸西北門外にあり

天

御河上下の船舶を監視す

玉申場分局 東河陳家溝ロツク岸にあり蘆台迷河來往の船舶監視に任ず

新火車站分局 新停車場にあり(分局長清人) 獨逸租界を下る約一里第一切取下岸にありて海河來往のジャンク及び太沽

陳唐莊分局 街來往の車馬を監視す(分局長清人)

正西門分局 天津西門外正西門に在り同門通過の車馬を監視す(分局長清人)

小西門分局 前同斷小西門に在りて前同斷車馬を監視す 小西門と正西門との二門は山東省より天津に入る道路に在る關卡なり(前同)

南門外分局 海光寺兵營外に在り(前同)

霍家營分局 西沽北洋大學堂の對岸にあり北河上下の船舶及び道路の監視をなす(前同)

楊柳青分局 御河々岸にありて天津を去る約四里なり御河來往の船舶を監視す(前同)

葛沽分局 天津太沽間の葛沽にあり海河來往の船舶及び山東省より車馬にて天津を通

過せずして山海關、關外等へ運搬する貨物を監視す 太沽河口にあり太沽海河出入ジャンク監視並に塘沽停車場監視を兼ね

太沽分局

北塘分局

北塘停車場を去る約一里北塘河口にあり北塘河出入のジャンクを監視す
(分局長清人)

海關にありては輸出入の汽船は北代理店又は取扱店より汽船積載貨物目録を差出すを以て脱税を取
締ること容易なるに反し鈔關にありては海關の汽船に於けるが如く完全に取締ること不可能なるを
以て海關に比し一層の注意と多額の費用を要するなり

第五節 天津輸出入貨物に對する海關鈔關其他にて
課する税

天津輸出入の貨物に對する課税法は繁雜なるが故に之を左記の數種に分ち詳説すべし

- 一 外國品を汽船にて輸入し天津にて消費する場合并に清國內地に輸送する場合
- 二 清國產貨物を汽船にて開港場より清國內地に輸送する場合
- 三 清國產貨物をジャンクにて太沽及び北塘に輸入し清國內地に輸送する場合
- 四 清國產貨物を内地より天津に河川鐵道車馬にて輸送し來り汽船にて清國沿岸の通常開港地
に輸出する場合(及び天津產貨物を輸出する場合)
- 五 同上貨物をジャンクにて天津より沿岸開港地又は未開港地へ輸出する場合

六 清國產貨物を内地より輸送し來り汽船にて外國に輸出の場合(三連單)

七 清國產貨物を内地より輸送し來り天津にて消費する場合及び再び内地へ輸送の場合

八 既に輸入税を仕拂ひたる外國品を汽車にて沿岸開港地に輸送の場合

一 外國品を汽船にて輸入し天津にて消費する場合并に清國內地に輸送する場合

外國品を汽船にて海外より輸入したる時は千九百〇二年十月協定の新定税則に依り海關に輸入税を
支拂ふべし尙海河改修費として税額の百分の三の附加税を仕拂ふべし

(千九百〇二年協定税則に記載しあらざる貨物は輸入税從價百分の五)

外國品が汽船にて沿岸開港地より輸入せられたる場合には其積出地に於て既に輸入税を支拂ひたる
ものに對しては天津に於て海河改修費のみを徴收す

天津海關を通過したる貨物を天津市内に於て消費する場合には他に徴税せられざれども鐵道、船、車
馬等に依りて内地に積出さるゝ場合には其貨主の外國人たると清國人たるとを問はず海關に於て輸
入税の半額或は從價千分の二十五なる子口税を支拂ひ子口税單の交付を受ければ其子口單面に記載
の目的地に送する迄到る所の關卡に於て如何なる名義如何なる形式に於ても再び徴税せらるゝこと
なし但し子口税單を受けざりし外國產品を内地に送る時は内國產品と同一の取扱を受け内地税及び
釐金税を支拂ふは勿論なり

二 清國產貨物を汽船にて輸入し内地に輸送する場合

清國產貨物を汽船にて輸入したる時は其輸出港に於て定規の輸出税(輸出の際課税)を支拂ひたるに拘らず更に沿岸貿易税として輸出港に於て仕拂ひたる輸出税の半額又は從價千分の二十五及び其百分の三の河工税(海河改修費)を徴收せらるる若し輸出港に於て輸出税を仕拂はざりしものは輸入港に於て輸出税と其一半の輸入税(即ち從價千分の七十五)とを徴收せらるるべし斯くの如くして通關したるものは天津市内に於て消費する時は他に課税せらるることなし

右貨物を天津市外に輸出せんとする場合には其輸入に際し海關に仕拂ひたると同額の内地税を鈔關に徴收せらるゝと共に内地税の半額に相當する釐金を釐捐局に納入すべきものとす
加工したる外國品は内地品と見做され子口單を受くることを得ず内地税及び釐金を仕拂ふべきものとす

斯くて天津鈔關及び釐捐局を通過したる貨物は直隸省内に於ては他に課税せられざれども他省に輸送せられたる場合には同省の規定に従ひ課税せらるべく目的地に達する迄沿道各關卡に於て種々な名義の下に課税せらるゝものとす

三 清國產貨物を民船(ジャンク)にて太沽及び北塘に輸入し更に内地に輸送する場合

清國產貨物を民船にて太沽及北塘に輸入したる時は沿岸貿易税として海關輸出税の半額又は從價千

分の二十五を鈔關分局に仕拂ふべし同時に鈔關税の半額に相應する釐金を釐捐局に納入すべし太沽に輸入したる場合には前記二税の外海關税を海關(洋關に非ず天津道臺に管屬する海河出入のジャンク積載貨物にのみ徴税する關卡なり)に納入せざるべからず若し其貨物が木材竹類及び木器竹器なれば更に工部税を工部關に納入すべきものとす(工部關とは河川修繕に宛つる費用として木竹木器竹器に對し徴税する卡なり)

斯くて通關したるものは天津に輸送するには他に納税することを要せざれども天津より更に内地に輸送する場合には鈔關へ内地税として太沽輸入の際仕拂ひたると同額の税金を納むべし但し釐捐局及び工部關等にては再徴せず太沽より直接に内地に輸送する場合は内地税を仕拂ふべきものとす
大孤山よりジャンクにて輸入する木材に限り天津鈔關は無税にて太沽輸入を許可す然れども天津に輸送の場合には天津に於て徴税せらるるべし天津より内地に輸送の場合には再輸出免狀を與へ課税せず

四 清國產貨物を内地より天津に輸送し來り汽船にて清國沿岸各港へ輸送の場合及び天津產貨物を輸出する場合

清國產貨物を鐵道船車にて内地より天津に輸送し來りたる場合には其輸出地より天津に至る迄の各關卡に於て諸税の名義の下に課税せられたると否とに關らず天津鈔關へ輸出税の半額又は從價千分

の二十五の内地税を仕拂ひ同時に釐捐局へ其半額を仕拂ふべきものなり斯くして此貨物を汽船にて清國沿岸の各港に輸出せんと欲する時は海關へ輸出税として從價百分の五の税を仕拂ふべし
輸出の際其税金の百分の三の海河改修費を仕拂ふは論を俟たず

五 前貨物をジャンクにて沿岸開港地及び宋開港地へ輸出する場合

前記の手續を経て天津に輸送したる貨物を汽船に依らずジャンクにて太沽及び北塘より沿岸の開港地宋開港へ輸出せんと欲する時は鈔關太沽分局へ沿岸貿易税として千分の二十五の税金を仕拂ふべし

六 清國產貨物を内地より三連單にて輸出し來り汽船にて外國へ輸出の場合

外國に輸出する目的を以て清國產貨物を内地より運搬し來り之を汽船にて輸出する場合には其貨物買出しに先だち海關より三連單の交付を受けるを要す(此は最惠條約國の外國臣民に限り清國人並に無條約國民には許可せられず)然れば其貨物は内地に於ける仕出地より天津に到着するまで沿途の關卡カウチヤに於て課税せらるゝことなく天津着の際天津鈔關に子口税として海關輸出税の半額又は從價千分の二十五を納入すべく天津に於ても釐金等一切他の課税を免せらるゝものとす此貨物を汽船にて海外に輸出の場合には鈔關子口單チウコワンを海關に提出し定規の輸出税及び河工税を仕拂ふべし
天津海關の三連單章程左の如し

天津海關三連單概説

一、三連單とは俗名にして本名は洋商買土貨之報單チヨウカウキチカウキと稱し津海關道憲衙門より發行したる三連單の書類にして最惠條約訂結國商人清國內地に赴き(又は其代理人たる支那人手代をして赴かしめ)清國產貨物を買入るゝ時に要するものなり

一、三連單の表面には商人の國籍商號購買せんとする貨物の種類及び其買入地を記しあるものとす(貨物數量は買入れ後内地に於て記入)

一、外國輸出の目的を以て清國產貨物を購買の爲め三連單の下附を受けんと欲するものは其購買地貨物品目等を明記したる願書を天津海關に提出すべし海關は直に三連單を交付す但し一通に付五十錢(兩)の手敷料を要す

一、三連單を以て指定地に至り貨物を買入れたるときは其三連單を其地又は附近の釐捐局又は關卡カウチヤに提出すべし該局に於ては此と引換に其貨物品目數量等を明記したる運照ウニョウを交付すべし(運照を交付せざれば三連單面に數量等を記載すべし)右運照又は三連單を以て該貨物を天津に輸送する途中關卡に於て課税せらるゝことなく天津着の上天津鈔關に子口税を仕拂ふべし

一、運照又は三連單と共に運搬する貨物と符合せざる場合又は貨物が運照に伴はざる場合には普通清人貨物と均しく途中至る處の關卡に於て課税せらるべし

一、原買地に於て運照の交付(又は三連單に捺印)を受け天津に来る途中に於て私かに其貨物を販賣する者ある時は貨物全體を沒收せらるべし

一、三連單貨物は外國輸出の品のみ限り普通商人の消費する貨物には之を許さず

一、三連單有効期限は其發行の日より其貨物天津着迄直隸省は一ヶ年間甘肅新疆は三年間其他の省は二ヶ年間とす

七 内國貨物を内地より天津に輸送し來り天津に於て消費する場合及び内地に輸送する場合

此場合は第四の場合と同じく天津着の際内地税を鈔關に仕拂ひ釐金を釐捐局に仕拂よべし斯くて六ヶ月間内に再び内地に輸送せんとする時は鈔關及び釐捐局は再び徵稅せず再輸出免狀 (Re-export memo 清語に「免重征執照」を與ふべし單に天津を通過する貨物も之れに同じ

八 既に輸入税を仕拂ひたる外國品を汽車にて沿岸開港地に輸送の場合

例令は既に天津海關通關済みの外國產貨物を汽車にて營口又は漢口に輸送せんとする場合には輸入税の半額即ち子口税に相當する額を擔保として海關に預け置き海關より再輸出免狀の受附を受くべし斯くて其貨物營口又は漢口に到着したる時は同地海關に其旨届け出でたる上到着地に於て課稅せられざるは勿論到着海關より仕出地海關(即天津)に通知あり次第前に擔保として預け入れある額は

貨主に拂戻さるべし若し又沿途の都市に於て販賣したる時は擔保金は仕出地稅關へ後收せらるゝものとす

第六節 雜說

前記鈔關及び釐捐局に於て課稅する外 釐捐局に於て酒煙草烟絲鴉片煙灰に對して課稅するあり工部關に於て木竹木器竹器に對して課稅するあり又前記の如く天津道臺の管理する海關に於て課稅するあり尙又北塘に於ては三府關武沅關海關等局等に於て輸出入の船舶及び貨物に對し課稅するありも餘り繁雜なるが故に此處に詳記せず

天津鈔關に於ては各分局通過のジャンクに對して春夏秋冬の四期に分ちて徵稅す其割合は左の如し

頭等 船幅十五尺以上	每期拾貳弗	外に旗費壹弗
二等 同自十二尺八寸至十五尺	同 九弗	同同壹弗
三等 同自九尺八寸至十二尺八寸	同 七弗五十仙同同壹弗	
四等 同自七尺八寸至九尺八寸	同 六弗	同同壹弗
五等 同自六尺至七尺八寸	同 三弗	同同壹弗
六等 同六尺未満	同 壹弗五十仙同同壹弗	

此船税は前記の如く其十分の九は全然海關道署の收入となるなり (Boat Sinece)

尙ほ天津鈔關に於ては本港へ輸入の大形ジャンクに對し入港税 (Port Fee) を徴收す其率は北方より來るもの一航海十五弗南方より來るもの一回二十五弗鹽船五弗なり

一千九百〇二年九月五日英國政府委員サー、ゼームスマツカーと清國委員呂海寰盛宣懷との間に訂結せられたる條約に據れば將來清國海路水路に於ける開港地及び陸路並に陸地國境地方に於ける現在の常關(即ち鈔關)は永遠に存在せしめ清國十八省及び東三省に於ける各道路鐵道及び水路に於ける釐金其他の賦課金を取立つべき稅局及び關卡は廢止せらるべく内地の貨物を外國に輸出する場合には現今と均しく從價五分稅と他に附加稅二分五厘合計七分五厘を徵收せらるべく外國品は海關輸入の際現律の外一千九百〇一年最終議定書に定めたる即ち現行則例の一倍半或は從價七分五厘の附加稅即ち合計從價一割二分五厘を仕拂ふべく斯くて通關したる貨物は其包装の原狀を存すると否とに係らず清國內地に於て如何なる名義如何なる形體を以てするも再び徵稅せらるることなく又清國產貨物が清國內に於て消費せらるゝ場合には其抽出地より仕向地に至る第一の常關に於て從價二分五厘の内地稅を仕拂ふの外更に銷場稅(即ち消費稅 Consumption Tax)を課せらるべく銷場稅の割合は貨物の種類に依り其率を清國政府に於て取極むることを得べし(例へば日用品と奢侈品等を區別するが如し)外國品に銷場稅なきは言を俟たず

此條約實行の曉には清國政府は其廣漠たる國內にある無數の釐捐局及び其他の課稅處を撤裁することを得るを以て莫大なる經費を節減し得るの利あるのみならず從來各省に於て區々各別に取立て居たる繁雜なる收稅法を廢して其統一を謀るを得れば従前繁忙なる手數に苦められたる内外國商人の便利多大なるは勿論なり

然れども現時清國政府に於て各省總督巡撫等の抗議甚だしく且つ最惠條約國全體の承認を経たるものに非ざるを以て英國と契約したる實施期限なる一千九百〇四年一月を經過すること三ヶ年餘の今日に至るも其實施を見るに至らざるは實に惜むべきの極みなりとす

第十八章 慈善事業

天津に於ける慈善事業を區分して第一日本人の事業、第二清國人の事業、第三歐米人の事業の三種となす

第一節 日本人の事業

日本人の設立に係かる慈善事業に二種あり天津看護婦會及び天津日本人慈善會是れなり

一、天津看護婦會(現今は天津婦人會と改稱す) 本會は明治三十七年二月日露戰爭開始せられ全

國民一致協力報國の事に熱慮しつゝある時に際し在天津の日本婦人も拱手黙視する能はず機運の需
 要に應せん爲め時の天津總領事伊集院夫人並に數多の貴女發起者となり男子數名の贊助を得て茲に
 三十七名の婦人を以て組織せられたるものなり爾來本會は看護上必要な器具材料を蒐集し當地駐
 屯軍司令官仙波少將の賛成を得て會員は軍病院長醫官並に看護人等より毎週一回普通衛生學並に看
 護法に關する懇切なる教授を受け以て不時の用に供し又一方には慈善の業務に當らんとし日露戰
 役の未だ了らざるに際し戦地にある我病兵を慰藉し且つ亦十字社の事業の一端を實施せん爲め會員
 は綑帯を製造して脱脂綿等を加へ會員手製の細工物等を合して滿洲軍兵結病院に寄贈したり爾來戰
 争は繼續して滿洲の野に數萬の大軍嚴寒酷暑の間に雄雄を決し戦死負傷するもの日に増し月に加は
 り隨て軍人家族中活路を失ひ困憊に陥る者續出せしを以て會員は尙進で痾廢兵を慰藉し且其家族の
 苦難を扶助せんとの目的を以て三十八年十一月慈善パター及び演藝會を開き其收益銀七千元を亦十
 字社及軍人家族救濟費に充てたり三十九年一月本會は天津婦人會と改稱し毎月々大會を開き切らぬ
 總會を設け内は會員の親睦を謀り外に對しては租界内清潔なる社交の中心たることを期し事に臨
 みて慈善事業に勞働す其會員目下四十四名あり

二、天津日本人慈善會 本會は明治三十八年天津在留の日本人を以て組織し同胞の救濟其他慈善
 事業をなすを以て目的とし會員約百四十名を有し會長以下常置委員評議員幹事等の役員あり

第二節 清國人の事業

天津市内外に於て清國人主幹となりて實施しつゝある著名の慈善團を列記すれば左の如し

一、廣仁堂 本堂は光緒八年即ち廿五年前の設立に係るものにして天津市西南城角にありて其
 事業養育に類す工場工場の設けありて工藝を教授し四年を以て修業期とし卒業後は自由に任や其諸經費
 は天津海關道署より支給し李紳相なるものその主管たり

二、育嬰堂 本堂は光緒十三年即ち二十年前の創立にして天津東門外大街にあり其目的は赤貧に
 苦しむ嬰兒を收容し乳母を以て之を養育し其稍長じたるものには適當の工藝を授け之を卒へたるも
 のは尙ほ廣仁堂に移して作業を教授す本堂經費は天津道署之を支給す

三、濟生社 本社は天津城内李家大院李家大院にあり其目的は衣食欠乏の窮民を救濟するにありて冬期
 に至れば本社は收容の貧民に特に綿衣並に食物を充分に給與すと云ふ經費は在天津商業商人の義捐
 金を以て之に充つ

四、備濟社 本社は天津法租界にあり其目的は不時の水災旱魃等の患に備ふるものにして常に
 其設備をなす經費は天津及び附近の官衙より支出す

此外尙慈善に關する小結社數多あれども略す

第三節 歐米人の事業

- 一、天津婦人慈善會 本會は早くより在天津歐米人に貢献する所多く其目的は天津に於ける外國人の窮民を救済し且つ外國租界の慈善事業を補助するにあり會員は目下約九十名にして年々増加せり昨一年間に執行したる救助事件は十八あり會員は古衣服等約六百着を收集して之を窮民に給與し又病苦に悩む貧民を病院に收容し施療したり本會は經濟甚だ豊裕にして一年間に千三百元を費して尙三千六百餘元の剩餘ありと云ふ北清に於ける慈善界に於て頗る有力なるものなり
- 二、天主教會の孤兒院 本院は佛國租界にあり天主教會の一部にして重もに歐米人の窮兒を收容して之を養育し稍長したるもの、爲めには學校の設けありて普通學を教授す
- 三、基督教各派の施療所 此類の施療所は新教傳道會社に屬するものニヶ所あり特に婦人科及小兒科に力を用ふる事多し

第十九章 醫事衛生

第一節 概説

「支那人」と呼び「支那町」といふも既に文明國人をして一種不潔の念を聯想せしむるものあり一たび其國に入り其住民の生活状態を實見するに及んでは更にまた支那人の衛生思想は先天的に缺如せるにあらざるかを疑はしむ而して天津地方住民の醫事衛生に對する觀念及び設備の如きも尙ほ極めて幼稚の域に在りて殆んど何等の觀るべきものなし是れ一は風土氣候の關係及清水に乏しき等諸般天然の缺乏障礙は彼等の生活状態をして自ら不潔非衛生に陥らざるを得ざるに至らしめしと雖も又一は古來の弊風陋俗として抜くべからず特に一般國民の教育未だ普及せず科學的智識に缺乏せる結果徒に迷信に執着して自ら生命を保重する所以の理を知らざるに因るなり故に現時天津地方住民に醫事衛生の新思想を普及し進んで文明醫術に信頼せしめ一般衛生上の施設を履行せしむるに至るは前途尙遠しと云はざるべからず唯だ近時中等以上の支那人にして往々外國醫師の診療を請ふ者あり又外國賣藥類の賣行漸く其數を増しつゝあるは較々其進歩を窺ふに足るべき事實なりとす然れども其外國醫師の診療を請ふ者と雖も發病の始めより之れに信頼するは稀にして漸死救ふの道なきに至らざれば敢て洋醫洋藥の力を藉ることをなさず且つ其患者及び家族等が醫師に對する關係に觀るも主治醫の指示せる服藥及び看護の方法に就き誠實に命令を守る者少く或は陽に感謝の意を表するも陰に投藥を棄てゝ顧みざる者ありと云ふ

而して軍隊警察學校等に於ける醫事衛生上の狀況は固より一定の規律に支配せらるゝを以て防疫種

痘清潔法施行等之を他の一般社會に比すれば較々觀るべきものあり北洋大學堂北洋政法專門學堂北洋師範學堂直隸省高等工藝學堂の如きは各一名の日本醫師を聘して校醫となし校内患者診療に従はしむ又天津の一般衛生上に於て近來特に面目を改めたるものは街路の修築工事と相待つて其汚物掃除を勵行し之を數年前に比すれば外觀の著しく清潔となれる一事なり然れども是れ亦一部外觀の改善に過ぎず此一事を以て未だ住民衛生思想の進歩を測るの尺度となすに足らざるべし尙光緒卅二年秋禁烟の上諭に基き前總督袁世凱は嚴令を發して天津市内の烟館即ち鴉片喫飲店を閉鎖せしめ各國領事にも照會して其專管居留地内の烟館營業を禁止せしめたるを以て目下天津には其支那街たると外國租界たるを問はず請罪惡の藪窟たる支那特有の烟館を見ざるに至れり然るに一方に烟館營業を禁止したるも藥舖に於て鴉片膏の發賣には未だ何等の制裁を加へざるが故に市民の喫飲癖は尙ほ依然として減するを認めず唯此斷行は少年子弟の惡習に染ひ者を豫防するの功なきにあらざるべく勵行忘らざるば衛生上また好結果を觀ることあらんか

附胎の惡風は公々然として到る處に行はれ法律は之を以て未だ罪惡と認めず市内數千の賣春婦に對する檢査規則は一片の章程を存するのみ毫も實行あることなし又重病者に對して行ふ「運房」と稱する惡習の如きは獨り醫事衛生より觀て真に喫驚すべき事實なるのみならず道德人情の上に於て實に最大罪惡といはざるべからず其法は瀕死の重病患者あり醫師に於て既に起つべからざるを告ぐる時

は家族は其の親子夫婦同胞たることを問はず患者を邸内最も不潔劣等なる一室に遷して復た湯藥を給せや看護をなさず全く放置して唯だ死期を待つのみ看護に力めたる家人の手は忽ち轉じて棺槨葬衣の調製に忙ぐといふ嗚呼また何等悲慘無情の陋習ぞ

以上概説したる如く天津人の醫事衛生に對する思想習慣及び施設は尙ほ甚だ低度において觀るに足るものなく未だ野蠻の状態を脱せずといふも殆んど確言にあらざるべし其他支那醫師及び診療の狀況等古來の習慣に關する事項に就ては「北京誌醫藥衛生」の章に詳説しあるを以て茲に再述せず

第二節 醫學校

天津に於て新醫術に依り専ら學生の養成に力むるもの北洋軍醫學堂及び北洋醫學堂の二校あり別に防疫醫院は傳染病研究所の性質を有し傍ら學生を養成す共に官立にして外國人を教習となし其總辦たる支那醫官は曾て多年英米にありて醫學を研修したる人なり

(一) 北洋醫學堂 佛租界にあり往年李鴻章の北洋大臣として天津に水師學堂電報學堂等を創立したる頃佛國軍醫メニエをして經營せしめたるに始まる是れ恐らく支那に於ける官立醫學校の嚆矢ならん北清事變の際一時閉鎖したるが後袁世凱の手に再興せられ今や濟甯用水秋を總辦としメニエを總教習とし教習にチャバネークス、キングの兩洋醫及清醫一名あり

學生現在数は七十七名あり三學級に分つ修業年限は四ヶ年半より五ヶ年なり學生は總て官費にして寄宿舎にあり經費は海關道撥より支出し年額二萬數千兩なり

本校は普通醫士養成を目的とするも其卒業生は軍醫となれる者多し附屬醫院として北洋醫院あり

(二)北洋軍醫學堂 本學堂は明治三十五年十一月時の總督袁世凱の創立する所にして當時我駐屯軍病院長たりし陸軍二等軍醫正平賀精次郎を聘して總教習とし徐濟清を以て其總辦に任じ専ら北洋陸軍軍醫を養成するの目的を以て學生四十人を天津附近の住民中より募集し天津南斜街浙江會館跡の支那家屋を以て校舎に充て同年十二月より授業を開始せり爾來學生年と共に増加し校舎狹隘を告ぐるに至りしを以て三十九年六月に至り新に地を河北にトし校舎新築に着手し同年十二月竣工之に移れり新校舎は歐式府屋にして學生二百人を收容するに適す現今の學生は百五十餘名にして之を三班に分てり四十年二月中第一回卒業生三十五名を出し皆任官して北洋各鎮に配屬せられたり職員は現在徐總辦平賀總教習の外日本人教習としては醫學士高橋剛吉陸軍一等軍醫我妻孝助回國醫學士味岡平六一等藥劑官藥學士宮川漁男の四氏あり其他漢文教習和文教習體操教習(清國武官)各一人監督會計庶務等あり皆清國人とす

本學堂規則の摘要次の如し

北洋醫學堂章程摘要

一、本學堂は専ら陸軍醫材を培植するを以て宗旨と爲す學生卒業後は直ちに各營に派遣し醫官に充當し別に他業に就くを准さず

一、本學堂は東西醫學を研究するを以て正課と爲し物理化學及び東英文と國文とを兼習せしむ其課程は第一年に物理學化學動物學生理學解剖學組織學及實習胎生學算學漢文和文英文第二年に解剖學生理學及實習病理學病理解剖學診斷學外科總論藥物學漢文和文訓導學藥方學第三年に內科學外科各論眼科學皮膚科學婦科學兒科學傳染病學普通衛生學內外科診驗漢文和文軍陣外科學軍陣衛生學第四年に內科學外科各論眼科學皮膚病學耳鼻喉科學產科實習細菌學法醫學精神病学内外眼耳鼻科診驗軍隊衛生事務軍事學漢文和文學堂衛生學工業衛生學等とす尙ほ各年を通じて兵式體操を課す

一、職員は總辦、會辦、監督、文案、收支、各一名を置き教習は總教習一名専科教習四名漢文教習二名を置く

一、學生定員は一百名とし卒業を四個年とす入學資格は年齢十八歳乃至二十五歳にして必らず實習應敏身體強壯文理通順なる者を試験の上假入學を許し三個月の後再試験を経て本入學を許す

一、學費は一切官給にして各生に食費として毎月四兩を給し別に上級生には平常として毎月六兩と下級生には同じく三兩を給與す其他紙筆書籍及び茶燈燭等を給與す又年末試験に最優等な

る者には獎賞を酌給し引續き優等なる者には毎月手當を増給し獎勵法となす

一、學生卒業後は軍醫長に任じ在職三年を経る者は練兵處に於て成績好著なる者を拔擢し副軍醫官となし在職六年を経て勤勞卓著なる者は擢いて正軍醫となす又卒業生の優等者を選拔し海外に遊學せしめ専門醫科を學習せしむ

一、醫學に精通し東西文字を兼ぬる翻譯一名を延請し東西醫學の長を揀擇し翻譯成書以て教科の用に備ふ

(三)北洋防疫醫院 南斜街に在り明治三十九年五月の創立なり始め日本傳染病研究所と同一なる設備を企圖せしも創業日なほ淺く諸設備未だ充分ならざるを以て目下は牛痘苗と狂犬病治療液とを製造し且つ種痘及び狂犬の治療に従事し學生二十名を養成し居れり二年を以て卒業せしむ總辦は北洋軍醫學堂總辦徐滌清之を兼ね院長には古城梅溪教授には西村豊太郎あり其他清國役員兩三名あり

第三節 病院及び藥舖

(一)天津官醫院 明治三十七年秋の創立にして金家窩舊水師營跡にあり總辦衙門の管轄にして北洋軍醫學堂の附屬醫院とす故に其總辦は該學堂總辦徐滌清之を兼ね醫員には病院監督とし傳汝勤一人あるのみ其他は北洋軍醫學堂より平賀總教習高橋我妻等の諸教習交互に病院に至りて軍醫學堂

生に臨床講義をなすの傍ら患者の診療に従事す其他藥局及府工取締馬養八駝介看病人及調劑生府工見習各數人會計等あり本院は外來患者の診療を主とす從て診斷所藥局等稍大なる設備ありと雖ども病室は僅に三十人を收容し得るのみ故に入院患者は只だ學用患者清國軍人巡警等を限りて其入院を許可せり本院には傳染病室の設備なし外來診療所は内外眼の三科に分れ軍醫學堂各教習之を分擔し毎日の受診患者は各科を通じて七八十名乃至百數十名に達す其病症は内外科相半し眼科は總數の約三分一に當る外來入院患者共に藥劑は一切施療とす只だ外來患者は入門料として毎日一人十仙を徴せられ入院患者は食料として若干金を納付せしむ入院患者の寢具は皆之を貸與す又院内に於て看病人調劑生及府工を養成し其教育終れるものを以て本院の職員に充てつゝあり

(二)北洋醫院 北洋軍醫學堂の附屬にして官立なり總辦は屈永秋佛租界に在り其入院規則等は官醫院と同じ又本院は衛生總局の機關となり必要なる場合には醫員を派出す

(三)女醫局 總辦衙門の附近に在り官立にして總辦は屈永秋女醫に王夫人あり

(四)縮髮醫院 五彩號胡同に在り明治三十四年の創設にして官立なり總辦は屈永秋にして醫官として吳旅芬あり

(五)育黎堂 西門外に在り明治三十四年の創設にして官立なり總辦は屈永秋醫官は蕭起且なり

(六)時症醫院 西塘子外に在り明治三十四年の創設にして官立なり總辦は屈永秋にして醫官には

王文藻あり

(七) 外國醫院及び專門醫 以上舉ぐる所の支那病院は悉く官立なるも其他外國人の設立に係はるものは駐屯軍附屬病院を除くの外概ね新舊教會堂に附屬するものにして養病院、北洋女施醫院、福音堂、施醫院、英皇院、ラソン病院、インレーン病院等あり醫員は多くは宣教師の兼ぬる所にして施療を旨とせり日本租界に在るものは醫學士山科肺次の管理する日本共立病院が租界局より若干の補助を得るの外個人の開業にては井上勇之丞の井上病院、藤田語郎の共濟病院及安田篤郎の安田診所等あり專門として日本租界に齒科醫田添豊造及小松崎千代松あり外國租界に英米伊の齒科醫四名あり

(八) 藥舖 英佛兩租界に外國人の開業せるもの利亞藥房、良濟藥房、屈臣氏大藥房の三あり日本人の營業に屬する者は支那街に東亞公司及陸恒洋行あり日本租界に濟世堂藥房廣濟堂大藥房あり主に支那人に對する賣藥の製造販賣を以て目的とす

第四節 衛生制度の沿革及び現状

支那には元來南北各地を通じて何等衛生に關する設備ありしを懸かす團匪事變前に在ては天津知縣衙門に於て死者の届出ある時其埋葬及び死亡等につき墓地の割定て屍體檢視等の手續をなし來

りしのみ其衛生制度の濫觴を見たるは實に該事變の際にして此點より觀察すれば團匪事變は軍事警察教育等諸事業の勃興と共に支那の衛生上に於ても亦一新時期を劃したるものといはざるべからず即ち匪亂のため天津内外の地一時無政府の状態に陥るや聯合軍は天津都統衙門を設けて自ら軍政を布き秩序恢復に力めたり當時兵燹の餘を受け天津市街の不潔亂雜云ふに忍びざるものありしを以て衙門内特に衛生局なるものを設け佛國軍醫及日本軍醫を主任とし威力に依り力めて道路其他の清潔法を勵行したり天津市街の外觀今日の如く其面目を改むるに至れるもの都統衙門時代の施設に待つもの多しと云ふべし

後ち各國は都統衙門を總督袁世凱に交還するの際事務引渡條件として衛生局存続の事を記録に特筆せしめたり因りて袁世凱は其約束を守り都統衙門時代の衛生局を其儘存置し職員の如きも従前の通り僱聘し佛國軍醫メニーを顧問に北洋醫學堂卒業生を醫員に充てたり今の衛生總局是れなり而して其經費を得んが爲め新に娼妓税を設けたるも經費尙は不足にして十分の設備を爲す能はず章程は完全なるも實行これに伴はず其事業は僅に市内を掃除し及び傳染病者ある毎に衛生總局より醫員を出張臨檢せしむる等に過ぎず且つ掃除に就ても固と新事業に關はるより人民に於て容易に命令を奉せず實行甚だ困難なるを以て印度巡查二十名を雇用し助くるに支那人巡捕五十名を以てし章程の勵行を期し且つ百名の苦力を使役し街路掃除等の事に當らしめたり

路に不清潔の事實を發見する時は直ちに之を衛生局に移譲し其取締を注意す此の點より觀れば巡警總局は衛生總局に對し監督權を有するに似たれども其實は然らず恰も警視廳の東京府に對するが如く唯だ注意通告を與へて衛生局に督促し得るに過ぎざるなり

生死 出產に就ては未だ何等規定の設けなく之を官衛に届出づる等の事あるを見ず但だ死亡に就ては三聯單なるものありて死亡者ある時は其戸主より之を附近所管の巡警局に口頭又は書面を以て届出づ其届出を受けたる巡警局は豫め備置きある巡警總局及び衛生總局兩衙門連署の三聯單に死者の住所姓名年齢病名時日及び其埋葬を許可する旨の文字を記入して三聯單中一單は之を届出本人に下附し其一單は之を巡警總局に轉送し他一單は之を衛生總局に轉送す而して巡警總局に於て該死亡者の死因に就き疑はしきものあるか若くは病名判然せず或は傳染病たるの虞れある場合には單に其意見を記入し更に之を衛生總局に轉送す衛生總局に於ては巡警總局の注意に據り醫員を出張せしめ死者の家に就きて屍體を檢査するの規定なり然れども死亡出產等に就ては巡警、衛生兩局其他何れの官衛にも精密なる統計を有するものなし

第五節 風土病及び流行病

當地方は特に風土病と稱すべきものなしと雖も各種の傳染病は四季を論せず發生し花柳病及び結核

は住民間に瘡毒を逞ふしトウホーム及び皮膚病は廣く猛威を振ひつゝあり

傳染病中當地方に於て最も多數を占むるものを騰寮扶斯とす一年中散在して其發生止むことなしと雖も毎年八月より十一月に亘り最多く流行す又清國人間には種痘の法普及せざるを以て痘瘡は支那街に於ては四時絶ゆるの期なし麻拉利亞は毎年夏期發生するも皆三日熱にして悪性のものを見ず實扶的里及び赤痢は常に散在性にて之を發生し虎列拉は先年(明治三十四年)大に流行し「ペスト」も北清事變直後塘沽より當地方に亘りて流行したることあり猩紅熱は以前散在するに過ぎざりしが明治四十年春以來麻疹に續て流行を來し多數住民の生命を其犠牲に供したり其他流行性感冒水痘風疹流行性耳下腺炎等も時々流行し週歸熱「ワイル」氏病も亦偶々發見せられ癩病脚氣は稀に之を見るのみ慢性傳染病たる結核は當地方住民中重要な疾患にして官醫院の統計によれば其内肺結核は呼吸器病中の三分一患者全數の三十分一を占め其他淋巴腺關節骨等の結核も尠からず小兒は腺病性の體質を備ふるもの頗る多し

清國官憲は檢査法を勵行せざるを以て花柳病の蔓延甚だしく特に梅毒は最も瘡毒を振ひ治療を加へざるを以て痼症を高度に進むるもの多し瘰癧も亦恐く多數に發生しつゝあるは疑を容れずと雖も姑息的民間治療法に委ね醫院を訪ふもの比較的少し

「トウホーム」は極めて多數にして官醫院を訪ふ眼科患者は殆んど皆「トウホーム」なりと云ふも可なり

り蓋し市中に散見する失明者の最大原因は「トウモロコシ」ならん
 皮膚病は亦清國人の特有病と稱すべく殆んどあらゆる皮膚病を見る皆皮膚清潔法を省みざるの致す
 所なり皮膚病中殊に多數なるもの濕疹疥癬寄生性匍行疹(田虫)等とす
 傳染病の外冬季に在りては呼吸器病の發生多し蓋し冬季は所謂蒙古風(霧風)の來襲頻繁にして塵埃
 の呼吸器粘膜を刺戟するによる呼吸器病中主要なるものは肺結核に次ぎ氣管支加答兒及咽喉の疾患
 とす
 左に天津官醫院の患者数を掲ぐ

病 名	光緒三十一年		光緒三十二年	
	結	光	結	光
傳染病及全身病	六六	三十一	一九三	三十一
神經系病	六七	三十二	四八四	一〇三
呼吸器病	一七〇	三十二	七四六	一九七
血行器病	三六	三十二	二七四	三三
消化器病	三三六	三十二	一、三八〇	一五〇
泌尿生殖器病	六一	三十二	一四四	四三
花柳病				七六四
眼病				二八二
耳病				一四二
皮膚病				二、五四八
骨筋關節病				五〇七
外傷				三三五

第六節 一般衛生事項

(一)土壤 天津地方の地質は含砂粘土にして其色帯黄灰褐色を呈し深層に至るも石礫を混せず未
 だ理化學検査を経たるものなきを以て其衛生上の關係を知ること難しと雖も其外觀的性状と當國人
 衛生上の習慣及湧出する井水の性質とによりて略々其關係を察知し得べし即ち土種含粘土に屬する
 を以て涌水力頗る強く透水性は之れに反し從て土地常に濕潤なるを免れず又清國の俗衛生の何物た
 るを解せず數百年來汚物排泄物を地上に放棄して省みず屍體も亦火葬に附する事なき事實に徴す
 れば其土壤の甚しく汚染せるや論を俟たず且つ土壤の浸出液とも稱すべき井水の性状は此關係を實
 際に證明して餘あり次項を參照すべし

地水は地平下二米突乃至三米突半の間にあり概説すれば七月より十一月に亘りて高く十二月より六
 月に至る半年は低しとす明治三十七年七月より三十八年六月に至る一ヶ年間天津駐屯軍病院の井に
 就きて調査せる成績は左表の如し

三十七年七月	二、一九	三十八年一月	二、三六
同 八月	三、二九	同 二月	二、四四
同 九月	三、〇九	同 三月	二、四六

三十七年十月 二二〇
 同 十一月 二〇九
 同 十二月 二二五
 三十八年四月 二三五
 同 五月 二三八
 同 六月 二三八

天津地方は一以荒蕪たる平原にして四圍山岳を見ることなく諸水白河の南に紮回す土地極めて卑濕にして市街の西南部は不潔の池沼を以て圍まる而して此等の池沼は河水との勾配甚だ僅微なると排水装置無なるを以て常に腐敗して悪臭を發す

當地方草木繁殖の度極めて僅微にして殆んど不毛と稱すべく従て風土極めて單調にして又風を防ぎ氣候を柔ぐるの天則を缺く

此地方古來洪水の災害紛からず就中順治十年道光二十年同治十二年光緒十六年にありては最も甚しく平地水の深さ數尺に及び城内に行くに舟を用ひしと云ふ而して洪水後の衛生法の如き皆無と云ふて可なり

(二)水 天津地方處々掘井ありと雖も其水質甚だ不良にして飲料に適せず即外見上無色透明なるも鹹味を有し浮游物を認め時に一種の臭氣を有し甚しきは硫化水素臭を有するものあり試みに二三井水の檢水成績を示せば左の如し

場 所	固形物	酸 類	安 母 尼 亞	亞 硝 酸	硝 酸	格 魯 兒	硬 度	浮 游 物
駐屯軍病院	二、四〇〇	〇、八	痕跡			四、八〇〇	二、〇〇〇	少量
同院外北方井	二、三〇〇	〇、八	痕跡			四、〇〇〇	二、〇〇〇	少量
海光寺兵營井甲	〇、九	〇、八				二、八〇〇	四、七	少量
同 乙	七、五	〇、八				二、八〇〇	二、五	中量
天津海關道	多量	多量	微量	著明	微量	頗多量		
備 考	海光寺兵營中甲とあるは營内最良の井にして乙は最不良の井とす							

右の如く此の地の井水は固形分有機質格魯兒共に多量特に格魯兒は非常に允量にして時々硝酸亞硝酸安母尼亞硫化水素の如き有機物の分解産物を含有す又井水内所含細菌も非常に多量にして駐屯軍病院及海光寺の井水に就て檢するに一立方厘米中少くも五二〇多きは二七二〇〇に達するものあり以て其汚染の度を知るに難からず

白河々水は常に泥土を混じり濁すと雖も若し之を濾過或は沈澱せしむる時は其性質豫想外に良好なり故に天津土民は多く之を沈澱せしめて日用に供す

天津に二個の水道會社あり一は天津城西北角にありて其規模大に一は英租界に在りて規模小なり共に外國人の設計にして白河水を濾過し水道を導きて市街に分配す外僑居留民は飲料兼用共に此水を

用ひ清國人は主として之を飲料のみに供するが如し天津城内水道會社の水に就て分析を行ひたるものを見るに次の如し

場 所	固形分	酸度	アンモニア	亜硝酸	硝酸	格魯兒	硬度	浮游物
白河水道水	1100	0.4				1100	2.2	少量

即固形分有機物格魯兒共に少く且つ微菌も甚だ僅少なるを以て水質良好なり

天津地方井水の水温は九、四度乃至三三、〇度の間に在りて一、二、三月の候に於て低く七、八、九月に於て高し

(三)氣候 當地方は一般に降雨少くして風多く春秋二季は短く夏冬は長し又寒暑は共に甚だ高度に達す詳細は氣象の條下に明かなるを以て茲に贅せず

(四)街衢及家屋 街衢及家屋の状況は外國租界地と支那街とによりて非常なる差異あり外國租界地にありては街區端正道幅廣く大街は人道車道の別を有し且つ街燈の設けありて衛生上固然する所なしと雖も支那街に至りては街區不正狹隘にして其方向不規則なり通街に於ては軒下に多く小渠を有するも構造不適當にして排水の用をなさず小路にありては全く之を缺如す又道路は一般に築造不完全なるを以て雨天の際は泥濘を極む

支那街中近來稍見るべきものは従前の城壁を毀ちて道路となしたる東西南北の馬路及白河右岸に沿へる街道とす明治三十九年電車の設置せられし以來人道車道の別を設け僅に排水の方法を講ずるに至れり

支那街の家屋は貧富に應じて泥造水造煉瓦造の別ありと雖も一般に小にして互に密接櫛比し光線の射入空氣の流通共に不充分にして濕氣に富み甚だ不潔なり故に或は傳染病毒の潛伏所となり或は毒虫(蠅、臭虫、白蟻)の發生地となる又支那人の燈器は中等社會以上にありては普通の洋燈を用ふと雖も下等社會にありては日本の所謂「カンテラ」を用ひ又燃料としては煤球兒(一種の炭團)と稱するものを使用するにより悪臭を發し空氣を汚すこと甚だし

(五)除糞法及葬法 塵芥汚物は殆んど其場處を運ばず之を放棄する風あり且だ白河沿岸の住民は夜間汚水尿水等を白河に投ずるものあり中等以上の住民にありては居宅内に廁を設く之を中廁と名く尿槽は通常屋外の一隅に設けられ大なる遊戯は木桶を以て之に充つ尿水充つれば家僕人夫をして之を街上或は溝地等に放棄せしむ糞便は之を集めて肥料の製造に従ふものあり之を城外(殊に南門外)に運搬し日光に曝露して粉末を作る其附近臭鼻を衝き偶々風の吹くあれば其臭氣市街に及ぶ當國人の墓は所謂土假面にして天津の郊外特に其西方及北方に於て稠る處多數に散在す曾土葬にして傳染病菌と雖も火葬する事なし且つ之を埋むる事淺く爲めに雨雪の浸蝕を受けて處々柩の地面に

露出するを見る

第二十章 官報及新聞

第一節 官報及漢字新聞

北洋官報

光緒二十八年十二月一日(明治三十五年)の發刊にして天津河北獅子林にあり直隸總督の經營する所なり前任總督袁世凱の赴任するや風紀の開發を急務となし先づこれが發行を企て光緒二十八年三月候補道張孝謙を擧げて是れに當らしめたり其體裁は純然たる官報に非ず又自家政策を擁護する機關新聞にも非ず尋常支那式の新聞にして上諭奏議を主とし各省の部門を分て其記事を載す張孝謙は舊て翰林院編輯たりしことあり河南省項城の人にて袁世凱と郷を同くし其幕下たり當時天津は各國占領の下にありて未だ還附せられざりしを以て保定府西門大街に宏壯なる家屋を遷定し大に修補を加へ工程完成を告ぐるに隨んとして各國が天津還附の談判進行し同年八月其授受を結了せり是を以て最初の設計は茲に一變せり抑も天津は直隸省總督府としては行轅に過ぎずと雖も北洋大臣の衙門としては即ち本府にして一般の政務は凡て此地にあるを以て官報局も亦隨て天津に移すこととな

官報及新聞

り同年八月直に移轉に決定したり然るに兵燹後適當の家屋なく集賢書院の頽敗せる者を修補し人を日本に派して機械を購入し工匠を雇ひし同年十二月に至りて始めて發刊する事を得たり然れども未だ日刊するに至らず隔日之を刊行せり是れ即ち清國に於ける官報の嚆矢となす此月總督府は官報局の經費を定めて一ヶ月二千五百兩となしたり

初め袁世凱が官報を發刊せんとするや併せて印刷事業をも兼營せんと欲し銅版彫刻者並に印刷者石版印刷者寫真銅版者亞鉛版製造者等を日本より聘し又寫真製版者電鍍銅版工活版印刷者等も上海より雇入れたり當時天津商界は亂後銀元拂底なるに拘はらず未嘗有の大難をなし貨物と財力の權衡を失ひ商賈は類々として破綻を生じ延て市場の大恐慌を來し其影響漸く各地に彌蔓せり是に於て袁世凱は努めて之を救濟せんと欲し戶部及外國銀行より借款し平市銀行なるものを設立し該借款を以て引換へ基金となし紙幣を發行し其費用の急を救ひ官報局印刷部をして紙幣を印刷せしめんとせり然れども是等機械の設備未だ整はず工匠も亦其人を得ざるを以て遂に之に應ずる能はざりき

光緒二十九年正月に至り再び人を日本に派して紙幣印刷に要する機械職工等を整へ二月下旬に至りて初めて市平銀行紙幣を印刷するに至れり此月總辦張孝謙は日本印刷局及貨幣制度考査及日本第五回大博覽會觀察を兼ね日本に派遣せらる然るに三月に至り袁世凱の救濟借款計畫意の如くならず銀行設立も中途にして罷議となり隨て銀行紙幣も半は印刷を畢へて悉く廢止したり四月に至り湖南長

官報及漢字新聞

沙府官銀行紙幣印刷を囑託せられ又志成銀行、新泰銀行、義豐銀行、中裕厚銀行、瑞林銀行等の紙幣を印刷し六月該銀行を改めて官銀行となし再び紙幣發行の權起り官報局に於て印刷に着手せり

十一月に至り滿洲事情により經費を要すること多きを以て官報局毎月の經費を減じて一千二百五十兩と爲し十二月隔日の發刊を改めて日刊となし更に仍ら一週間毎に學報なる雜誌を發行せり
爾來官報發行紙數目を追ふて増加し諸般の印刷物も亦益々擴張し多少の革新を謀り技術生徒養成の目的を以て徒弟若干を募り傍ら各種の技術を教授せり活版機械石版寫真版等諸器械を總て日本より購入し日本人其技術の任に當り其數六名支那人上下を通じて之に關係從事するもの百五十餘人學報課轉任後多少内部吏員の變更あり現今にては外間に或は退歩の評あり

大公報

光緒二十八年五月十二日を以て刊行す初め佛蘭西租界にあり三十二年九月日本租界旭街に移れり資金は支那人數人の出資にして清國人英敏之が主筆となり諸般の經營に任じ社長を兼ね初めは露國臭味を帯るの評ありしも日露戰爭以來は大に日本に心服し英も亦日本に遊びて益日本の文化に歸服するものゝ如し殊に天津各新聞記者中白眉の觀あり本年七月遂に服裝を改め辨髮を去り一見日本人に異らず以て普通の支那人士に非ざるを知るに足る其所論卓拔嘗て袁世凱の忌諱に觸れ其購讀を禁

止せられしことありしも英屈せず益氣焰を吐く爾來一部の購讀者を減すと雖も却て一面の歡迎者を増加せり其日々發刊紙數四千内外と號す一週間毎に幣幣千金と題する附録を發刊す記者は英を除くの外顧叔度なる者一人其他は會計校正を兼ねる者一人に過ぎず

中外實報

光緒三十年七月二十一日の創刊にして天津英租界海大道廣東路にあり資金は獨逸人樹淵林なる者の出資に係る元直報と題し光緒二十一年正月の發刊にして是亦時報の後身なり光緒三十年二月袁世凱より發行停止を命せられ其六月名を商務日報と改め法租界萬國鐵橋畔にて發行せしも又幾くもなくして停刊し更に中外實報と改め現所に移れり主筆は支那人劉某にして其日々發刊する所僅かに四百五百を出でずと云ふ

天津日々新聞

光緒二十七年一月の創刊にして日本租界旭街にあり資金は支那人合資とす國聞報の後身なり支那人の合資設計に成り二十六年五月二十日開張の變に因り一時停刊二十七年正月十一日天津日々新聞と改題す是より先き華人買收の策あり當時の日本領事鄭永昌北清日報社主西村博と謀り遂に其名義を以て數萬圓を投じて機械を買收し清人方若なる者を擧げて主筆たらしめ爾來日本の配下に屬せり初めは其紙上に日本文を掲げたりしも後益々之を廢し總て漢文に變更せり記者は方若の外一名の清

人張某及日本人一人なり其發刊數は大公報と相伯仲す

●商報

光緒三十一年十一月の創刊にして資金は總督府商務局より支出す劉孟揚なる者主筆たり其體裁尋常支那流の新聞に過ぎず發刊の日尙淺く銷路未だ廣からず蓋し天津中第二流の新聞なり

●律報

光緒三十一年の創刊にして支那人數人の合資に成り商務局の保護を受く商報と相前後して起り商務局官吏朱洪なる者主筆たり銷路廣からず僅かに三四百枚に過ぎずと云ふ

●朝野報

光緒三十二年正月の創刊にして資金は支那人の合資より成り表面英商馬某の名義とす英租界推廣新界に在り多聞報の後身なり從來林主中翻譯を生じ一旦解散し朝野報と改む毎週附録として遊戯報一葉を發刊す本報並に附録兩讀むに足らず銷路も亦隨て廣からずと云ふ

●北方日報

光緒三十二年二月の創立にして日本租界旭街にあり資金は日本人及支那人の合資とす初め日本人佐藤鐵次郎なるもの支那人と合同し青龍報なる日刊新聞を發行せしも記事淺陋殆んど一讀の値なく隨て日々發刊數二三百に上らず後紫雲報及白話報と合併し北方日報と改む紫雲報は愛國報内に在りて

別に發行せし一小附録の新聞白話報は俗語を以てせる最も淺薄の一小雜報にして共に發行後間もなく影を隱したるものなり主筆は李大綱と稱す

●愛國報

光緒三十二年七月の創立にして日本租界旭街に在り資金は支那人の合資とす創立後日尙淺きを以て未だ其真相を詳にする能はずと雖も支那流淺陋の一小新聞にして別に愛國の誠心より起りたる者に非ず全く商人の手に成りたるもの記事も固より淺薄なる扱革に過ぎず

昨年以降多數の小新聞續々勃興して外面頗る氣運の進行せるもの、如しと雖も一二新聞を除くの外は其日々發刊數概ね三四百枚に過ぎず而して尙能く發行繼續する所以の者は蓋し使役する所の職工賃金等極めて低廉なると記者を要する亦僅々二名乃至三名に過ぎず隨て其俸給等亦低廉なるを以てなり要するに清國は尙文化普及せざる爲め購讀者の多からざるは曾て文字圖として觀たる日本の眼より見れば殆んど想像の外にあり試に一二の新聞に就き其購讀者の範圍を査するに其八分は天津に止まり北京保定の兩所に遞送するもの一二分其他の地方に向つて遞送するものは極めて少數なり以て一般民智の程度を卜すべきなり且つ最も其程度の幼稚なるは各社一つとして探訪者を設くるものなきことなり北京の如き地には便宜委囑通信員を設くるものなきに非ずと雖も其通報字數によりて其報明を區別するを以て餘るに無用の文字を以てし且つ小事を誇大にし官邊の事項の如きは影を捕

へ風を捉ふると一般毫も信を措くに足るものなし嘗て某社の主筆は誰なるかを一支那人に問ふ支那人答へて曰く今別に主筆あるなし鉄と柳と即ち是主筆なりと移して以て支那新聞一般の評語となすべきなり

第二節 外字新聞

北清時報

本紙は初め北清新報の名を以て明治三十四年佛租界に邦人西村博主幹の下に發刊せられたるものにして當地に於ける邦語新聞の嚆矢たり最初は週刊なりしが後隔日刊となり終に日刊となり北洋日報と改題し明治四十年に至り更に改めて現今の北清時報となる本社は新聞事業の傍ら印刷機械を具へて一般の印刷事業を營む現今日租界に在り

北支那毎日新聞

本紙は明治三十六年八月森井多田市原小田切等二三本邦人の經營になり日租界にて發刊せられたる邦語新聞なり初めは隔日發刊なりしが後日刊となる本社も亦一般の印刷事業を營めり

チャイナタイムズ(The China Times)

明治三十四年北京に於て英人コウエン兄弟主幹の下に日英清佛獨伊の數國語を以て刊行されしが後

三ヶ月を経て天津英租界に移り英語單一の日刊新聞となり以て今日に至る其主筆は常に鋭敏なる觀察と該博なる智識とを以て東亞の情形を論じ特に日露戰爭に關しては他に率先して我國の正義を説きたり本紙は記事確實豐富なるを以て北清に於ける最大新聞として多數の購讀者を有す本社は又一般の印刷事業を營めり

ペキン・エント・ナン・タイムズ(Peking and Tientsin Times)

明治三十七年三月天津に於て起りたる英字新聞なり初は週刊なりしが後日刊となる本紙は寧ろ保守的英人の代表者にして其所説自算の意を含めり英佛露租界局の機關紙たり現在英租界にありて文具販賣と一般印刷事業とを兼營す

チャイナ・クワック・クワン(The China Critic)

本紙は初め明治三十七年秋チャイナ・レビュー(The China Review)なる名を以て英國人ユウマンなるもの、當地に起したる日刊英字新聞なり露國御用紙なれば日露戰爭中は我國の外交及び軍事に關し隨評と虚偽とを掲載して露國の利益を増進せんことを務めたり四十年一月に至り今のチャイナ・クワック・クワンに改號す舊に仍り機を窺ひ我國中傷の勢を執れり

クーリエ・ド・チナン(Courier de Tientsin)

本紙は初め明治三十六年チャイナ・タイムズ社内に發刊せる佛語新聞なりしが暫時にして佛人に賣

する者は之れを同處に申込みて何時にても演説する事を得想て平易の談話を以て主とせり又其材料を供給するが爲め當地に於ける一二の漢字新聞雜誌等は白話體なる者を設け時事問題其他風紀上に關する事項を掲載し其便を謀れり參聽者の種類は一ならずと雖も多く中流以下にして能く靜慮に聽す

第二節 閱報處

閱報處は即ち新聞發賣所にして各種の新聞雜誌及書籍を備へて公衆に縦覽せしむ其起因を尋ぬるに光緒三十一年天津東門外に當地の有志清人の捐金を募集し商務半夜學校なるものを創設するありて夜間商家の子弟に費用を徴せず讀書を教授したりしが其後他に同種類の夜學校を設くる者ありたるより商務半夜學校の創設者は其原旨に依り學堂を變じて閱報社と爲せしに始まる蓋し當地清人千人に對し文字あるものは約一百人に過ぎず而して新聞を購讀する者百人中僅かに十人の比例なり斯くては人智を開發するに於て頗る困難なるを慮り茲に各種の新聞書籍を備へて何人にも隨意に閱覽せしめ且つ其文意の明白ならざる處は之れを説明し更に夜間は文字を教へ文章を説明するの機關を備へたるなり目下當地に現在する閱報處は左の如し

- 一 啓文閱報社 東北城角の新築家屋にあり光緒三十一年六月創立す

- 一 小老爺廟看報處 河東興隆街小老爺廟を修繕せしものにして光緒三十二年十月創立す
- 一 津提燈後看報處 河東伊太利租界津提燈後に修築したる者にして光緒三十一年七月創立す
- 一 進明閱報社 河東通街開上に修築せしものにして光緒三十一年九月創立す
- 一 日新閱報社 河東地獄庵宣講處内に新築せしものにして光緒三十一年十一月十日創立す

閱報處の組織は總理書記庶務員役夫等を以て成立し總理は該處を監督し書記以下皆其事に従へり經費は總て有志者の捐金にて支辨し其出納は毎月各捐金者に報告す其總理は多く有力の紳士なり閱報處の體裁は略は宣講處と同じく多くの机を設けて閱報の場處とし新聞雜誌書籍等は別處の卓上に陳列し閱報を望む者は先づ門前にて入場券を得各閱報せんと欲するものを其管理人に告げて之れを借り受け隨意に閱覽し別に處員の控所及茶室あり喫茶吸煙を爲さんと欲するものは茶室に於てす開場の時間は午前八九時より十二時迄午後一時より六七時迄とす其備ふる處の新聞雜誌書籍等は多く其發行所より寄贈するものなり閱報者の數は一日平均五六十名内外にして午前よりは午後を多しとす又閱報處は重要な事件及對外問題等あるに遇へば其の記事を掲げたる新聞紙を門前に貼付するを以て此等の事件あるときは閱報者の數も多きを加ふるに至るなり又該處には報紙を備へて必要記事を寫し取る者に便にし尙ほ文意の解し難きものあるときは管理者は之れが説明の勞を取れり該處の目的は主として風氣を開發し人智を増進し時務に通曉せしむると云ふに在れども多數の集會を待つも

のなれば宜講處と同じく輿論の喚發にも與りて力あるべし

閱報處は更に夜間に至り文字を知らざるものゝ爲めに重要又は有益の記事を談話體にて説明するの機關あり其設備は殆んど宜講處と異るなく之れが參聽を望む者は先づ其住所氏名を申し出で鑑札を得ざるべからず開講時間は毎夜七時より八時半迄とす説明者は先づ説明する新聞の文字を黑板に記し其字義を説明し次に其文意を解説し參聽者は各筆紙墨を携へ來りて之れを寫し取るを例とす此に來る者は文字を解せざる下流社會の者を以て最も多しとす一度鑑札を得て參聽するものは勉めて之れを繼續して成功せしめんとし猥りに缺席する能はざるの規定を設けあり

閱報處にして宜講處を兼ねるものは此の夜間の説明を爲さず尙閱報處にして此の設備なき箇處もあり

第二十二章 家屋

第一節 總說

天津の家屋は其構造の材料様式及び裝飾等全く北京のものと同一なり其開市漸京築城の後にあれば様式に於て一日の長あるにあらず然れども天津の地は開港場にして現今日歐米の居留者亦少からず

是等文明先驅者の思想及行動は北京よりも先づ此地に於て反影するは自然の趨勢なれば其細目に關して觀察を下し末節に就きて論究するときは天津亦一流の家屋ありと云ふを得ん加ふるに天津は商業地にして北京の如く中央政府官衙の所在地にあらず富の程度に差等なしとするも諸般の理由の下に家屋に固定すべき資金を節し營業上流通の資金となさんとするは常識あるものゝ探るべき方針なるべければ天津の家屋は北京のものと同一段の差出を生ずべきなり要するに純粹の支那式家屋は天津北京同一にして即ち載せて北京誌第卅五章にあり故に本章に於ては其漏れたるものを補ひ且つ所謂天津一流の家屋に就き節を追ふて説述せんとす

第二節 家屋構造の材料

煉瓦 北京に於て得らるるべき煉泥停城又は澄漿等精良の煉瓦は此地に於ては製造するものなし天津市場の煉瓦の種類は唯左の二三種あるのみ

- 大開条 長七寸五分 幅三寸六分 厚一寸六分
- 小開条 長七寸五分 幅三寸六分 厚一寸二分

其他外國建築家の需用により新に製造したるもの

- 新様 長八寸 幅三寸八分五厘 厚一寸七分

北磚 長三寸七分 幅三寸七分 厚二寸五分

共に青色青色兩機あり概して青色のもの耐久性を有す

又床敷用として左の二種あり

尺四磚 尺四寸二分角 厚二寸

尺二磚 尺二寸二分角 厚二寸

木材 日露戦争以前は多くは鴨綠江より來れり樺松(ハルネ)花松(ハナノキ)是れなり又福州より來れる杉木類あり

り其他の雜木は舟楫の便により隨所より入津す鴨綠江材は現今輸入するもの稀なり

樺松 造材は心より切り割り三方の圓みを少しく落したるものにして之を料板と稱し多くは此形

式を採る長八尺以上十尺十六尺二十四尺等あり

黄花松 多くは丸太なり大径尺五六寸に至り長さ又數十尺のものあり

杉木 小なるは足代丸太より棺材の大なるものあり多くは丸太なり

北海道材 鴨綠江の木材入津を絶ちてより盛に輸入せらるる堅木は多くは枕木の型にして「タモ」松

柱軟木は「ト」松にして角材に造る孰れも大小數種あり又板となし東にて販賣す堅木も角物な

きにあらず

外國材 「ドークラスフハー」角材又は挽立材なり大角は長さ六十餘尺のものあり挽立材には板床

板木摺等あり「チーク」其他の堅木は南洋より來る多くは角物なり

石灰 石灰に二種あり一は北京の西白馬山(俗に西山と稱す)より産出する石灰石より製したる

もの一は沂山より出づるものより製したるもの是なり前者は色白く土氣少し所謂富石灰なり後者は

色稍々青く粘土を混す前者に對して貧石灰と謂ふを得べし

石材 唐山石は最も普通に天津の家屋に使用せらるる石材なり所謂變岩石にして唐山より産す

るを以て此名あり性堅硬なれども脆弱にして工作に便ならず市場の現成形は厚四寸乃至八寸幅一尺

乃至一尺五寸にして「条石」と稱す西山石は北京の西山(唐山附近より産する粘土岩にして通常白

渣石と稱す)又北京の西周口唐琉璃河等より産する花崗石あり皆價格比較的貴きを以て多く川ひや

耐根材料 瓦葺の内北京にては防陽葺(同一の板葺を防陽に伏せたるにより此名あり)なるもの本

瓦葺に次て行はるる天津にては本瓦葺の略したるもの即ち丸瓦の代りに棒漆喰をなしたるもの又

は全く之を省きたるものを普通とす瓦の大きは幅五寸を常とす近來亞鉛引海鼠板を用ふるもの間々

これあり

高粱殼 此地方に於ける主要なる建築材料なり高粱は土人の常食なれば近郊到處に産す此殼幹の

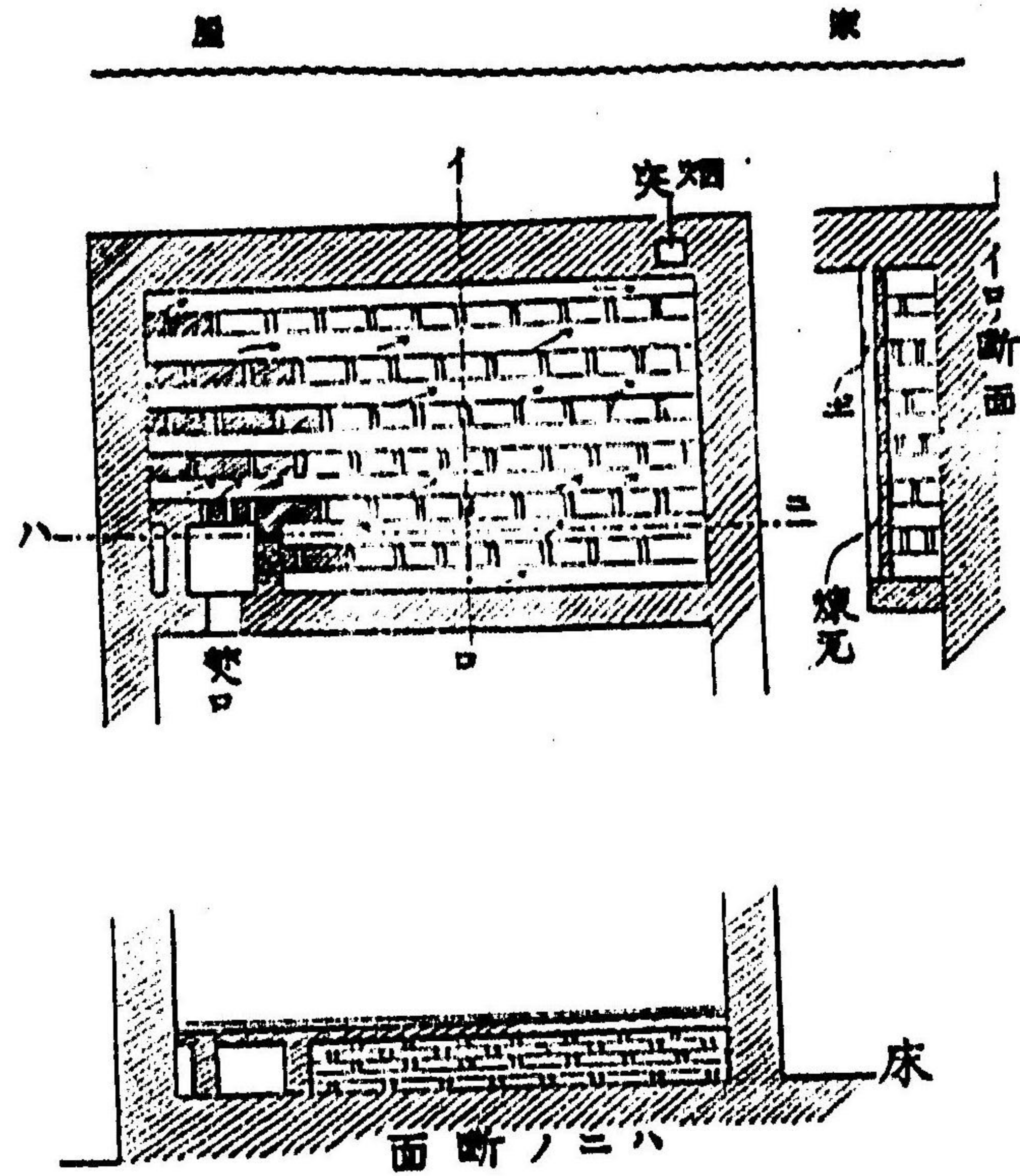
乾燥したるもの我が玉蜀黍に似たり以て耐根を掩ふべく以て壁の隙地となすべく又天井の骨となし

障子の格となす實に農家の至珍なり

此地一般に雨量少なく空氣の湿度多からざるにより防濕の用意あるもの極めて少なし然れども一度雨季に入るときは家屋の間壁濕氣浸潤して軒に達し引て室内に及び壁紙を汚し器具を損すること往々あり故に多少家屋の事に心あるものは地上約數寸の處に於て煉瓦に挟むに替又は木板を以てす隙は幅を數厚と均しく切り厚一寸程に平坦に敷に積み込みなり木板を用ふるときも其厚略同様に上流者の家屋に至りては地盤上約一尺乃至二尺の土層を築き煉瓦壁下には敷くに薄く長き石材を以てす此法は防濕の最完全なるものなりと共に體裁及保存の點に於ても大に可なるを見るなり又床の敷煉瓦面を磨き重油の混成物を一面に塗り尚ほ時々同法を加ふるものなり是れ亦床より來る濕氣

の構造に就て其一例を圖示せん要するに其構造は瓦工の經驗と其材料によるものにして一定の方式と稱すべきものなし

家屋は煉瓦を疊み柱を立て天井及窓は紙を以て覆ひ(近來窓に硝子を用ふるものあり)敷くに又煉瓦を用ひ且つ窓類は冬時は密封しあるを以て自然空氣の流通宜しからず加ふるに燬室の方法不完全にして猛烈なる炭酸瓦斯を發生する火爐子を用ふるが故に出入頻繁ならざる室内は往々居住に堪へざるに至る故に戸隙子の上部に孔を穿ち紙を以て流通口を造り不潔の空氣を排出す此裝置は比較的衛生思想あるものによりて行はるゝが故に外界冷氣の進入を防ぐに付ては應分の工夫を施したるものなり



我廣縁花筒に類似し丈け約二尺大き之に適ふ燃料には煤球を用ふ粉炭と粘土とを以て混製したる指頭大の球塊なり

下部に車を附し炊事終れば之を炕中に移すなり之に類する二三の方式あれども之を省略し今一般炕

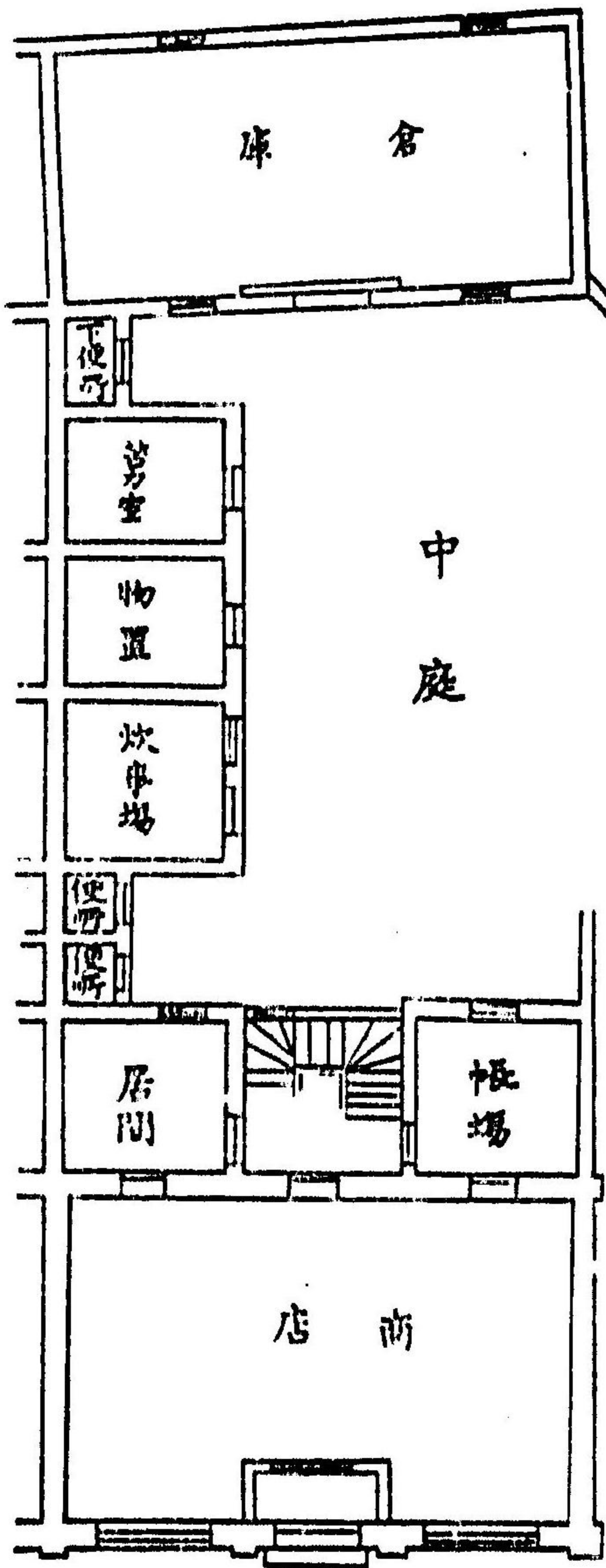
炕 煉瓦を以て築き床の一部を高くして其内に焚口及び煙道を設く燃料は高築の廢殻を用ふ上面敷くに糠子(毛氈)又は蒲團を以てし其上に坐臥す上乗の家屋に至りては室の全部を炕となし研削したる敷瓦を以て之を覆ふ此式にては焚口は數ヶ所にあり適度の温を保つに便にす故に室内にあるもの火氣の存する所を知らず室外寒風凜冽なるも室内陽氣徐ろに來るの感あり

下流の家に在りては炕に用ふべき火力を炊事に共用するものあり即ち爐子の

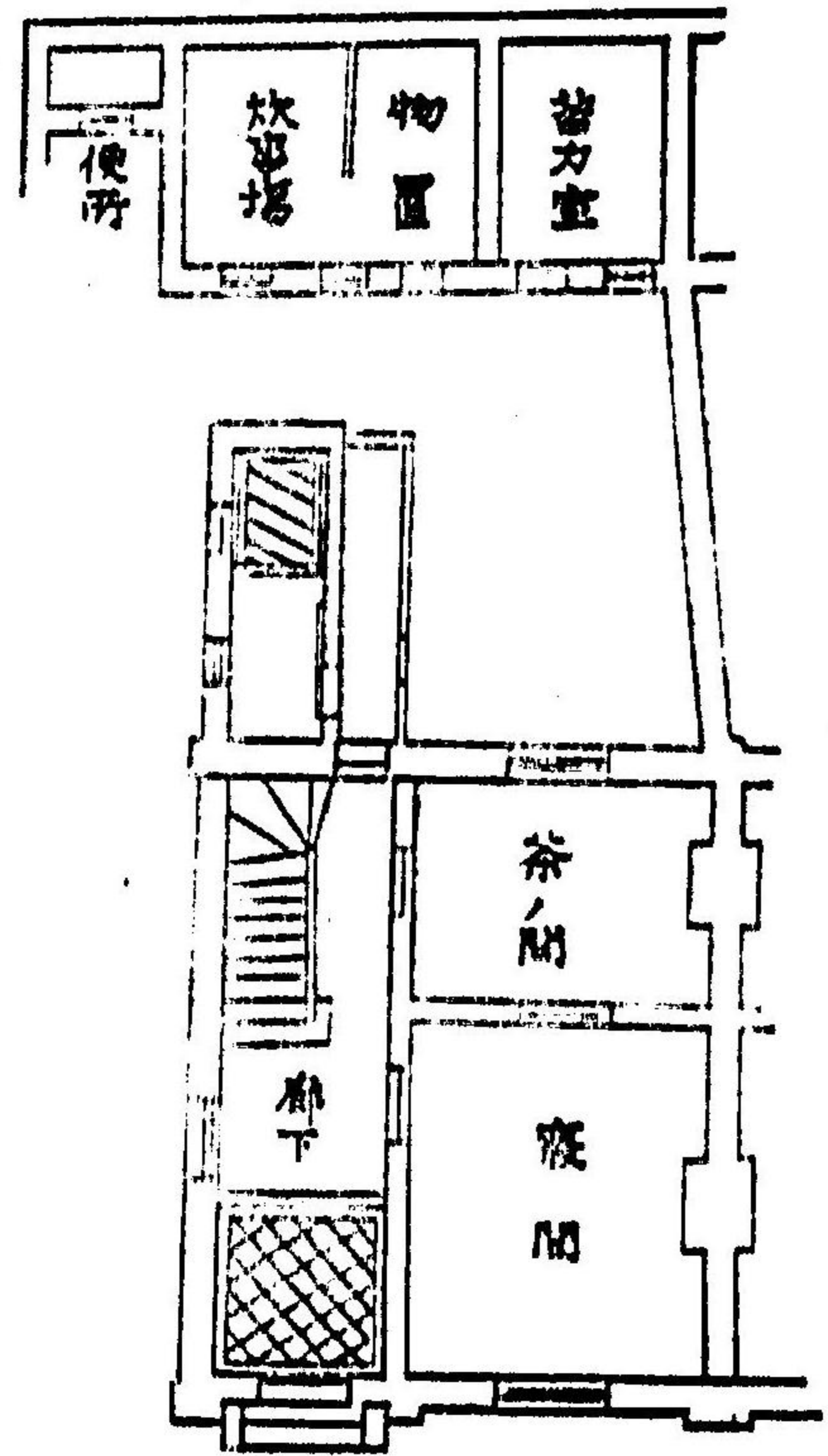
の幾分を防ぐに効あり但し此地造家者は悉く知て之を行ふに非らざるなきを疑ふなり
 清國は熱帶國にあらざるも夏季三伏の暑熱酷烈にして照射の處往々攝氏六十度以上に及び樹陰尙四
 十度に達す支那人の之に對するの法二あり氷塊と天棚と是なり
 氷塊を以て暑氣を避くるに要する器具は方形の容器にして製作法殆んど我が桶と同式なり唯蓋ある
 を異なれりとす之に氷塊を滿たして室内隨所に放置す冷熱を減じ又蠅を防ぐに足る氷塊は天然氷に
 して其價甚だ廉なれば中流以下のもの亦能く之を使用す天棚に就きては北京誌第三十五章第八項に
 詳述しあれば略す其工人は冬季閑散なれば夏季の收入を以て一歳の計をなさんと欲し顧客を見て法
 外の價を求めて厭かず

第五節 居留地の家屋

當地各國居留地に建築せられたる家屋は一律に支那式家屋と全く其趣を異にす一言にて之を謂はゞ
 即ち清國の材料工人によりて造られたる西洋館なり勿論其微細の點に至りては各其國風により多少
 の差異あるべく且つ居留地の氣候風土に應じて相當の參酌を加へたるものなきにあらざれば其本國
 のものに比して亦多少の相異あるを免かれず概して二層の煉瓦屋にして木造の床を張り瓦又は海鼠
 板の屋根を架し漆喰を用ひて天井を造る其様式は一種の「コロニアル」或は卑ひべき折衷式即ち過渡

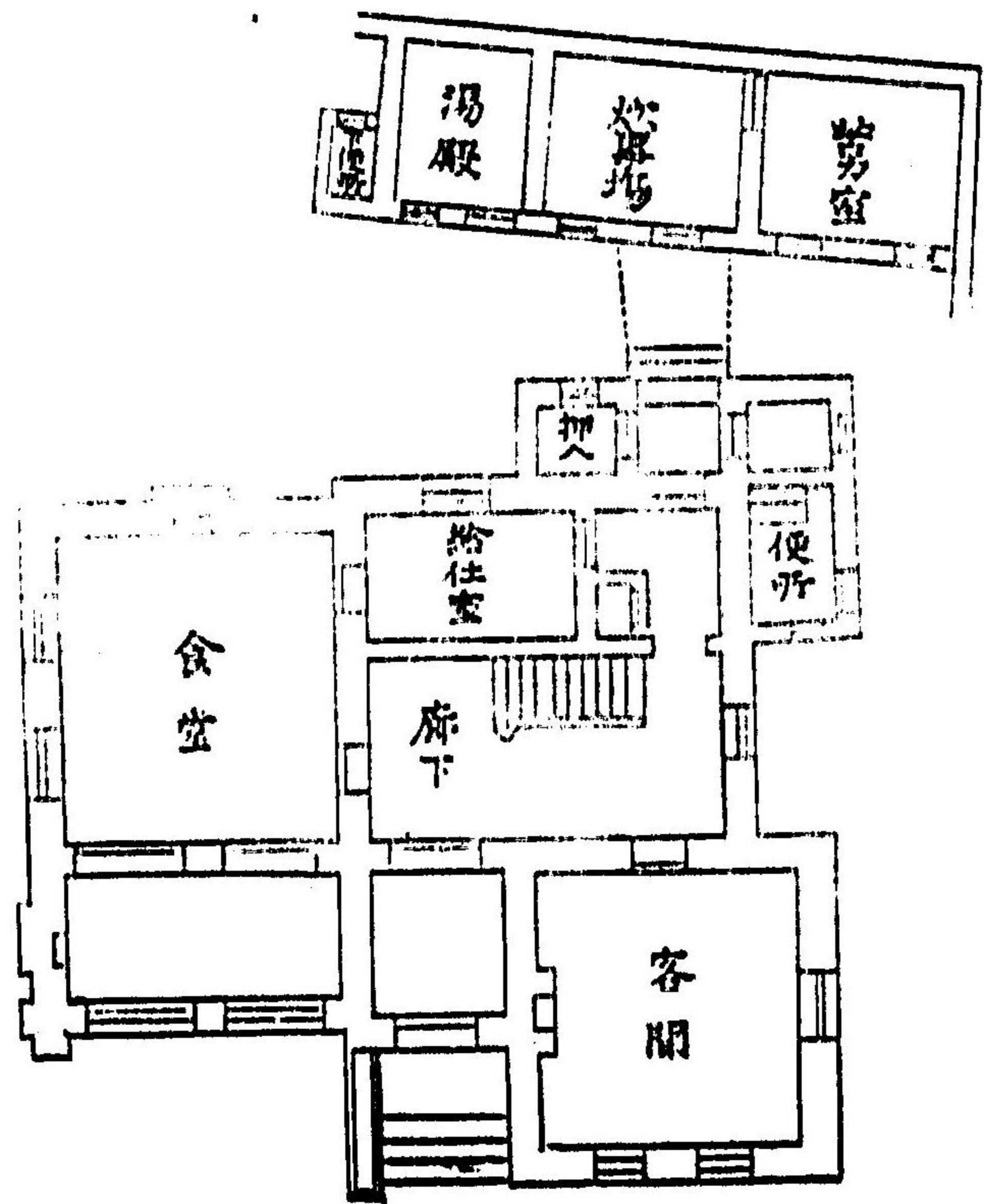


の様式なり其一例として圖を以て示さんされど北清事變以後居留地は百般の事項に就き等しく創目
 の進歩をなし各國租界の家屋の如き體裁と實用を兼ねたる大建築陸續として造營され特に英租界地
 の如きは最も早く開けたる租界なるを以て街巷其他衛生工事の設備稍完全に整頓し建物亦た宏壯見
 るに足るべきものなきにあらざる左圖は北清事變以後の建築物の範例として掲げたるものなり其規模
 固より當ふに足らざれども近來正式の教育を受けたる建築家の此地にあるを知るべし然れども何れ
 の殖民地にも同様粗糲の弊あるは免るゝ能はざる所なれども特に當地に於ては元來器用ならざる支



那職工の爲めに施工法殆んど其極度に下落したり故に貸家の賃價の如きは各其本國に比し較々低廉なるを常とす其配置法等は著しき差異なしと雖も炊事場及雇人部屋と本家との關係に於て一種の明瞭なる特色ありと云ふを得べし而して其方法は支那家屋より來れるを見る則ち茲に掲ぐる數圖は其一例と見るを得べし支那雇人ある家に在ては多く之を本家に住せしむるを好まず雇人を以て之に充つ其不潔の習俗を厭ひ臭虫等の傳播を防ぐの用意あるを見るべし炊事場は燃料の關係及汚物の整理上(炊事場の汚物は下水に排出せしめず皆溜を作りて之に貯へ掃除人に托して白河に放流す)亦た本家を離れ若くは本家に直接出入の戸口を避く則は掃除人の接近し易からんが爲めに亦た家人の通路と接觸せしめず是れ多くは前圖の如き配置法を取る所以なり

我日租界の家屋には本國の流義を襲ひ塵を敷き隙子襖を用ひたるものあり多くは割烹店類又は中



流以下の一室を以て寝食起居を兼ねるの便法に執着する者の間に行はる然れども此等の家屋の周壁は多く煉瓦壁にして硝子窓を有す此地冬春二季風塵甚だしく且隙子の構造之に對して變化せざるべからず且つ夏季の暑熱及冬季の寒冷に對しては家屋の建築上亦た自ら新案を要す北側に家を築まんとするもの類らく意を茲に注がざるべからざるなり

第二十三章 燃料

天津地方一帶は薪材に乏しきを以て住民の用ふる主なる燃料は石炭「コークス」木炭煤球兒(所謂炭

開なり。其他勢榮及び蒸根高粱和麻科、粟、麥等雜穀の種を以てす而して石炭及び「ロークス」は工業用を除くの外各外國專管居留地及び清國中流以上の暖室料に用ひられ其他は一般に炊爨及び雜用に供せらる。

第一節 石炭

一般人民の用ふる石炭は通常有煙炭にして無煙炭之に次ぐ有煙炭産地の有名なるは開平炭坑にして三坑あり每坑一日平均約一千噸内外を産出し爾餘の三個の小坑より採取するものを合せは一週間の産額總計約二萬五千噸に及ぶと云ふ天津には河東貯炭所と稱する開平坑務局の石炭販賣所あり貯積額は常に一定せざるも平均一噸價格十兩を以て販賣せり。

無煙炭は北京西方の西山一帶より産出するもの多く天津に於ても發賣せらる但し品質不良にして有煙炭を混せりと云ふ其他直隸省順德府より河南省彰德府地方及び山西省に亘り無煙炭を産すること夥しく開平炭坑と相對して有名なる石炭産地なるを以て近時北京「シンジケート」の經營採掘する所となり遠からず天津市場に現はる可しと云ふ又近時山東省石炭會社の採掘は青島天津間に二隻の運炭船を用ひ専ら粉炭を販賣せんとするを以て現今尠少額なるも將來は天津の石炭供給は極めて豊富なる可し。

第二節 木炭

木炭は主なる燃料の一なれども其價貴きを以て清國中流以下の住民は多く之を使用せず只上流者の採掘用其他料理店の炊爨用に供せらるゝに過ぎず木炭は其製造法により白炭黒炭の二種に區分す更に其の品質の高下により各一等炭二等炭三等炭及煙頭の四種に別ち白炭の一等炭を最上位とす此種類に従て價格大凡左の如し。

種類	單位	價格	種類	單位	價格
白一等炭	每百斤	五〇〇〇	黒一等炭	每百斤	四二〇〇
白二等炭	同	三八〇〇	黒二等炭	同	三二〇〇
白三等炭	同	二九〇〇	黒三等炭	同	二五〇〇
同煙頭	同	一四〇〇	同煙頭	同	一四〇〇

但し夏期の價格に依りたるを以て冬期は若干の騰貴を見ること勿論なり。

此等木炭は多く直隸省涿水縣下(天津の西北方約四百清里)及び西山(天津の西北方約八百清里)一帶より産出するものと直隸省遵化州(天津の東北約四百清里)北方の山脈中より産出するものとあり大抵毎年陰曆八九月より製造を初め翌年六七月に至りて止む故に産出は冬季を最とし六七月雨季に際しては産出額に減じ價に三四月頃製造せるものを搬出するに過ぎず運搬の方法は馬背により又は

馬車積とし若くは河舟の便による

天津に於ける木炭の集散所は堤頭一帯にして大小二十餘の間屋あり今其重なる間屋及び平常現荷高を擧ぐれば左の如し

間屋々號	所在地	在荷高	間屋々號	所在地	在荷高
桐興厚	堤頭	約百萬餘斤	富源號	娘々宮南	約百萬餘斤
坪昇	同	同	承德號	堤頭	約七拾萬斤餘
四合順	候家後	約八拾萬斤餘	福昌號	同	同
萬盛號	堤頭	約百萬餘斤			

第三節 煤球兒

煤球兒は所謂炭團にして石炭末或は木炭粉に粘土を混じ或は之に硫黃を交へ水を以て練り固めたるものにして之を燃焼すれば青煙を放ち且つ惡臭を發す是れ硫化水素燐酸砒酸等の混合物を生ずるを以てなり故に人身を害すれども火力強く且つ廉價なるを以て廣く清國中流以下の煤爐用又は炊爨用に供せらる煤球兒を用ふる煤爐は煙突を用ひざるが故に石炭の粉末を以て製する時には必ず無煙炭粉を用ひざるべからず煤球兒は其製法容易なるが故に地方村落民家の副業となり別に間屋と稱する

程のものなし通常屑炭又は馬背成は車載して市中に販賣す每百斤の價格約七拾仙内外なり

第四節 劈柴

已に述ぶるが如く天津地方一帯には通常薪材と稱せらるゝもの殆ど無し其市中に用ふるものは具備に材木の碎片等を小割したるものにして之を劈柴ピヤイと稱す列國軍隊駐屯以來其需用を充するため附近の部落にて特に製作し舟又は荷車を以て運搬し來る從て一定の産地なく又一定の薪間屋なし之れ何人にも小資本を以て隨意に營業し得るを以てなり強て一二の産出地を指定すれば楊柳青ヤウリウセイ(天津を距る南方約四十浬)及び北京西方西山一帯より搬出し來るを常とす價格は每百斤約一弗内外なり

第五節 其他の燃料

以上の外蒸棧高粱科其他雜穀等の料は天津の周圍百浬里四方の地より産し多く農家の副業として天津に搬出するものにして特に記す可きものなし而して此等の賣買間屋とも云ふ可きものは柴廠子と稱し河東に二十餘軒其他南門外河北を合すれば三十餘戸ありと云ふ

第二十四章 家禽及家畜

第一節 家禽

天津及び其附近に於ける家禽の重なるものは雞及鶩の二種なり稀に七面鳥鶩鳥及び鳩の飼養を見ることあるも其産額大ならず今此等に就きて左に其梗概を陳述すべし

第一 雞

一、原産地及傳路 清國人は曰く與天地共在又曰く事屬大定窮迫不及其言と舊史を翻讀するに蜀の圖山麓に蜀子雞なるものあり野生の雞なり其形貌は雉子よりは寧ろ家雞に酷似し嚴冬の候食餌の缺乏に苦み時に或は天津塘沽邊迄飛來す一年一二回土人之を捕獲す土人は之を呼んで石雞と稱し山幸の豊凶を卜するに供す云々とあり然るに海西史家及博物學者の説く所に據れば雞の原産地は或は東南印度と云ひ或は馬來半島と云ひ或は安南地方と云ひ諸説紛々未だ確定せず今暫く海西學者の説に従ひ其原産地は支那にあらずと假定し更に一步を進めて其輸入の徑路を推考するに二方面よりせしを認め得べし即ち

第一は雲南省及四川省の南部を經過せるもの第二四川省の北部及伊犁方面を經過せるもの是なり

家

り而して其の第一に屬するものは即ち安南交趾支那等の原種にして重體の肉用種に屬し専ら湖南湖北福建安徽等の諸省に傳播し北京に至りて止む第二に屬するものは四川省山西省直隸省及蒙古滿洲等に傳播し専ら輕身の産卵種に屬するものなり之を旅行家の記事に徵するも北京以南は漸く重身種を増加し北京以北は漸次輕身種を増加するの事證據々著明するを得るが如し

二、飼養地と種類 雞は各村部落到處に飼養せられ農家の副業としては必要缺く可からざるものとせらる然れども其利益は極めて細小なるを以て未だ一家の専業として従事するものなく僅かに小資本を以て細利を收拾するに過ぎず從て種類の改良繁殖飼養の方法特記すべきものなく唯舊來の風習を無意識に襲用するのみなり故に其種類極めて少なく到處同一種類を飼養し諸外國に於けるが如く

異形變態のものあるを見ず多くは一二種の雜種にして天津附近及以北に於ては輕身の産卵種北京附近及以南に於ては重身の肉用種を飼養し雜色單冠のもの最も多く稀には白色灰白色若くは黒色鵝鵝色のもの及び游薇冠のものなきにあらざるも其數極めて少し輕身種は社雞四百目化雞三百目のものまた稀ならず通常四五羽乃至十數羽を飼養し二三十羽以上を飼養するは一村落中極めて稀なり而して其四五羽を飼養するものは別に特種の設備をなすにあらず唯納厩若くは雞具小屋の梁上に一二の横木を結付け其下に席の破片を以て床を張り以て挑糞の散亂を防ぐに過ぎず然れども少しく多數を飼養するものに至りては厩外直後若くは納厩の軒下に矮小の陋厩(高三四尺幅三尺長八九尺の長方

家 畜 及 禽 類

形)を設け其一端に出入口を備へ内部には上下の二層を作り縦横に木枝若くは薄板を以て懸架を作り其内に棲息せしむ

生産地は極めて廣く市外四郷は勿論遠く山東山西の諸省より輸入せらるゝことあり然れども濰州府山附近より轉送し來るもの多きが如し此等の地方に於ては一家數十羽以上數百羽を飼養するものあり殆んど半專業的なりと冬期に熱肉として輸入するもの多くは此地方より來れるものなり

三、飼養法及産卵

飼養法 雞は一般に放牧的に飼養し特種の欄内若くは園中に籠居せしむること稀なり普通常例の家
欄内に遊食せしめ欄外に逸出せざらしめんことを力ひ然れども食餌搜求の末欄外に脱出し偶々以て隣欄の叱責を受くること稀ならず故を以て羽翼を鋭削して高飛を防ぎ牡雞を隔離して遠遊を抑止するの習慣あり概して家禽は兒女の専業にして養豚は家婦の副業と見做さる其食餌は一日僅に高粱一二夕を給するに止り別に魚獸肉若くは骨粉乾魚等と與ふる事なし又家禽用草種としては別段の栽培なく唯僅かに白米の屑片を放給するのみ通常一社に配するに六七叱を以てし終日同棲せしむるは産卵に害ありとし一日僅かに二三時間の外は常に牡雞を隔離密閉してその鳴聲を遠避せしむる過ぎず是れ一は産卵増殖の爲なりと雖も抑もまた叱聲が牡雞の鳴聲に應じ任意に分散遠去せざるを期するにありと云ふ

産卵 一年鳥は十月十一月(六ヶ月目)頃より産卵を始む翌年一年は最良産卵期なり第三年目に至れば稍その數を減するを以て第二年の秋季に至り新鳥の産卵するを待ち市場に携帶して販賣するを例とす産卵は初年一年間は百五六十乃至百個を産するも次年に至れば半數乃至三分一に減少するを以て收支相償はざるに至ると云ふ卵は輕身種は一個十三乃至十八乃至内外の重量を有し純白色のものを最良として灰白色のもの之れに次ぐ多くは千個入の揚籠に充載して市場に運搬するを例とす貯藏法は石灰木屑等に埋入することなきにあらざるも多くは小豆高粱中に挿入し寒冷なる暗所に放置するを例とす

四、孵化法 母體及人工孵化法の二種あり母體孵化法は我國農家に於けるものと同一にして一母

雞に雞卵七個乃至十二個(鶯卵は五六個七面鳥鶯卵は四五個)の割合を以て抱化せしむるものを云ふ(特に七面鳥を飼養し此目的に供するものあるも七面鳥の飼養法及幼鳥發育は容易ならずとなし一般に普及せず)人工孵化法は我國に於けるが如く複雜なる器械を使用するにあらず極めて簡單なる形式によりて施行せらる此法は支那に於ては遠き以前より曉知せられ千百年以前の昔時より傳はれるもの、如し傳説によれば馬糞中に落産せる一卵日光の爲に偶然孵化せるより想起し此法を案出せりと云へり但し其年代及歴史を審にするを得ず現今に於ては人工孵化法は國中到處實行せられ雞の過半は此法により孵化せるものと云て可なり其形式は各種各様にして一定せず各自の好む處に従

ひて養鶏す左に天津附近に於て使用する形式の概略を示さん
天津を距る西方約三哩の處に吳家嘴天齊廟の二小村あり各一個の孵化所を有す六十年前の創立
に係るものにして其構造設備及孵化方法等の大要は左の如し

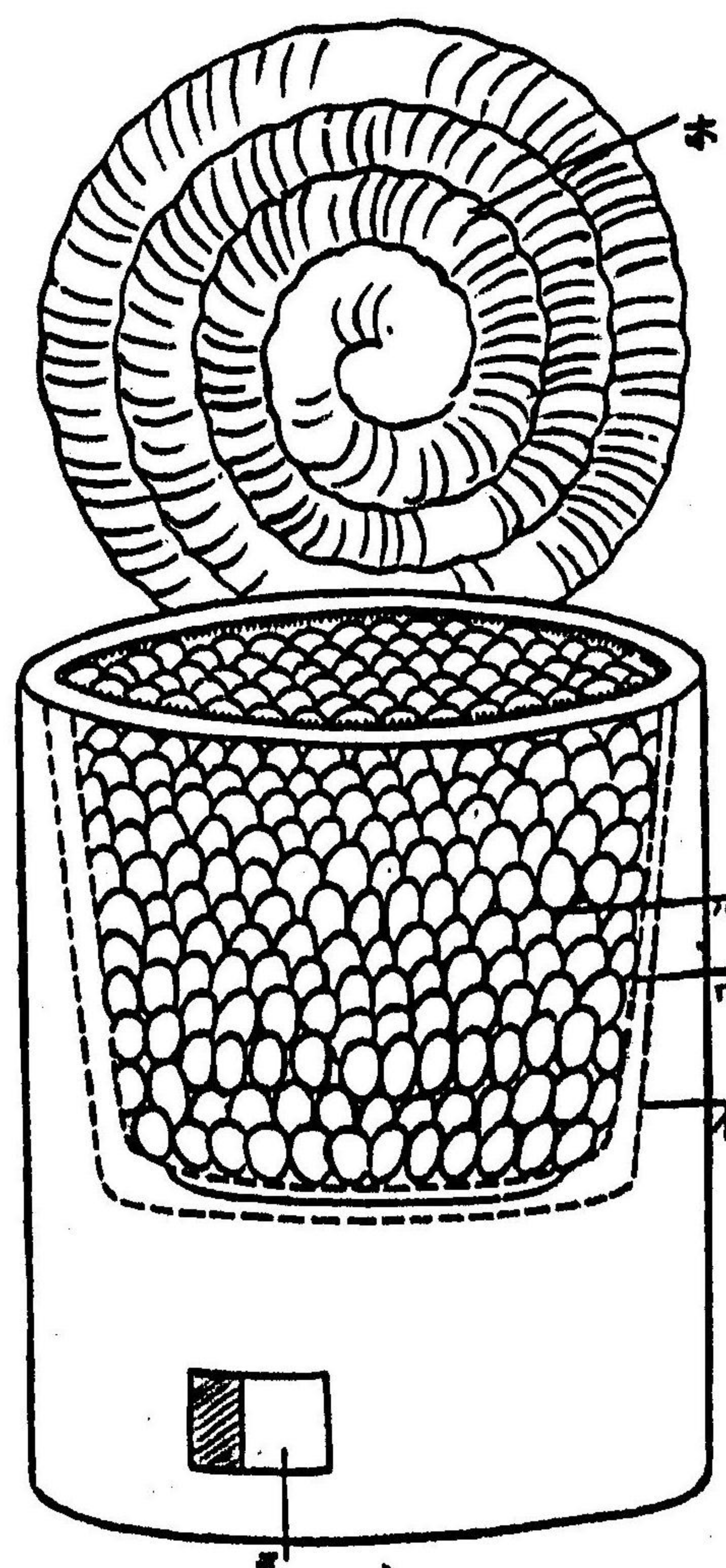
甲、構造 約二百坪内外の一小地區を劃し繞らすに支那常式の煉瓦塼を以てし内に小窟を建設す即
ち孵化室なり該室は間口八間奥行二間建上二間半の一室にして南面す一間づゝの通用口二個所あり
又一間毎に地上一間の高さに於て三尺四方の窓一ヶ所あり東西北の三面は閉鎖す土床にして粗製煉
瓦を以て建築せり其縦線に従ひ普通天井の高さ(八九尺)に一層の鳩床を作り更に之より三尺の高さ
に於て又一層の鳩床を作り西縁は二三寸大の東溝を以て圍繞せり屋内の兩側には十八個の缸(水瓶
後に掲ぐ)を並置す中央線の地下は通路なり

缸は高さ四尺口徑三尺厚さ二寸の大土瓶なり下部を二層に區劃し側面に燒火口を設く内に土盤三四
個を重ね置く或は鈎を代用することあり

土盤は厚さ二寸直徑一尺の土製の圓盤なり
覆蓋は厚さ二三寸にして和紙を以て組合せる圓盆形の覆物なり缸口を覆ふに用ふ

入口の戸板に卵大の小孔三個を穿ち之れより光線を射入せしめて透光を作り以て檢卵の用に供す
鳩枝籠は直徑二尺深さ一尺五寸の筒形にして卵を充載するものなり

其外七間に三間の東面せる二棟(技術家の居室及納庫)及南面せる小屋一棟を建設して雜用に供せり



(イ) 鍋若くは籠を支ふべき中障物 (ニ) 火口(開閉自在の木蓋あり)
(ロ) 鳩枝籠 (ハ) 雞卵 (ニ) 蒸製釜
乙、事業方法順序及孵化法

方法 孵化室を開く時節は年により多少の遅速あるも陰曆二月二十九日(陽曆四月十一日)を以て其
第一回を開始し五日毎に缸數を増加す使用缸數は總計十八個なるを以て第一回に於ては缸數四個

第二回第三回に於ては各四個第四回第五回に於ては各三個を充用す毎缸中に各一籠を置き一籠に雞卵一千四百個(鶯卵は七八百個)を充載するを例とす故に一年の孵化数は二萬五千羽の多きに達す而して死亡率は大約其三割と見做し置けば大差なしと云ふ

順序 事業順序は先づ雞卵を精選して之を籠中に並置し籠は之を缸中に入れ木炭火を用ひて缸内の土盤を熱し以て盤上の卵籠に熱を與ふ一日三回(午前六時正午十二時午後六時)卵を他の籠に移し彼我交換するものとす是れ上層下層を轉倒して温度の均一を得せしめ且つ卵の各部にも可及的同一温度を普及せしめんが爲なり第五日に至り詳細に各卵の孵化力を點檢し其不良のものを排除す第十日に至れば卵を籠より取り出し第一層時上に移し切藁木屑等を以て敷詰めたる席上に並置し更に藁を以て其上を覆ひ置くなり斯の如くして放置すること五日間にして更に第二層時上に移し二十一日目(鶯は二十八日鶯七面鳥は三十一日)に至れば卵殻は自然に破裂して雛鳥其内より出頭すべし此に於て之を取り出し水と高粱米若くは練餌とを與ふれば躊躇歩行して食餌に就くに至る其需用は極めて多く隨て孵化すれば隨て賣れ行き四五日以上停滯すること稀なり大概一羽一錢乃至二錢にて買求め更に之を三錢乃至四錢にて賣るを例とす

孵化温 成績の良否は一に採温の適否に関するの理は既に業に知悉せりと雖も別に温度計驗温器等の設備あるにあらず一に經驗と熟練とを以て僅かに其成功を期するに過ぎず温度調節は多年の經驗

と皮膚の感觸により之を識別するを得と云ふ即ち第一期(雞は五日間鶯七日間鶯十日間)は發汗温(第一日第二日は攝氏三十九度八九分となし其より漸次遞減して三十八度の間に昇降せしむ)第二期(五日間)は皮膚温(攝氏三十七度八分より漸次遞減して三十度に至る)となし第三期(十二日間)は初夏温(二十七度八分)を持続せしむ其他外氣天候等の關係より多少の變動を要する場合あり且下該村附近には僅かに四名の專業者あるのみなり

五、市場及消費 市内に大市場三個所あり佛國租界英國租界に各一個所支那市街に一ヶ所毎日午前七八時開市(支那市街七時外國租界八時)十時若くは十一時に至り任意に退散す一般に支那市場は早開早閉にして外國市場は遲開の習慣あり是れ支那市場の顧客は多くは男子にして外國市場の顧客は多くは婦人なるによるならんか支那市街に於ては別段の構造を有せず又僅かに路傍の兩側に雜然陳列するに過ぎざるも外國租界に於ては大規模の建物を有し設備略完全し其佛國租界の者は幅九間長さ七間の大伽藍にして四列に區分して陳列し其外に大廊下を設け以て牛豚肉雞鶯等の小賣に供す英國租界のものは更に大規模の構造にして間口十間奥行五間のもの十一棟を並建せり然れども目下は僅かに其四棟を使用するのみ賣買繁盛なるは九時より十時の間にして其雜沓は殆んど名狀すべからず

市場統計 精密なる統計を表示するは極めて困難なり何となれば業者の如きは稅關の調査により稍

と違ふ前者の及ばざる所なり

二、飼養 一般に青大豆及高粱の粗末を混じ之に穀を加へ練餌として與ふ稀には豆餅焼附精等を與ふることあるも發育大ならざるを以て有利ならずと云ふ其分量は一日僅かに二三夕に過ぎず爾餘は沿岸泥土中の介虫を捜食せしむ然れども多數飼養するものに至りては一種の混合物(大豆高粱粟糠等の混合物)を製し常食に供す

三、解化法 鶏の條下に述べたるが如し

四、市價 鶏は産卵の目的よりは寧ろ肉用として飼養するを以て九十月の頃に至れば市場に吐出するを常とす普通種は一羽七八十錢なるもその大なるものに至りては一圓五六十錢乃至二圓五六十錢の高價に昇るものあり市場に搬出する際には鴨子食なる一種の丸劑(高粱大豆糠の粗末に塵土の多量を混じたるもの)を製し之を強食せしめ以て秤衡の重量を偽裝することあり精密の検査を要す卵は其重量雞卵に比して大なるを以て從て其價も高く普通二錢内外なり

第三 七面鳥(洋雞、火雞)

北京保定等の各地及山東省濟南附近より輸入し來る大抵一市場に十乃至五十羽を保留しあるも販路は極めて狭小なり又雞鳥の生育には熱線を要するを以て營利上の目的には適せずと云ふ然れども性

質温順にして歩行頗る緩慢なると體格巨大にして多大の解化力を有することにより層々解化用に使せらる

第四 鷄 鳥

鷄の如く河沼地に飼養せらる大食なるを以て營利上の目的に適せざるも愛玩用として飼養せらるもの少なからず

第五 鳩(鴿子)

専ら山東省の各地芝罘濟南方面より輸入せらる多くは野飼の幼鳥を捕獲して飼養せるものにして村落の兒女之に當り専業とするものなし

第二節 家 畜

北清地方に於ける主なる家畜は牛馬驢騾羊豚の諸種にして駱駝は僅かに北京蒙古間に飼養せられ水牛馴鹿等は絶無と云ふて可なり今左に主要なるものを述すべし

第一 馬

一、産地及種類 馬は其産地甚だ廣く東西南北の各所に産出す就中最も多く産出するは四川省陝西省の秦都及東三省山東山西甘肅雲南等の一部なり然れども最大の馬産地と稱すべきは即ち蒙古にして清國馬匹の十中八九は皆此地に産出するものなり此地方に於ては馬匹を以て買税に代納せしむる所あり其價格は地方により一定せずと雖も通常一頭に付き八兩乃至十二三兩に換算す稀には三十餘兩に至る事ありと云ふ北清地方に於て専ら使用せらるゝは蒙古産にして張家口を經由して輸送せらるゝものとす蒙古馬を大別して左の二種とす

- 一、東部蒙古産一名庫倫馬
- 一、西部蒙古産一名伊犁馬

前者は脊低く肉厚くして短骨重身の軀を呈し俗に所謂滿洲馬と稱するもの是なり後者は長身輕肉にして殆んど西洋種に類するもの是なり其産類は東部所産も多く西部産は極めて少數なるを以て東部産馬は蒙古馬を代表す

二、用途 馬匹は其用途甚だ廣く或は騎乗に役し或は駄載挽車の用に供し或は耕耘製粉等の業に服せしむる等苟も勞力の多量若くは速力の甚大を要する場合には大概之を使役するを常とし戰時に於ても亦騎乗に挽車に駄載に多大の勞力を使用して人力の缺陷を補給せしめ平時に比して用務一層重且つ大なるものありて他畜類の遠く及ばざる所なりとす故に歐米各國に於ては夙に馬匹の改良に

銳意し我國に於ても挽回期りに之れが改良を謀るに至れり清國に於ては未だ此曙光に接せざるにより馬匹は依然として數世紀以前の舊態を存し體格矮小性質粗野にして殆んど半野生的の狀態に停止せり然れども乘馬の因習廣く流行するを以て各人多少の智識を有し一般に騎乗の術に通曉せり且道路平坦にして柔軟なる塵土なるが故に廣く挽車に用ひられ客車には一頭立の馬車多く荷車には三四頭引のもの最も多く稀には七八頭を繋駕するあり而して其車輛に役する者にして養馬と稱する車輛直前に繋駕するものには盲目馬を用ふるの習慣ありて甚だしきに至ては故意に眼瞼を刺刺して盲目たらしめ以て此目的に副はしむることあり殊に最も奇觀なるは一車輛に牛馬驢騾を混用すること是れなり其性質の異同は休止の際にありて馬は起立し牛は牛臥し驢は反轉し騾は間食する等各其特質を表示して個々別々の運動をなすと雖も一旦車輛に繋駕するに及べば能く一致協同の動作をなし互に相反撥する事なし是れ使役者特得の技能として誇る所なり馬車夫は通常一本の馬鞭(長三四尺の木竿に六尺乃至一丈の長索を附せるもの)を手持し鞭打して一種の警音を發し馬匹の怠慢を戒め又一種の奇聲を發して左往右往を命ず馬は能く其號令を聽知し左右前後に進退す其狀馴練せる兵士の進退に彷彿たるものありて其巧妙實に驚くに堪へたり

三、市場及市價 天津市に於ける馬匹の市場は南門外に在り三六九の各日に開設す其方法は我國の舊法と同じく賣買者相互に手を袖中に握り双方の意思を交換するものとす是れ馬價は人々見る所

を爲にして高低一様ならざるを以て彼我の秘密を保護するが爲めなりと云ふ多く仲介者ありて相互間の調和を謀り約成れば平拍ちの音川取りとなり雙方より一二歩の手取料を徴するの習慣なり萬一契約の後に至り痲疾惡癖等を發見し破約の止むなきに至るときは數々兩者の間を往來して調停を試み容易に破約に至らしめず故に双方譲歩して終に泣渡入りとなること多し是れ即ち彼等仲介者の技術と信用とによるものなりと云ふ

市場に聚集する馬匹の數は通常百頭内外にして多くは劣等馬なり上等のものは大概馬場に繋留し就て見るを例とすと云ふ價格は體格年齢毛色時季及調教の程度等により同一ならざるも大概四尺二三寸にして六歳白毛のものは七八十圓を通例とす年齢一歳を加へ體尺一寸を減する毎に一二割を減じ之に反するものは同一比例に騰貴するものとす春秋二期に於て競馬を演ずるを以て其間に至れば一二割の騰貴をなし又走馬と稱し我國の長足乗馬即ち三足速歩を調教せるものは二割以上の高價なり

四、管理 普通高粱一二升黒大豆五合と割切粟一貫目を混合せるものを一日分として携帶し休止毎に採食せしむ蹄毛後は更に高粱の油汁を作り粟糠を混じて練餅となし終夜放食せしむ故に勞働は極めて過劇なるにも拘らず常に肥滿の状態を維持し脱肉骨立のものを見ず手入れは極めて簡單にして鐵蹄毛櫛等を使用せず時に塵埃を殺むりたるときは河流に泳ぎ行き一二回全身浴をなさしめ續

に木片若くは雑巾を以て汚濁を掃除し餘は悉く自然の蒸發に放任するのみ蹄鐵は一般に裝着し一ヶ月一回改装を行ふ然れども品質粗悪にして殆んど我國のもの、三分の一の重量を有するに過ぎず釘も亦粗能なり一回の改装料は廿五錢乃至四十錢にして一定せず技術の巧拙蹄鐵の多少により高下を決定するものとす

五、疾病 一旦疾病を發すれば疾病の如何を問はず先づ刺絡を施し然後投藥するを例とす刺絡の箇所は胸前腋下球節上下股股等なり頸部腹に於てすることは其實例を見たることなし藥品は少くも四五種多きは二十種を處し何れが真効あるや何別に汚ましむ多くは豫め賣藥的處方を以て依りて調劑す馬經大坐牛馬經の處方に則れるものなり

第二 驢馬

驢馬は短距離の乗用若くは輕量の駄載又は小兒の遊戯等に供用せらるる産地は馬と大同小異なり價格は一四十五圓以上六十圓位なり

毛色は褐色又は赤茶褐色にして脊梁上に黒條を有す其他の毛色は極めて稀なり體格は三尺以上四尺以下のもの多し

第三 騾

騾は堅忍粗食にして重役に耐ゆるを以て専ら親軍川に供し騎乗用として使用するは甚だ稀なり其性質運鈍にして恐怖性甚だしきを以て敏活の運動を要する場合には適當せずと云ふ牝馬に牡騾を配せるを最上等とし牡騾に牡馬を配せるを次等となす而して牡騾には繁殖力なしと云ふ

第四 牛

一、產地 天津に輸入せらるゝは蒙古産及山東産の二種にして又稀に朝鮮よりす毛色は赤黄色のもの最も多く黒色及斑色等は極めて稀なり山東産は體重百三四十貫のもの最も多く蒙古産は稍小軀にして百貫内外のもの最も多し蒙古産は張家口を経て隨時北京に集合し漸次當地に轉賣せらるゝその陸路輸送のものは六頭を一群とし牧夫一人を附し一日行程六七里の割合にして路傍の生草を喰せしめつつ悠々として追來るものとす山東産は直に萊州附近の産にして一は海路芝罘線により輸送し一は陸路濟州河漢鎮等を経て楊柳青に集合す蒙古産は普通一頭四五十圓山東産は五六十圓牝牛は一二割高價なり但し體格の大小により價格を變易するは勿論なり

二、用途 牛は其用途極めて廣く農業上諸般の業務に役用せらるる其性運鈍なるを以て輕快の作業

に耐へずと雖も緩慢的作業連續的動作又は莫大なる働力を要する時等に於ては却て馬よりも重用せらるゝこと鮮なからず例へば秋陰なる地區若くは高低參差なる土地の耕耘又は山間難路通過河川徒沙の多き場合若くは製粉業の如き働力の不問を忌む場合等に於ては其効用遙かに馬に優るものあり其外外物の刺戟に感ぜざるにより貴重品の運搬等保險を要する場合には極めて好適なり

今試みに使用上牛馬の優劣を比較すれば大略左表の如し

牛	馬	運力	性質	危險	力位	疾病	飼料	管理	價格	使用年限	價格の減耗率
遲	快	驕傲	多	少	多	少	精費	難	貴	長	少
溫順	少	多	少	多	粗廉	易	廉	短	多		

是に由りて之を觀れば或一二の點を除けば牛は馬に優るものたるべし

此外其糞尿は以て田圃の肥料となし汎く各種の作物に養料を給して其收穫を増加するの効あり又其乳汁と其肉とは滋養の効多き等農業上衛生上最も必要缺く可からざるものゝ一なり故に歐米各國に於ては夙に之れが改良に鋭意し現今に於ては殆んど別種の如き特質を發揮せしむるに至れり今其常用類別法を掲げて清國牛の現狀を比較し優劣の差の甚大なるを示さん

牛の品種を類別するの法一ならず或は其用途に従ひて肉用役用及乳用の三種となし或は其產地地形

に従ひ山岳種平原種及中間種となし或は原産國土に従ひて獨佛英米等の諸種に類別す然れども最も簡便にして且つ實用的なるは第一法即ち用途により類別するの法なりとす

一、肉用種 頭甚大ならず脊は頸より尾根に至るまで平潤にして彎曲することなく尾根部又脊より高く突起せず體軀は前部稍小にして後部大に皮は軟滑緩弛毛は軟細にして粗粒ならず四肢は細小にして長大ならず骨は精美にして粗大ならざるを要す是れ骨の精美なるものは肉量大なるを常とすればなり早熟速肥の兩質亦缺くべからざるものとす此種の牛は肥満すれば體軀殆んど長方形をなし脊線と胸腹線とは並行するに至るべし「ヘーアンソールド」及短角種の如きは其標準となすべきものなり

二、役用種 全く前者と異り其體前部は却て後部より大なるを要す蓋し胸格闊ければ肺量多く呼吸水積して久しく労働に耐るを以てなり體軀は甚だ肥大ならず四肢は能く發育して其關節は強大なるを要し肉は太く遠くして皮膚と共に堅牢なるべく鼻腔大にして肩は強く擴張するを要す而して此性行は温順にして能く使役者の命令を遵守するものたらざるべからず

三、乳用種 頭は角と共に精美なるべく粗大なるべからず頸は肉用役用の兩種に比して細小なるべく體軀は大にして其後部は前部に比して著しく大なるを要す體の各處に脂肪多く生ぜずして較々瘠瘦の觀あるを可とす骨の粗大ならざるを好むは肉用種に同じ此の諸點の外更に左の四點に着眼す

るを要す

- (一)皮膚の性質
- (二)乳房
- (三)乳膜
- (四)乳鏡

皮膚は軟滑にして緩弛なるべく殊に頸部に於て然りとす被毛は細くして短からず柔軟なるべし乳房は大にして之に觸るれば軟滑の成あるを要し其皮膚は薄くして少しく皺縮するを要す乳汁滿つれば緊張するの餘地あるを以てなり

乳脈は好く發育して腹の下部より乳房の近傍に強大なるもの顯はるゝを良とす

乳鏡とは乳房の側に在て後部に而し上向して細毛に掩はれたる處を云ふ乳鏡良好なるものは産乳の量多しと稱す出乳の後には縮小するを良とす但し乳鏡の状態は未だ以て良乳牛の標準となすに足らざるなり

今清國産牛を前掲標準に照せば蒙古産は役用種に類似し山東産は肉用種に屬するものなるべし而して乳用種たるの資格を具備するものを求めんとせば勢ひ蒙古産中に就きてその粹を抜かざるべからざるなり支那に於ては宗教上の關係より牛肉を食せず牛乳を飲用せざるの因習ありて今尙此習慣を脱せず専ら挽車耕耘の二途に用ふるに過ぎず從て種類改良は未だ會て企畫せられたることなきが如し是れ即ち清國牛現時の状態なりとす然れども其産額を極々に附すべきものにあらざることは左表に徴して之を知るべきなり

左に掲ぐる所は明治卅六年より同卅九年に至る輸出入数にして天津鈔關を通過したる分とす

種類	明治三十八年		同三十九年九月迄	
	天津へ輸入	天津より再輸出	天津へ輸入	天津より再輸出
牛	三、三五九	一、〇〇〇	四、三〇四	〇、五六九
羊	六四、四四八	三、八二四	六四、一四三	
豚	四八、九五二		三六、九八二	
生牛皮	一五、一七五		一六、一六三	二、九一七
種類	明治三十七年		同三十八年	
	天津へ輸入	天津より再輸出	天津へ輸入	天津より再輸出
牛	二六、二二四	一九、二二二	一一、四〇七	七、二八九
羊	六三、九七〇		二二、二四九	八〇九
豚	八五、一九〇	二九、七三二	三四、三三五	一、八一六
生牛皮	一一、二五〇	三、〇六六	八、二二三	三、五六五

三、飼養 飼料は極めて粗悪にして日々粟一升青大豆五合若くは焼附糟二升位に割切せる粟科一貫目を混じり食槽に入れて放食せしむ其外豆腐屑を混入するは上等の飼料にして乳小飼養等に供用す

夏時には牧畜を附し荒蕪地に米を往き放牧す其際乳牛の懐には井字形の口枷を符め乳の亂吸を防ぐを例とす

四、屠殺及屠場 牛商は重に天津城西門外に在て五六軒を出でず日英獨の軍隊には各附屬の屠殺所を有するも市中には一定の屠殺場なし到處の空地若くは村端の路傍に於て之を行ふ其方法は先づ屠牛を場内に牽入れ数人強力により四肢を緊縛して横臥せしめ回々殺傷を請ひて之を屠殺す該屠は、備々器として口に呪文を唱へつゝ入り來り昏目一喝して其神刀を牛頭に加へその流血淋漓たるを見て北ぐるが如く逸去す回々殺にては豚を以て非常なる不潔物となし該殺徒は唯に豚肉を食せざるのみならず養豚所若しくは屠豚所等の如き苟も豚に縁由ある個所には出入する事なし故に屠牛所を屠豚所に流用せるの形跡を發見する時は断然屠牛者の依頼を謝絶すと云ふ

五、搾乳業 搾乳業は米だ幼稚にして見るべきものなし城内には絶無にして外國租界獨逸商乾松洋行の經營に係るもの又支那人某の各一ヶ所と日本租界に本邦人の搾乳所一ヶ所とあるのみ獨逸人のものは其規模稍宏大にして専ら濠洲産牛を輸入し其數四十餘頭を飼養し日々八斗以上を販賣すと云ふ其他の搾乳所は五頭乃至十頭の蒙古牛産を飼養するに過ぎず

當地方に於て搾乳業者の最も困難とする所は毎年十一月より翌年三月の間に於て牛疫の流行する一事にして現に明治三十七八年に於ては日本及獨逸租界を襲ひ日本租界に於ては僅に數頭に止りしも

獨逸租界に於ては全群四十餘頭を斃し損害甚高に達したりと云ふ卅九年に於ては獨逸租界を讓渡して僅に二三日にして四十餘頭を斃せしめたり此慘害酸鼻に堪へざるものあり
支那産牛の乳量は一曰五升を上等とし普通は概ね二三升なり賣價は五錢なり

第五 豚

豚は到處に飼養せらる其頭数は雞の次位を占む種類は黒色粗毛重頭重脚のもの多く白色種は南方諸地には屢々目録するも當地附近は寒家地方に於て稀に見るの外一般に飼養せず毛は南方産のもの美しく北方のものは僅に刷毛用に供せらる皮は北方産のもの却て貴しと云ふ

一、用途 之れを使用するは主として肉及脂肪を得んが爲めなり而して糞尿は農場肥料となし其の皮は鞍用又製本用となり其毛は刷毛用となる殊に便利なるは農場料理店酒造家及澱粉製造家等に於てはその廢物利用の爲め必要缺くべからざるものなり天性遲鈍にして氣候の激變に耐へ頑健無病にして陰地冷地にも尙ほ能く棲息し得るを以て廢物利用上の至適物なり

二、回々數と豚 何時代より清國に輸入し飼養するや審かに知る能はざれども牛馬と同じく太古より存在せるもの如し

爾來回々數の弘布と共に多少の消長ありしが如しと雖も日常生活上の必要は到底宗教勢力の制止し

能はざるものにして現今に至りては清國人唯一の食料品となり其需用供給の盛なる事他動物の遠く及ばざる所なり然れども回々教徒は之れを不潔物となし食料に供せず回々教徒の多き村落には之れを飼養する事なし試に天津近縣を旅行せば其多く飼養する動物の種類により該部落に何信者多きやを容易に察知するを得べし例へば道教村は豚を飼養し回々教徒は羊野羊を飼養する等の如し然れども我國佛教僧が魚肉雞卵に別名を附して密かに此等を食用せるが如く回々教徒も亦別名の下に豚肉を使用すと云ふ

三、豚商業 當天津市街には江橋附近に於て一二の養豚所あり二三百頭を飼養すと雖も多くは村落各方面より日々聚集し來るものなり其最も多きは楊柳青濁流鎮方面より來るものにして日々三五百頭以上に達す

楊柳青は大豚商二十餘戸あり小買人數名を常備して各所に派遣し個々に購入せしむ小買人は近くは濁流鎮附近遠きは保定府正定府順德府附近より更に山西陝西より買入し清河沿岸及北以北は彼等の得意先なりと云ふ其山東省のものは多くは濟南德州濁流鎮等の各所を経て來り稀には東方諸村より東樓等に集中するものなり然れども一般に山東産のものは輸入額餘り多からず今彼等豚商人の言に據れば豚は一産に四五頭乃至十四五頭を産するを常とす一年に一回乃至二年に三回分娩をなすを以て年額は僅少ならず養其宜しきを得れば九ヶ月にして繁殖用に耐ゆるも一年を待つるの安全にして

且つ有利なるに若かや何となれば早婚は早老に陥り易く末尾に至り最終の損失たるを以てなりと云ふ

養豚者は販賣上二種の習慣あり一は生後四五十日にして販賣するもの一は成熟の上販賣するもの是れなり土地と事情とにより一利一害ありとす例へば食料不充分なる飼養者は早賣を利とし酒店飲食店等の如き残滓廢物を多く有する飼養者は却て晩賣を利とするが如し小買商人の最も喜ぶは幼豚を買入れて一時飼養するに在て其有利なる却て成熟後の賣買に優ると云ふ

普通生後約五六十日ものものは一頭五六十錢にて賣買せられ之を飼育して一年内外に至り其成熟を待てば優に收支相償ふて尙餘ありと云ふ

賣買上最も有利なるは生後一年内外に至り重量百三三十斤(一斤は我百六十匁)に達する時にしてそれより百七八十斤に至る迄は稍收支相償ふべしと雖もそれより以上は收支相償はす尤も年齢を加ふる毎に多少成長し十二三年に至れば屠々四百斤の重量を有し甚だ稀には六百斤に達する事ありと云ふ然れども此等は多くは種豚の老後にして特別の待遇を受けたるものなり

四、飼育法 個々の飼養者は僅に廢物を投與し野外に放牧するに過ぎざれども少しく大規模の者に至りては最少の磚舎を設け埒欄内に群居せしむ通常五六十頭を一群となし一區畫内に分層せしめ日々三四飼料を與ふ食槽は埒外に設け時至れば通門を開き交代に採食せしむ常に飢餓の状態にある

を以て門戸の開くを見れば狂奔して食槽に就き一種の奇觀を呈す普通一頭に對し高粱粥若くは燒附糲三合穀一二合の割合に投與す飼養家は多年の經驗により其肉質を一望して生前に於ける飼養法の良否を察知し得と云ふ

五、屠殺法 先づ四肢を繋縛し大刀を以て頸部を盲切して出血せしむ出血は之れを容器に受け乾燥せしめて食筋に供す一種の木炭に劈刺たり死息を告げば熱湯を注ぎて皮膚を洗淨し一刀を後肢の球節直上加へ寸餘の刀痕を作り之れに吹竹を宛て行ひ一吹一打して皮肉の分離をなましむ皮毛は之を別種の商人に交附し肉は直ちに肉舖賣肉店等に運搬す一二頭の際殺は剷處の空地に於て施行すと雖も多數のものは西門外清真寺附近一定の際殺所に持ち行くを例とす市場は一定の場處なしと雖も直に北門外に集中し賣肉舖は至る處に開設せらる其數は天津市中五百餘戸七百有餘人の當業者ありと云ふ

市價は普通(百斤内外)一頭六七圓骨付一斤十二錢精肉小賣二十錢内外なり

第六 羊

清國に於ける羊は専ら蒙古産にして稀に滿洲山東山西の諸省に牧養せらるるものあるも其産額大ならず故に天津市に輸入せらるるは獨り蒙古産のみなりと云ふも過言にあらず

支那羊は其種類よりすれば平原種の如く又山岳種の如く殆んど其中間物なるが如し多くは灰白色にして稀に黒白の斑色のものあり重に肉用として飼養せらるゝも皮毛も亦輕視すべきにあらず一年一子若くは二子を産するのみなるを以て豚の如く繁殖力大ならず従て又豚の如く一般に飼養せられず唯僅に埠口附近に於て一時飼養すと雖も而かも亦蒙古産羊の中繼所たるに過ぎざるなり

羊は粗食にして且小量なるを以て荒蕪地には最も適當し牛馬の喰盡せる殘草にて優に生長せしむるを得べし羊の搾乳は廣く行はれず皮毛は諸般の工業に實用せらる羊の發育は甚だ盛なる者にして一年に至らずして已に生殖器成熟す懷胎日數は百三十九日乃至百六十一日にして平均約百四十七日即ち二十一週間なり成熟後の重量は八十斤乃至百斤なり一頭六七圓にして精肉小賣は二十錢内外なり

第七 山羊

清國に於ける山羊は黒色及褐色赤茶褐色等の數種あり毛は堅くして長く墮下す性質は粗強にして能く氣候の激變に堪へ食物の良否に影響する事極めて少し故に險峻なる山野にも粗悪なる雜草地にも能く生育繁殖せしむるを得べし其効用は極めて多く毛は毛筆及諸種の裝飾品となすを得べく乳は滋養飲料となすを得べく肉は食料に供して滋味となすを得一年に二回の分娩をなし一産三四兒を擧ぐる事稀ならず故に土地僻薄貧民多き山間の村落等には最好適の家畜なり

冀なる産地は遼古にして其外滿洲山東山西等の各地にも飼養せられ農家の副業としては有益なる動物の一なり

體格は大小不同にして大なるは驢馬の如く小なるは小狗の如きものあり普通飼養せらるゝは羊よりも稍小形なり清國人一般に未だ生乳の效用を了知せざるを以て山羊の搾乳も亦た未だ普及せずと雖も一旦覺醒の時期到来するに至らば必ずや山間僻村の衛生に資する事大なるものあらん乳量は西洋良種は三四合乃至七八合を産する稀ならずと云ふ

第八 家兔

野生の兎は山地若くは原野に棲息するもの鮮からずと雖も天津附近には荒蕪地少なきを以て唯稀に獵取する事あるのみ家兎は白色小形のもの飼養して愛玩用に供す

第二十五章 開平礦務

第一節 會社の經歷

清國礦務局は千八百七十八年清人唐景崧なる者時の政務總辦李鴻章の允許を得て創設したるものに

係り其目的は清國の各機器局に使用せしめんが爲め及び從來輸入石炭の供給を仰ぎつゝありし已設清國招商局の需用に充てんが爲めに石炭を採掘するにありたり
該局當初の資本は八拾萬兩にして株を廣く公衆に募集し後百萬圓に増加したり該局は先づ唐山炭鑛を開き次ぎに林西炭鑛を開掘し資本の必要ある毎に新株を發行したり該局は又東沽天津上海芝罘香港廣東に埠頭を築き汽船を作り千八百九十七年には搭載量四百五十噸より二千噸を有する汽船六隻を有し其總噸數約七千噸に達したり

千八百九十九年には石炭採掘高は七十五萬噸以上に達せしが翌千九百年の拳匪の亂に際し該局の鑛山及財産は外國聯合軍の爲めに占有せらるゝの危険ありしを以て鑛務局の財産は有限責任支那土木鑛業會社の名義の下に有限責任會社として倫敦に於て登記されたる英國の一商社に賣渡されたり此新會社の資本は百萬鎊にして會社の各課を根本的に改良したる後石炭採掘高と販賣額とは非常に増加し千九百六年度及び千九百七年度に於ては其高百萬噸及び九十一萬五千噸に上り目下一日の採掘高は約四千噸に達し尙ほ各炭鑛電氣唧筒掘付工事完成の晩には一層其量を増加するの見込みなり

第二節 新會社の組織

本會社は在倫敦の監査役會議及び在ブランチセルの地方會議に依りて管理せられ清國に於ける業務の

管理は之を代理人兼總支配人に委任し本部を天津に置き各支部に支部長東沽秦皇島上海漢口香港牛莊及び芝罘に於ける各支店に代理人を任置す

石炭の大部は直隸省内に於て關内外鐵道京漢鐵道清國政府各衙門清國海軍等に販賣し又主もに清國仲買人の手を経て一般清國人の需用に充て其餘の一部は本會社所屬船により一部はチャーター船によりて主もに秦皇島を經由して清國海岸及び揚子江沿岸の諸港に輸出す目下所屬汽船は四隻にして其總輸送力は九千噸なり

千九百六年中秦皇島經由の石炭輸出總額は十七萬七千噸に過ぎずと雖も是れ直隸省内に於て石炭の需用著しく増加したるを以て輸出を差控へたるが爲めなり

第三節 秦皇島

天津の爲めに吃水深き船舶に便宜を興ふべき不凍港を創築せんとの企慮は従前より有したる所なるも千九百年迄は此を實現すること能はざりき新會社が事務を引續ぐに及び始めて之を實行するに至りたり即ち新會社は引續後直ちに防波堤と七隻の航海汽船の碇泊に適當なる長一千呎水深二十三呎の棧橋との築造に着手し防波堤は後千七百五十呎に延長したり是に於て積載量八千噸の汽船は甚の困難なく該島に繫留するを得るに至れり

加之支那土木礦業會社は關内鐵道の湯河停車場と秦皇島棧橋とを接續すべき一鐵道を布設したれば其多數の車輛機關車等によりて二千噸の石炭を二十四時間内に故障なく汽船に荷積することを得せしむるに至れり

浚渫工事は目下進行中にして其完成の晚には碇泊所に沿へる水深を二十五呎に増加し得べし又三臺の蒸氣起重器ありて五噸迄の貨物を扛起するに適するも尙ほ十五噸迄の重量を扛ぐるの準備を爲すことを得又上等倉庫の設備あり且つ良水の供給あり秦皇島の絶壁上には効力充分の燈臺一臺建造しあり

本港は不凍港なれば毎に航海に開放せられ一年間に於ける天津貿易の大部分は此港を經由し冬季白河結氷期間は天津貿易の全部悉く此港を經由す

第四節 會社炭礦概況

唐山炭礦は唐山の諸山にありて鐵道線路北側に近接す三個の礦坑と北西礦坑と稱する西北約一哩半の處にある第四礦坑とより成り支線を以て關内鐵道に連絡す

林西炭礦は關内鐵道古冶停車場の東南約一哩半の處にありて會社所屬の支線によりて古冶停車場に接續す

一日の採炭量	
唐山第一、第二、第三礦坑	二、三〇〇
唐山北西礦坑	三三〇
林西	一、三五〇
平均	四、〇〇〇

第五節 唐山煉瓦製造所

本會社は其所有地内に産する性質良好の耐火粘土を用ひて上等煉瓦及び瓦製造事業を有す其業務は規模大にして發展の見込みあり最良と稱せらる、歐洲新式製法を採用して粘土を粉碎し壓搾し乾燥せしめて焼製す

右製造に使用する窯は二十三個の圓頂開形のもの二個の天窓式のもの二種ありて一個月に百五十萬の煉瓦を製出するに適す倫敦に於て施行したる試験の結果によれば攝氏千六百十度即ち華氏二千九百三十度の熱度に耐へて變形することなしと云ふ

第六節 工作場

本會社は唐山に於て熟練なる歐人監督の下に大工場を有し鑄工器具の殆んどあらゆる種類を製造し得業協助にも小工場ありて汽船及鐵道材料等に對し普通修理を行ふことを得るなり

第七節 唐山セメント工場

鑛業會社の管理下にありし時代には非常に隆盛なる状態にありて產額最大限一ヶ月一萬千樽に達し市場の賣行良好にして充分の利益ありしが清國官憲が其管理を取戻したる以來は其產額賣捌に非常なる困難を感したるものゝ如く其結果近頃遂に作業を中止したり
新式機械を設備する新工場は目下清國官憲により建造中なり

第二十六章 棉絲綿布

棉絲綿布は清國輸入貿易品中最も重要なるものなれば特に茲に一章を設く

第一節 北清に於ける棉絲業の沿革

棉絲が始めて北清に輸入せられたるは何時頃なるや著書記録の徵すべきものなし唯諸老の言ふ所を綜合して考ふるに大約三十年前なるが如し而して最初に輸入されたるものは印度棉絲白人印左十平

及び紫馬車印左十六手なり然れども支那は山來保守主義を以て標榜となすの國なれば印度棉絲が從來個人の手織車にて紡ぎし棉絲に優れりとするも之を賣買するは容易の業にあらず之をして一商品として市場に出す迄には實に十餘年を費したり印度棉絲に次て入りたるは上海棉絲(中國龍印十六手廣東地方にて製したるもの)にして今を距る二十年前即ち明治二十二年の交にあり爾來棉絲市場は永く印度上海兩棉絲の競争に委せられたりしも二十七八年の交に至り戰勝に伴ふ我邦企業熱流の結果日本棉絲の生産額は俄然増加し供給超過を來せしより製造家は初めて販路を海外に求め先づ上海に輸出せしに同地は印度及上海棉絲の勢力範圍なるを以て容易に指を染むる能はず轉じて天津に向て輸出を試みたり是れ實に北清に於ける日本棉絲輸入の起源なりとす日本棉絲中最も早く輸入したるは平野紡績立馬印十六手なりしが如し明治二十八九年頃印度地方鐵礦の爲め棉絲輸入杜絶せしに乘じて販路を開拓し將來の發達を期待せしに三十年野田紡績と合同して絲質を落し市場の不評を來たせり此際據津紡績の金象印十六手現はれ來れり品質立馬印に劣らざるも商標新らしきが上に高價なりし爲め市場に上るに至らずして跡を絶てり次に輸入されたるは鐘ヶ淵紡績の鯉魚印十六手なりとす當時立馬印は已に厭忌し上海棉絲も勢揚らず北清市場は印度棉絲の獨占に委せられたり鯉魚印は實に此印度棉絲と競争せんとして入り來れるなり然るに其荷造方法日本從來のものと同じく巻を以て包みたれば堅韌と體裁との二點に於て印度棉絲の麻包に劣れるのみならず目方の不同

(二) 俵を合して麻袋一個の斤量と同じ) なるより舊慣を改むるに任なる支那商人の歡迎する所とならず。絲質の良否を檢するの違あらずして早く之を市場より排除せり。是に於て鐘ヶ淵紡績會社は茲に見る所あり。後一年産包を改めて麻包とし之に帯籠を加へ印度棉絲と全然同一體裁同一斤量として市場に出せり。藍魚印は茲に始めて市場相場を立てらるゝに至れり。然るに藍魚印は品質白き點に於ては長所を有すれども絲の細大一定ならず一個の斤量に不同あるのみならず棉殻多く製織上「伸び」悪しき等の缺點ありし爲め賣行抄々しからず。廉價運かに印度棉絲に劣りたり。其後該會社は鋭意改良刷新を力めたる爲め前記の缺點は漸く減少したるも尙ほ印度棉絲と比用するに至らざりき。而かも該會社は品質の改良に竭力する傍價格を低減し勝を將來に制せんとし苦心慘情販路の擴張に勉めたる結果十手及び二十手は需要遂に印度棉絲に及ばざるも十六手に至りては印度棉絲より高價なるに拘らず非常の勢を以て販路を開拓し印度棉絲をして顔色なからしめ今や十六手は藍魚印に限るの有様となれり。藍魚印の外に三重紡績の麒麟印なるものあり品質は決して不良ならざるも商標新らしき割りに高價なりし爲め一時殆んど人の顧るものなかりしが品質を精擇し價格を低減し一意商標の賣込に力めたる結果二年を費して市場の一部を占むるに至り今日にては藍魚印に次ぎて好評を博し來たり。以上は單絲に就て述べたるものなれば以下熟糸に就て述べん。熟糸は大約十五年前英國熟糸の輸入を以て始めとすと云ふ然れども如何なる變遷を経て今日に至れるやは其輸入額僅少にして(明治三

十九年日本製四千細英國製一千五百細) 人の注意を惹かざる爲め之を辨ぬるに困難なり。但し日本熟糸にありては合同紡績の双鹿印及内外綿會社の五子登魁印最も古き商標として知らる。支那の機織は幼稚にして未だ細糸を製織し得る迄に進歩し居らざれば二十手三十二平等の輸入多く四十二手は北京官業織布練習所にて使用するの目的を以て僅少の輸入あるに過ぎず。熟糸の内英國製は固日本製は生糸と定まれるが如し。

今北清に輸入せらるゝ日本棉絲の種類を示せば左の如し

鐘ヶ淵紡績會社製

藍魚印 十手(右) 十六手(右) 二十手(左)

三重紡績會社製

麒麟印 十手(左右) 十二手(左) 十六手(右) 二十手(左)

合同紡績會社製

双鹿印 二十手二合 二十手三合 三十二手二合 三十二手三合

内外綿會社製

五子登魁印 二十手二合 二十手三合

第二節 北清に於ける綿布業の沿革

綿布の輸入は棉糸よりも古くして今より六十年前既に粗布天竺等の輸入を見たるが如し粗布は英國の鷹三旗印印度の高州人頭印天竺は印度の虎印紅龍印等古き商標として記憶せらるれども孰れが最も古きやを確定すること能はず唯此等の綿布相前後して輸入せられたりと云ふを得るのみなり此等の綿布は始め直接天津より輸入せられたるに非らずして鄭城と稱する天津の西南三百清里北京の南三百五十清里にある一都會より輸入せられたるなり當時支那は市場商業時代にして總ての貨物は廟會即市場に於て賣買交易せられしなり而して今日に傳はるもの、中鄭州の廟會の如きは頗る大規模のものなりしが如く清曆十月十五日より十一月二十五日に至る間開設して一切の樂種を賣買交易し同時に廟會を開設せざる期間の相場を定めたり鄭城は廟會の開設されし處にして毎年清曆三月より四月に至る間四川江西山西山東直隸各省の商人聚集して諸種の物品を賣買し山西商人は上海廣東地方より燐寸洋燈金巾疋紗等の貨物を此市場に持來りしより綿布は自然北清に入るに至りしなり斯く綿布を始めて北清に輸入したるは山西商人にして實に外國綿布北清輸入の元祖と稱すべきなり然れども今は却て漢口天津等の供給を仰ぐに至れり

外國綿布の廟會賣買は殆んど二十年間繼續したり此間英國綿布と印度綿布の輸入は年により多少の

相異ありしと雖も一年一回の賣買なると交通の便未だ開けず遠隔の地より運搬する爲め不便甚だしきとを以て其額は多からざりき爾來清國が英國との條約に依り天津を開きて貿易港となすや廟會賣買は變じて居留地賣買となり交通の便開くるに従て輸入額も亦次第に増加せり天津開港以來輸入せられたる綿布の主なるものは左の如し但し日本綿布を除く

- | | | | | | | | | |
|---------|----------|------|-------|-----|-----|-----|-----|-----|
| 英國製粗布 | 人頭印 | 貓頭印 | 老鴉印 | 草人印 | 天宮印 | 双兔印 | 喜雀印 | 洋貓印 |
| 英國製市布 | 馬狗印 | 細狗印 | 駱頭印 | 人球印 | | | | |
| 木蘭人印 | 雙龍印 | 鷄心印 | 雙鹿印 | | | | | |
| 和蘭國製綾木綿 | 雙鶴印 | 雙鹿印 | 雙鳳印 | 雙鴉印 | | | | |
| 英國製天竺木綿 | 紅鹿印 21 號 | 牛印 | 六個雙魚印 | | | | | |
| 英國製綾木綿 | 飛龍印 | 老獅子印 | 人馬印 | 跣馬印 | 老鴉印 | | | |

英國製綾木綿
老七鼠字印 五鼠字印 團鹿印

英國製市布

洛陽橋印 紅塔印 頂塔印 紅鹿圍印 紅叉舞旗印

日本綿布の輸入は極めて新らしく日清戦役後大阪紡績會社の綾木綿四福壽印及舊西成紡績の天竺編
蝠印を以て嚆矢となす四福壽印綾木綿は商標の新しき割合に販路開拓に於て多少成功したるより大
阪紡績會社は引續き粗布並に天竺を輸出し皆相當の成功を成り得たり然れども綿布の輸出大に増加
せしは北清事變後であり蓋し北清事變は北清を世界に紹介する有力なる動機なりしが如く世界は是
により北清の眞價を認め之に對して周到なる注意を拂ふに至れり大阪紡績會社亦見る所あり事變後
順に事業を擴張して生産高の増加を圖り北清に向て多大の輸出を爲すに至れり

日本製綿布が北清に輸入さるゝに至りし結果英米兩綿布は大打撃を被り特に英國製天竺の如きは
最も甚だしく明治三十年には二十八萬七千九百九十反(税關の統計に由る以下皆同じ)の輸入額を有
せしもの三十一年には下りて二十四萬一千七百七十六反となり三十二年には二十二萬一千五百四反
三十三年には九萬三千八百九十六反三十四年には五萬八千三百八十九反に下り三十五年には二十四
萬一千一百十六反に恢復せしも三十六年には復た九萬四千六百八十二反に減じ三十七年には更に下

りて七萬四千七百八十六反となれり斯の如きの激減は北清事變其他諸種の事情の爲めなりしも日本
天竺の打撃を受けたるの跡歴々として徴すべきなり然るに日露戦争開始の結果日本綿布の價格暴騰
せるに乘じ英國天竺は販路を恢復し卅八年に於て十九萬七千二十九反の輸入額を現はし米國製粗布
及市布も亦勢を得るに至れり元來粗布と天竺とは品位に於て大差なく唯粗布は幅三十六吋長四十碼
なるに天竺は三十二吋長二十四碼なり左れば殆んど全く直段の競争にして日清戦役前は粗布の方割
合廉なりしより粗布の輸入多く天竺の需要は獨り山西地方に限らるゝの觀ありしが戦役後粗布より
も割合廉き日本天竺輸入せらるゝに及び粗布の市場は大に日本製天竺の爲に奪はれしを日露戦争の
際日本綿布の暴騰せし結果再び英米品の優勢を來せしなり日本製天竺は明治卅七年以來輸入概して
少く今や殆んど天津市場より忘れらるゝに至れり日本市布は明治三十八年八月三重紡績會社より廣
幅天竺の名稱の下に天津に輸入したりしが始めて輸入せし日本市布は品質價格共に遠く米國市布に
及ばず到底競争する能はざるより銳意改善を謀り三十九年六月に至り始めて米國市布と同一品位の
ものを製出するを得二萬五千反の輸出額に達せり北清に輸入せらるゝ日本綿布の主なるものを舉ぐ
れば左の如し

粗布

大阪紡績會社製 九四印

- 三重紡績會社製 龍印 五祥瑞印 人馬印 福桃印 四君子印 唐子印
- 鐘ヶ淵紡績會社製 東方朔印 馬蹄銀印 九龍印
- 富士瓦斯紡績會社製 鳳凰印
- 市布
- 三重紡績會社製 駱駝印 燕印 ㊦印 唐子印 獅子印
- 綾木綿 (斜文)
- 三重紡績會社製 龍印
- 大阪紡績會社製 蝙蝠印 李太白印 英球印
- 天滿紡績會社製 五象印
- 富士瓦斯紡績會社製 鳳凰印
- 岡山紡績會社製 蝶印
- 天竺木綿 (洋標)
- 大阪紡績會社製 金魚印
- 三重紡績會社製 鷺島印
- 岡山紡績會社製 蝶印

第三節 取引機關

天津に於ける棉絲綿布の主なる輸入業者は歐米人及日本人にして支那人の直輸入に従事するものは甚だ罕に且つ規模小なり直輸入に従事するものを洋行と稱す此と取引する支那商店を洋布莊と云ふ即ち問屋なり中央の洋布莊と取引する地方の間屋も亦洋布莊と稱す而して洋布莊と取引する商店を中央にては洋貨舖と稱す地方にては洋布店と稱す即ち小賣店なり中央の洋布莊は山東山西河南陝西吉林奉天等各省の洋布莊を總括して外客と稱す又山東の洋布莊を山東客山西陝西を西客奉天吉林張家口等天津以東を東客河南を上河客と稱す今天津に於ける主なる洋行及洋布莊を列舉すれば左の如し

- 洋行
- 歐米人の經營せるもの
- 瑞記洋行 (Arnhold, Karberg & Co.)
- 禮和洋行 (Carlowitz & Co.)
- 克羅斯洋行 (I. Frost & Co.)
- 高林洋行 (Collins & Co.)
- 興隆洋行 (E. Gipperich & Co.)
- 泰東洋行 (Telge & Schroeter, Ltd.)
- 神田洋行 (Siemsen & Co.)
- 德華洋行 (A. Waide & Co.)

際の賣買時期は七個月なりとす

以上は其大概を言ひたるものにして之を細説すれば棉織の需用時期と綿布の需用時期とは同一ならず又綿布中にも其種類によりて多少の相違あり田舎と都會との需要時期あり市布粗布天然の如きは四季用ひらるゝものなれば其賣買時期を遷はざれども綾木綿の如きは冬向のものなれば其賣買時期は冬季に限れり棉織にても都會にありては年中需用せらるゝも田舎にありては清曆四月より七月に至る間は農業に忙はしき爲め需用杜絶す
綿布は處と時とにより用法を異にし或は生地にて用ひ或は染色して用ふ然れども其用途は大體に於て左の如く定まれり

- 一、市布
 - 生地のもの 掛子(襦袢の類) 襦子(ズボン) 馬掛(羽織) 喪服 以上會眾衣
 - 染色のもの 裏地 下流社會の衣服
- 二、粗布
 - 生地のもの 支那船の帆 夏服 喪服 窓掛
 - 染色のもの 地方人の衣服 布圍の裏地 下流社會の衣服
- 三、綾木綿

- 生地のもの 秋用(袖なし羽織) 馬掛 袴(ツボン様のもの) 袍子(長上衣)
- 染色のもの 軍隊服
- 四、天然木綿
 - 生地のもの 襦子(足袋) 其他雜用
 - 染色のもの 衣服其他雜用

第五節 輸入額

天津に輸入せらるゝ棉糸は毎年大概二十萬擔より三十萬擔の間にあり明治三十三年十萬擔に滿たず三十五年四十萬擔に近かりしが如きは其例外となすものなり而して諸棉織中最多きは印度棉糸にして日本棉糸之に次ぎ上海英國の棉糸又之に次ぐ英國棉糸は並に於ては首ふに足らず天津の棉糸市場は殆んど印度日本上海の三棉糸の競争に委せらるゝと云ふも妨なし左に税關の統計に據れる過去十年間に於ける棉糸輸入額を掲ぐ

年次	印度棉糸	日本棉糸	上海棉糸	英國棉糸	合 計
二十九年	101,575	52,112	22,000	8,122	183,809
三十一年	115,652	60,000	55,000	14,160	244,812

三十二年	10,368,800	12,111,000	12,888,000	15,000,000	15,000,000
三十三年	10,720,000	12,000,000	12,888,000	15,000,000	15,000,000
三十四年	11,120,000	12,000,000	12,888,000	15,000,000	15,000,000
三十五年	11,520,000	12,000,000	12,888,000	15,000,000	15,000,000
三十六年	11,920,000	12,000,000	12,888,000	15,000,000	15,000,000
三十七年	12,320,000	12,000,000	12,888,000	15,000,000	15,000,000
三十八年	12,720,000	12,000,000	12,888,000	15,000,000	15,000,000
三十九年	13,120,000	12,000,000	12,888,000	15,000,000	15,000,000

此表によれば印度棉糸は總輸入額の大半を占め日本棉糸一割を占む而して印度棉糸中最も多きは十手にして其割合は十六手の一割二十手の一割五分十二手の一割然るの五分に對して六割を占む日本棉糸中最多きは十六手にして十二手の二割十手の一割然る十二手三十手の五分に對して六割五分を占む上海棉糸は十手と十六手に限られ其割合十手九割十六手一割なり天津に輸入せらるる棉糸の八九割は印度日本上海の棉糸にして十手及十六手は印度棉糸中其七割を占め日本棉糸中其八割五分を占め上海棉糸の全部を占む故に天津に輸入せらるる棉糸の約六割は十手及十六手なりと云ふを得るなり十手十六手が此の如く多数を占むる所以は北清に於ける機業が一般に幼稚なる結果にして今日に於ける北清機業者の技術の程度にては二十手三十手等の細糸を製織すると能はざるなりと云

シャータングレイ	三十五年	三十六年	三十七年	三十八年	三十九年
七磅以下 米國品	1,510,000	1,510,000	1,510,000	1,510,000	1,510,000
同 英國品	1,510,000	1,510,000	1,510,000	1,510,000	1,510,000
同 米國品	1,510,000	1,510,000	1,510,000	1,510,000	1,510,000
七磅以上 米國品	1,510,000	1,510,000	1,510,000	1,510,000	1,510,000
同 英國品	1,510,000	1,510,000	1,510,000	1,510,000	1,510,000
同 米國品	1,510,000	1,510,000	1,510,000	1,510,000	1,510,000
九磅以上 英國品	1,510,000	1,510,000	1,510,000	1,510,000	1,510,000
同 米國品	1,510,000	1,510,000	1,510,000	1,510,000	1,510,000
十一磅以上 米國品	1,510,000	1,510,000	1,510,000	1,510,000	1,510,000

と機業の幼稚は之を發達せしむるを得べく且つ政府は目下産業獎勵の目的を以て直接間接棉布の製織を保護しつゝあれば今後には單に二十手三十手の細糸のみならず一般に棉糸の輸入を増加すべしと觀るを得べけん棉布は清國政府にして産業獎勵の方針を持し棉布の製織を保護すとせば輸入棉布の前途は必しも好景なりとすべからざるが如し然れども政府が如何に機業を獎勵するも効果を收むる迄には相當の年月を要すべければ今後俄に輸入棉布の減退を見るが如きことは之れなかるべし且つ北清棉布使用力は今日其極に達したるにあらざれば北清に於ける機業發達の後と雖も清國棉布と相對して輸入綿の増加を維持し若くは之を振興する必しも企圖し難きに非ざるべし但し非常の注意と覺悟とを要するは云ふ迄もなし

今過去五年間に於ける綿布輸入額を掲ぐれば左の如し

山王徐遠は兵を率ひ來て永平府及び界嶺口に三十二關を建築し又山海關城を築造す今の城郭即ち是れなり景帝の景泰年間に至り邊警屢々起り蒙古軍の襲撃常に絶へず穆宗嘉靖の兩朝亦頗る多事にして莊烈帝の崇禎三年滿洲兵は遠に遼古を経て永平府に侵入せり同十七年京師に李自成の亂起り山海關の總兵たる吳三桂は節を奉じて京師に赴きたるも中途にして既に京師の陥りしを聞き遂に歸關す李自成は輒ち三桂を亡さんとして京師より此地に來る於是乎關内外に於ける三桂自成の戰鬪となり自成の敗れ走るや順治元年九月滿清の世祖章皇帝は勢に乘じ愆然として軍を率ひて關門を通過し遂に北京に賀都す爾來歷代の清帝が奉天の祖陵に行幸するや必ず此地に駐蹕するを以て例とせり降て光緒二十年日清戰役に際し兩江總督劉坤一は欽差大臣として茲に駐屯し關内外の軍務を總轄す光緒二十六年八月北清事變に當り清國官憲は自ら兵を撤して聯合軍の占領に任せ以て今日に至れり之を其梗概と爲す

第二節 城郭官衙並に市街

第一 城郭

山海關城を區別して縣城、東關城、西關城とす縣城は高さ四丈一尺幅二丈周圍八清里百三十七步

四尺(一畧は三百六十歩、一歩は五尺) 鎮東、迎恩、鎮洋、威遠の四門あり城の三隅に水門ありて積水を排除す明初の建築より歷年増築或は修築して今日に至れり東西南の三門に飛樓あり高さ三丈東門の樓上には天下第一關の懸額あり相傳ふ明の蕭顯の書する所なりと城の中央に鼓樓あり樓下の中心は孔を穿ちて四道と爲し以て四方に通ず孔上に文昌殿あり城の周圍繞らすに城を以てす東關門は縣城の東門外にして城東に一門あり即ち南京の孔道たる關門にして稱して山海關と云ふ東城は明の高禎十二年の築城なり西關門は縣城の西門外にして明の崇禎十六年之を起工し未だ竣工せずして清朝に至り之を中止す現今は纔かに周圍の積土を見るのみ

第二 官衙

臨榆縣署 縣城南門内南街の西に在り直隸省永平府の管下にして司法行政其他百般の政治を掌る

副都統署 縣城の西街に在り八旗の駐防にして旗民を總轄す騎兵八百步兵四百をして管下各所に分駐せしむ山海關には歩兵二百騎兵五百あり旗民總數一千五百戸ありと云ふ

山永協鎮署 東門内に在り康熙鎮臺の廢下に屬し山海關及び他の六營の軍を統轄す兵員一千三百八十名道光八年永平府より此地に移せしなり拳匪の亂聯合軍の占領に隨するや之を解散したるも

●日本軍 是南關外の停車場を去る東南一千五百米突第四砲臺即ち控道砲臺内にあり兵營の後方は海岸を墮下し春季楊柳の發芽する際には景色頗る佳なり現今一個中隊を駐兵せしめ又若干を泰島に分遣す

●英國軍 是其本部は南關なる停車場を距る八百米突の背家庄に在り兵營は南二百米突の處にあり四個中隊を駐兵し本部は泰島及び唐山の分遣兵を總轄す

●佛國軍 是鎮遠砲臺の東方に兵營を新築して駐屯す山海關中最大の建築物たり周圍楊柳多く頗る風致に富む鎮遠砲臺は葉志超の本營にして今尙其音樂堂を存す兵力は一個中隊半とす
獨露伊三國の兵營は撤兵後清國に引渡し清國の巡捕及び歩兵は之を監視し居れり

第四節 寺觀及び名勝

第一 寺觀

●先師廟 縣城西街に在り孔聖及び八賢を祀り又地方の名官鄭賢忠烈李節の人を併祀す明の建築の初め建築せる者にて大成殿、宗祿祠、名宦祠、鄉賢祠、忠烈祠、孝節祠、魁星樓、黃公祠等あり

●城隍廟 城南の西北隅に在り護城の神を祀る清明節至國節等には神輿を城内の各所に移す

●龍神廟 第一砲臺の西方に在り雍正帝の勅建にして永佑寺と稱す庚子の亂聯合軍占領したる爲め大に破壊し今僅かに其形を存するのみ

●天後廟 南海岸龍神廟の西に在り天后を祀る明初の建立にして乾隆帝の再建なり久しく獨逸の將校集會所に充てられ又ツルゲルゼー元帥の住せし所なるを以て今猶稱してツルゲルゼー館と云ふ

●二郎廟 西關外より西北六清里首山の嶺に在り二郎王を祀る二郎とは秦の李冰の第二子なり竹て漢口に在り蛟螭を斫りて名あり古來山水の勝區には二郎を祀る例多しと云ふ前は海に臨み後は長

城に憑る巖層南に峙て屏の如く楡水北より來りて廟下を繞る山青く水碧に風景絶佳なり夏季若し茲に至れば香魚淺瀬に躍り綠陰地に滿ち暑氣至らず好個の銷暑館閑の地と爲すべし廟後の懸崖に小亭あり可琴亭と云ふ老松處に蟠し庭上に石造の仙奕臺を備ふ亭上一畝する處山紫水明共に眸中に入る

樵夫漁夫行く者歸る者屢々數ふべし

●姜娘廟 又貞女祀と稱す東關外十三清里段夫石の嶺に在り孟姜娘を祀る孟姜とは陝西同官縣の者にして其夫秦の長城の工役に赴き衣を寄せて到らず自ら關に至り段夫石上夫の既に死するを聞

き哭して海に投ずと明の高麗年間の建築にして節婦十九人を合祀す

●棲賢寺 一に角山寺と云ふ角山の嶺に在るを以てなり山海關の一名刹にして又第一の勝區たり

り正殿には観音大士を安置し西殿西方の龍井上に龍神廟を建て勝雨の處とす土人は此龍井を神水と稱し病を治す水質最も清冽なり東方の廟は明の齋願讀書の處にして西院には故と角山精舎あり明の尙書翁公幼にして讀書せし處又晩年には遊瀆の地と爲せしと云ふ海拔一千三百尺を有する此角山の山嶺に立てば正面は渤海の碧波に對して遙かに白帆の駛るを見るべく左右は廣く漢蕃の野を下瞰すべし東方古長城壁に沿ふ所一亭あり題して四望亭と云ふ四望の名實に空しからず寺後には勁拔なる若石層立し其壁の如き巨巖を刻して「逍遙遊」の三大字を題せり巖下に逍遙亭あり層岩若蒸して矮松其間に蟠屈する所景象北清の者にあらず西方精舎の庇上「青峯釣月」の四字を題す字句の奇にして雅なるは能く山上の景物に愜ふ精舎の裡に入れば其正面は石を以て壁と爲し乾隆帝の御筆にかゝる「仙線」の二大字を鑿す歩を轉じて更に西方峻嶒の上に至れば層巒疊嶂は雲烟縹緲の間に山没して悉く脚下に朝宗す石河の上流は一帯の壑を施いて此合谷せる亂山溪谷の間を曲折して流れ首山の二郎廟亦陣中に入る景趣眞に畫の及ばざる所あり檢關の景勝を問ふものは必ず一たび此奇勝を擠るべし庚子の亂聯合軍の爲めに宮殿多く破壊せられたるも現今拍を募りて之れを修繕せり

五泉庵 西關外十五清里五泉寺山中に在り十八羅漢及觀音を安置す山中に五井あり水質極めて清冽なり又桃花、杏花、紅葉の名所にして春秋の遊覽に適す

娘々廟 天后を祀る庚子の變佛國宣教師に占領せられ今加特力教會堂たり

●●●●● 桃花庵 城北三清里綿花莊にあり境内桃花を以て開の

●●●●● 天主教堂 西關に在り加特力教會の寺院なり

●●●●● 耶穌堂 停車場の南方に在り監督教會の寺院にして山海關在住の英國人教徒の會堂とす

●●●●● 耶穌教堂 城内西街に在りメソジスト教にして清國人教徒の會堂なり

第二 名 勝

●●●●● 山海關の勝區稱して檢關八勝とも云ふべき歟

●●●●● 潤孔窺天 三道關内に石洞あり懸陽洞と云ふ洞深さ七丈中に佛像を安置す樓廓あり其上數十人を座すべし樓下の左隅洞を穿ちて山後に通ず又小洞上に二孔あり天光を窺ふべし故に懸陽と云ふ附近亦奇勝多し城内を距る東北十五清里

●●●●● 瑞蓮峰 角山の頂にあり旭日將さに海面を披かんとする時紅蓮の天に登るが如く奇觀云ふべからず因て此稱あり

●●●●● 山寺晴雨 角山寺畔の雲霧聚散時ならず半は雨となり半は晴となる其山下雨となりて雲霧に掩はるゝの時山上に立ちて之を以れば眼下の飄渺たる雲霧は天半の日光に映じて宛がら人をし

●●●●● 羽化登仙の思ひあらしむ

海軍風情 寧海城(第一砲臺)附近に一樓あり天靜かに風飲まるの時樓に登て遙かに海上を望

めば神中幽かに山東の登州を認むるを得べし故に此地山東寧海州に屬し砲臺を稱して寧海城と

云ふとなり此樓今廢す

委墳履陣 委女墳は一小島にして其頂巔かに海面に現はる多季氷削すれば人得て行くべか

らす爲めに群履陣を爲して島を掩ふに至る城を距る東方十五清里

屏峯春佳 二郎廟後に在り群峯重疊して四圍を繞り恰かも屏風を樹つるが如し春深く日麗か

に紫翠映映する時景物状す可からず名けて圓峯山と云ふ城の西北六清里に在り

五泉秋色 五泉庵中楓樹多し秋霜の時に至れば葉々錦を鋪へし若松其間に點綴して庵は紅

線の中に搖成するの觀あり城を距る西方十五清里

懸崖飛瀑 懸陽洞の南にあり斷崖絶壁の處水落ちて瀑となり飛沫四散す高さ四十丈水瀝し

て池を爲す深さ五尺夏時の納涼に適せり

萬里長城 第一砲臺の下老龍頭より起り山海關城と相連りて角山の巔を攀ぢ右方に迂折して

三道關並に九門口に連り是より更に北走す二千餘年前の大土工は風餐し雨蝕して返て幾多の

歴史を印し坐に人をして當年の雄圖を偲はし其勁拔なる山河の形勝雄大なる大陸の規模共に

是れ意料の外に在り試みに山嶽より滇北の野を一以すれば其天高く雲霞れ靈氣舞々として來る

所古を撫し今を思ひ低徊去る能はざらしむる者あり

始め始皇發悟をして長城を築かしし隋の煬帝即位十八年又北平に長城を築かしし即ち山海關北
方六十清里の鏡子山より別れて南に延び海岸に至る者なり故に此附近は始皇の長城にあらずし
て煬帝の長城と稱するを適當とすと云へり其後明の徐達永平の境を修築し又宏治年間劉遠巡撫
洪鐘は自ら山海關より居庸關に抵る二百七十餘所の邊牆を築き次で隆慶年間將軍張居正
より山海關に至るの間敵臺三千を築くと云ふ乃ち煬帝以來歷代の帝王皆之を修築せし者と云ふ
べし

海水浴場 關城の南門を出づれば一帶の地殆んど白砂楊柳とも稱すべく青松又其間に點在して
頗る北清の潔凜たる景物に似ず第一砲臺より石河の海に注ぐ所約一哩半の間は水淺く波靜かに
して南に面し涼風を受け海水極めて澄澈するを以て夏時の浴湖に適し京津間より來る内外遊覧
の客甚だ多し

第五節 人情風俗及言語の一斑

山海關地方は古來邊疆に屬せしを以て土人の氣質は概して慷慨にして慷慨なるが如し遊客人に至て
は皆其險節を知れり明末より清初に於て大に奢侈を戒めたれば節約の風今尙存し中流以下の家庭は

自ら耕水の勢を取る民度は一般に京津に比して低しと雖ども外國軍の駐劄以來多少文化の傾向を來し外國語又は新式の學術を研究せんとする志望を抱くに至れり官吏の威力は極めて大にして人民威服し訴訟事件の如きも不滿を抱きつゝ之を忍びて訴へず若し出訴する者あるも郷黨は之を戒めて兩者を和解せしむる風あり外國人に對しては戰亂後一般に遺憾と恐怖とを抱き居るも此の文化の進に及ばざる事を自覺し居れり本邦人に對しては所謂同文同種なるを以て寧ろ同國人たるの觀念を有し日露戰役後は一層慕慕の念を増せしが如し宗教は儒佛兩教最も多く回教信者之に次ぎ基督教はメソヂスト及び加特力教徒各一百名内外あり其他冠婚喪祭年中行事等多少の差異ありと雖ども先づ北清を通じて大同小異と云ふを得べし言語は京師を離るゝ事進まに拘はらず天津に比し寧ろ正確なりと云ふ其城内に至ては殆んど北京と異る所なければも只口音の餘音重くして長く北京の清なるに及ばず其西方の村落は舌音多し且つ濁音を交ゆ北方の村落は喉音多し且つ濁音更に多し東方は錦州に至るまで山海關と略ぼ同じ而して北京音に比し僅かに變ずる者は天津と同じくソ音はソ音にソ音はソ音に變ずるの差あるのみ

第六節 交通及物資

山海關に於ける交通機關は鐵道を以て主と爲す只各埠間僅かに馬車の交通あるも多くは外來にして

奉天、吉林、直隸等の各地と直接取引の機關と爲すに過ぎず鐵道開通以前に在ては車輛馬匹は最も必要なる輸送機關なりしも近年は次第に減少して城内及び停車場附近に在る所の大小馬車を併せて百八十輛内外とす而して馬、驢、騾の類も亦二百頭を出でサリヤンクは僅かに六隻ありて芝罘との間を交通せり

物資も亦其地勢南方渤海に傾し北方山岳を負ひ耕地僅少にして且つ土質瘠薄なれば產出極めて少なく土民の糧食の如きも常に他地方の補給を受け居れり

第七節 商業

山海關は其位置東は營口奉天より西は通州並に京津に至る中間を占むるも地勢險惡なる爲め天然的に物資集散の區域を制限せられ加ふるに往時は長城を築きて關門を嚴にし以て内外の交通を遮斷し近時に於ても關門税を徵課する等常に其地を消極ならしむるを以て商況の不振を免かる可らず故に其規模は關外の錦州に及ばざる事達し

第八節 農業

農作は耕地、菜園の二種とす耕地は高粱、粟を以て主と爲し他の穀類を耕作す別に水利の法を講せ

す故に降雨の多少に依りて其收穫一様ならず菜園は白菜、蘿蔔を以て主と爲し他の野菜を培養す菜
 園は灌漑の必要あるを以て井水若くは湖水を引へ其勞力の過半は灌漑にあり肥料は大糞、土糞、麻
 糞、油糠の四種にして種地菜園共に之を用ふ大糞とは人糞にして肥料中最良の者とす製法は之を天
 日に曬らし其蒸熱するを俟て之を粉碎し肥土若干を混和して用ふ（此製法は北清一帶皆一様なるが
 如し現に天津の如きは其近郊は幾多の肥料製造者ありて之を他地方の農家に販賣す故に天津附近の
 散策には悪臭を衝き殆んど堪ゆべからざる者あり）土糞は灰又は塵埃其他の汚穢物を混合し之を
 天日に曬して作る麻糞は亦前二者と同一の製法とす今其培養法の一二を記さん

高粱は春晩種地を耕し肥料を散布し清明前後に於て種子を下し少量の土を掩ひ發芽二三寸の時更に
 之を耕して根土を軟かならしめ白露の節に至れば收穫す

粟 亦高粱に同じ只發芽の時齊雨なく發生せざれば豆類を蒔きて之を補ふ

大麥 二月中旬播種し六月下旬之を收穫す而して再耕の後、白菜、蘿蔔、樹、又は蒜子、蕎麥類を

播種す

稻 是種稻の二種あり共に水濕の地を宜しとす其耕作播種の方法は高粱に同じ

小麥 十月中旬種子を蒔き萌芽三四寸に至りて冬季となり其葉枯るゝも翌春再び發生し六月上旬

收穫す之を春麥と云ふ更に七月下旬を以て播種し十月初旬收穫す之を秋麥と云ふ

其他菜蔬類の栽培等は京津地方に比し大差なきに似たり

第九節 家畜家禽

山海關地方に於ける家畜家禽は鶏を除くの外總て他地方より輸入するものにして産出少なく養殖の
 方法も概して疎し今之を略記せん

馬 是年々秋季に庫倫及び張家口より輸入する者にして當地の産出は約五十頭に過ぎず多く野外
 に於て人の監督なく天然に交尾して産出したる者なれば發育不完全にして乘馬に使用するを得ず康
 馬は二年にして去勢するを例とす此方法は木製の鉄にて腎囊を夾み強く打ちて其勁脈を切斷す此時
 腎囊腫起するも並夜數回の曳馬を爲し運動せしむ其善良なる者は調教して乘馬と爲す

騾 是其産出一年に三十頭に過ぎず他は皆吉林地方より輸入し耕作若くは騎乗用とす

驢 是一年に約三百頭の産出あり耕作若くは駄馬に使用す

牛 是五百頭の産出あり専ら耕作に使用す

羊 是山羊綿羊の二種あり大約三千頭を産出すと雖ども未だ需要に足らず年々他地方より輸入す

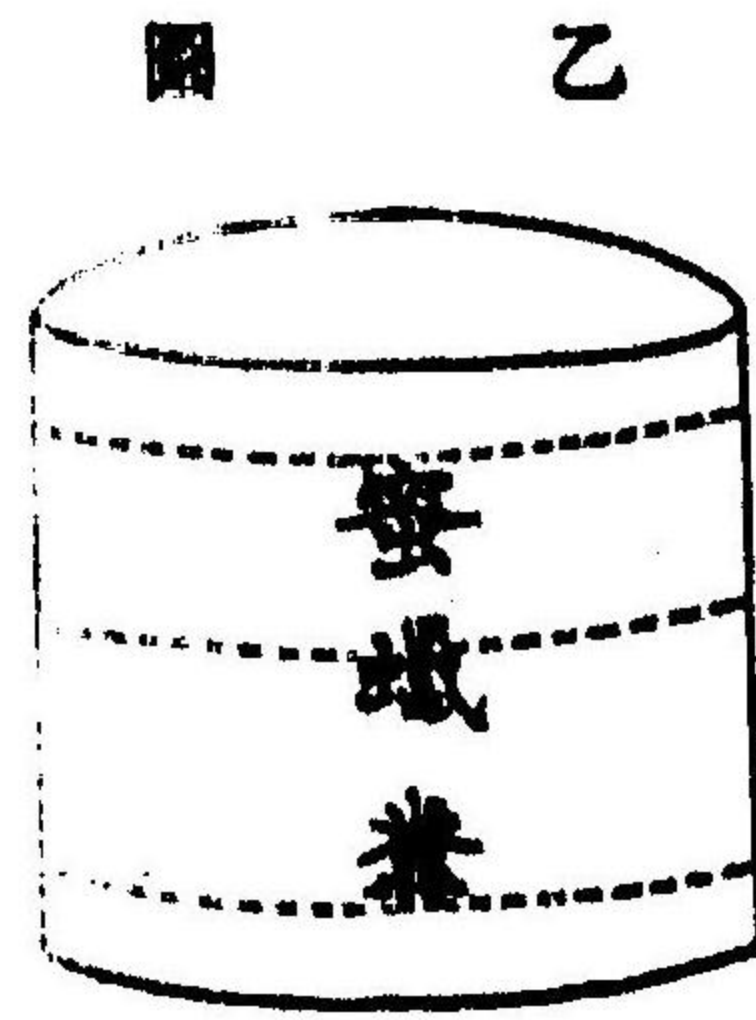
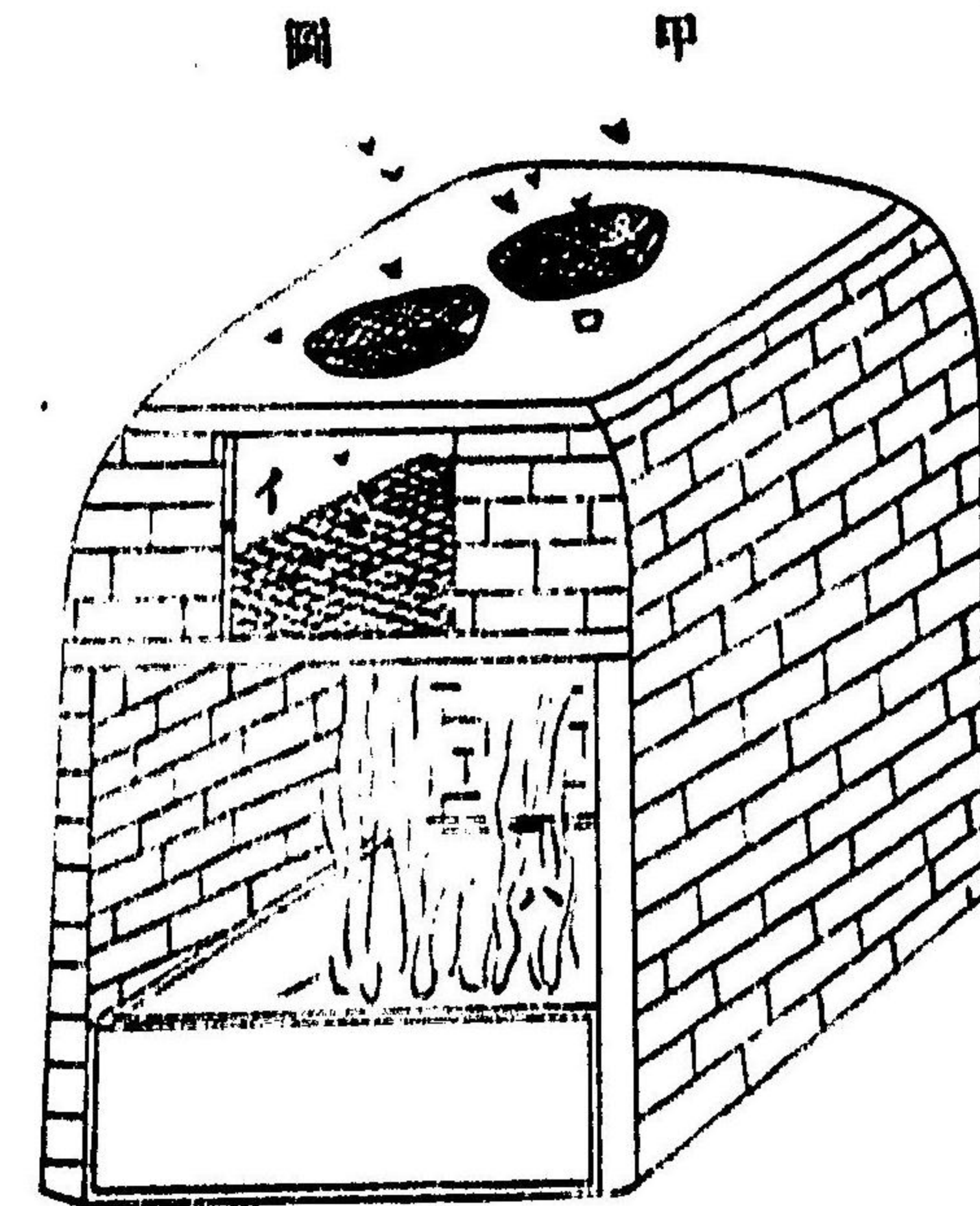
豚 是其産出最も多く大約五六萬に下らず養殖の方法は春秋二季其母猪に公猪（男豚）を配せしむ
 斯くて二個月の後には十頭以上二十頭を産出す此小豚は後に母猪公猪と爲すべき者を除きて他は皆

其生後一ヶ月半にして之を去勢す其方法は小公猪は小刀を以て腎囊を折り睾丸を抜く又小母猪は小刀にて左の下脇を破りて内より小腸子(喇叭管)を抜き小缺にて之を切る別に治療を要せざるなり創處は自然に癒合す去勢は其肉を肥大ならしむる者にして約七八個月の後に至りて之を屠る

鶏 一年の産額約四五萬羽ありて過半は東三省に輸送す農家は多く之を飼養せり其目的は卵を得ると其肉を賣るに在り孵化法に二種あり一は母鶏自ら之を孵し一は種鶏とて人工孵化の法なり母鶏の孵化は二三十個の卵を孵巢に入れ凡そ五日間を経たる後微温水を以て卵の外皮を洗ひ元の如く母鶏に抱かしむ斯する事四回二十一日に於て孵化す人工法に至ては一回に二千個を孵化する事あり春夏の頃を以て好時期とし三四回孵化す其方法は尿内に低き土炕を作り其上に約四斗入の缸六個を置き其内に稻糠を容れ之に卵を並置す又更に糠を置き卵を並べ六七層にして一個の缸に五百を容れ五個の缸に二千を容るべし而して他の一個の缸は豫備と爲す斯くて其炕下に適度の火を焚き漸次微に之を温む而して豫備の缸にも亦糠を入れ他の缸の卵を上より漸次に豫備の缸に入れ上下を交換す是れ其温度を平均ならしむるが爲めにして一日數回之を行ひ又五日目に一回之を取り出して微温湯を以て其外皮を洗ふ二十八日にして靜かに其卵を破りて雛を出す云ふ

養蠶 一年大約四萬圓の收入あり其飼養法は極めて幼稚にして春蠶を養ひ夏蠶を養はす
養蜂 石門山の山家に産す北京に輸出する一物産なり其飼養法は始め煉瓦を以て圓の如き蜂窩

を作り蜂王即ち雌蜂及雄蜂を(イ)の所に入れ(ロ)の器に黍飯を盛り置き斯くて蜂は各其(ロ)の器を作り
養蜂の窩



飯を取りて蜂王に供し己れも之を食す數日にして雄蜂は隨意に高を出て、數多の雄蜂を伴ひ來り(イ)に宿せしむ數月の後雄蜂漸次増加したる時其黍飯を容れたる(ロ)の器を取り去る是に於て各雄蜂は諸處より蜜を集め來り其養と共に(ハ)に墮れ落す即ち(イ)と(ハ)との間は網條なればなり秋に

到りて之を取り鑄にて之を煉り蜜と蠟とを分つ事國の如し秋季より再び(ロ)に蠟を給し冬期を經過して春季より夏季に至り又々蜜を運び来る

第十節 氣候

氣候は概して佳良にして盛夏攝氏三十五度隆冬は攝氏零點下十八度を越えたる事なし而して雨量は一般に少く大氣は常に乾燥す時々強風あるも京津の如く甚しく砂塵を飛騰せしむる事なし

第二章 秦皇島

第一節 海陸一般の狀態

秦皇島は北緯三十九度九分東經百十九度六分二厘に位し關内外鐵道の湯河停車場より分岐して二哩半の鐵道を連絡せしめ開平礦務局の經營に屬する築港の所在地と爲す其地勢は海岸線より僅かに突出して小半島形を爲したる岩石質の丘崗たり二條の棧橋は鐵道より連絡して恰かも蝸牛角狀を爲し海上に突出す冬季の不凍港たる天賦を利用して之を經營せり埠頭以外は砂質にして海岸より六清里の間は樹木を生せず列國の兵營と支那市街とは海岸に接して均しく此砂上に築圍せり半島の岩石は

礦務局に於て之を破壊し以て棧橋工事並に海岸埋立の材料に供し益々將來の發展を圖れり

海岸は十二月上旬より氷結し小舟の出入を杜絶し三月上旬に至りて解氷す然れども棧橋附近は氷結せず時々碎氷を結ぶ事あるも大船は之を破壊して寄港するを得べし

南山角に燈臺あり又棧橋の兩端に紅綠の燈火を點じて船舶の出入に便にせり崖上には信號機ありて船舶との通信を爲す

大棧橋は長さ千八百六十呎、幅六十呎水面上十七呎あり小棧橋は長さ三百五十呎幅三十呎水面上十五呎あり共に橋上に鐵道を布設して秦皇島鐵道に連絡せしめ以て貨物の運搬に便にす

潮汐干満の差は平均二尺三寸五分にして風向の多數なるは南風とす

此港築造の起因は北清事變の際列國の先任海軍將校會議に於て上陸地點を設置すべしとの決議に依り列國の費用を以て千九百一十一年五月之を完成せり其後支那土木會社は永久的の構造を爲し鐵道棧橋を改造せん事を出願して其許可を得たり然れども該會社は財政困難なりしに依り更に其起工權を英清會社に轉じ今日の礦務局が經營完成する所となりたり

運輸の狀態は唐山の石炭輸出を以て主眼とし又唐山にて製造するセメント煉瓦の輸出に在れども直隸灣内に於ける唯一の不凍港たるを以て冬季間北清一帶の輸送を獨占して益々發展すべき運命を有せり

第二節 市街及官衙

支那市街は丘岡の西北方に在り築港の完成以來商人の移住するもの多く現今三百月に達す總て粗造家屋にして市街の觀を呈せず冬季のみ繁榮して夏季は常に衰ふ故に定住の富商なく主として出張店の集合せる者なり

官衙としては巡警局ありて八十名の巡警駐在し警務事務を處理し各國軍隊との交渉に任す

各國軍隊は日、英、佛、獨の陸兵及び佛國の海兵ありて海岸なる沙上の兵營に駐屯す

税關は丘岡の中腹に在り天津海關の出張所にして輸入の海關事務を取扱ふ

レストハウスは税關の附近に在り西洋人の經營なれども極めて小規模の家屋にて船客の宿泊に充つ

丘岡の東西に南阿殖民會社の建物あり人員約二千人を容る是れトランスバール金礦局に出稼する支

那苦力の宿舎なり

秦皇島に於ける内外在住者の人口は現今千五百九十九人とす

第三節 寄港料其他の規定

當港に於ては船舶の貨物積卸等に對して使用料手数料を要し比較的多額の費用を徴收され極めて繁

汽船
寄港料

雜なれども冬季は已むを得ずして寄港し夏季は漸次減少する傾向あり

料金及一般の規則 船舶は棧橋側に碇泊し其所定の料金を支拂ひ貨物の積卸を爲す者とする

一、棧橋に於ける最少量の水深は左の如し

棧橋近傍	第一碇泊所	十六呎
同	第二碇泊所	十六呎
防波堤側	第三碇泊所	十四呎
同	第四碇泊所	十六呎
同	第五碇泊所	十七呎
同	第六碇泊所	十七呎

二、棧橋使用料

一、普通貨物を積卸する船舶は

二百七十五呎以下

百兩

二百七十五呎以上

百二十兩

一、石炭を積卸する船舶

三百呎以下

八十兩

三百呎以上

百兩

一、船客を乗降する為め碇泊する船舶

二百七十五呎以下

百兩

二百七十五呎以上

百二十兩

一、碇泊所以外に於て碇泊したる船舶にして乗客を解船にて上陸或は乗船せしむる場合には

二十五名の旅客毎に(該數以下に係らず)二十五兩の棧橋料を前納する者とする

一、三日以上棧橋に碇泊する船舶は第四日目に四十兩を第五日目以上は一日毎に五十兩を其

日の完不究に係らず増課する者とする

三、船舶の代辨

一、會社は船舶の依頼に應じ其入港及出港に關し一汽船毎に二十五兩の手數料を以て税關の

代辨を爲す

四、貨物の積卸料

一、船舶及汽車間に貨物を積卸する時は普通の梱包一個に付三カンダリン(我三厘に當る)を

要求す

五、起重機使用料 (積卸料を除く)

一噸乃至二噸

五兩

二噸乃至三噸

八兩

三噸乃至四噸

十二兩

四噸乃至五噸

二十兩

五噸乃至六噸

三十兩

六噸乃至七噸

四十兩

七噸乃至八噸

五十兩

八噸乃至九噸

六十兩

九噸乃至十二噸

八十兩

十二噸乃至十五噸

百兩

一、多數の重量品ある時は特に協約する事を得

一、特別の場合にあらざれば夜間起重機を使用せず

六、船舶に對する規則

一、船舶は凡て生命財産の危険及費用は一切自己の責任を以て棧橋附近に碇泊する者とする

二、船舶入港したる時は「ソッフ」(信號所)の橋頭より各汽船の國旗に對する信號を得て棧橋

及波除場附近に航進し来る者とする若し必要な場合は上海税關にて使用せらるる汽船の信號

敷を船旗の下部に掲げ此に對して「ソラン」より「旗」を以て碇泊所の指定を為す若し汽船夜

間に入港し棧橋附近或は碇泊所に來らんとする時は長聲或は短聲の汽笛を以て信號とすべ

し「ソラン」は之に依りて三水平線の白燈を以て其碇泊所を示す

三、礦務局は船舶の碇泊に對する保證を為さず故に棧橋の他に占領せられたる場合には船貨の

積卸に付ては各自其順に従ふ者とする而して總ての場合に於て先取者は棧橋又は特別の契約

ある者に限る者とする

四、船舶は碇泊所に入りたる時は直ちに鐘を船内に取入るべし

五、船舶は棧橋及碇泊所より出港或は入港せんとする時は會社は之に對し便宜を與へ得ると

雖ども其緊留に就ては責任なき者とする

六、船舶は入港或は出港碇泊中に損害を受けたる場合は船舶自ら其責に任ず

七、船舶若し「フーン・イ・ムター」より他に碇泊を要求せられたる時は其棧橋にあると碇泊所に

あるとに拘らち直に之に應ずる者とする

八、船貨の積卸は凡て礦務局の人夫によらざるべからず

九、船舶貨物の陸揚を要する場合は碇泊所に入ると否とに拘らず入港直ちに積貨の目録五通

を調製して之を秦皇島礦務局に差出す可し而して同時に貨物種別書二通を添付するを要す

十、船舶貨物の陸上は繋留すると同時に之を開始し日出より日没に至る間毎日其終了に至る

まで之を繼續する者とする(天候不良の時は此限りにあらず)船舶の都合に依り貨物の積卸を

中止し或は阻滯する場合は初日(其日の一部なるを論せず)には棧橋料以外四十兩の追加料

を要し第二日より特に五十兩を申受くる者とする

十一、船舶は貨物の積卸を終りたる時は直ちに棧橋より退去する者とする

十二、凡ての船舶は棧橋に對する諸種の費用の責任を有する者とする

十三、灰及其他の汚穢物は埠頭附近に投棄す可らず若し必要ある場合は礦務局に届出で船舶

自己の費用を以て之が所償を要求する者とする

十四、船主は棧橋に關して發行する各規則に従ふ者とする

要するに棧橋附近は其水深十四呎乃至十九呎なるを以て三千噸以下の汽船にても棧橋に附着せしむ

る事往々困難の場合なきにあらず只潮汐干満の差僅かに三尺内外なると烈風激浪の少きとは共に便

利とする所なり一般の汽船は會社所定の棧橋料を支拂ひて貨物を陸上げし又税關の検査を受く税關

は會社を優越するの權能なく只連絡して徵稅するのみ船舶は棧橋以外より貨物の陸揚げを許さざる

と棧橋に於ては會社の苦力を使用するの外他の苦力を使用する能はざるを以て甚だしき不便あり加

ふるに單に貨物の高價なるのみならず貨物の紛失破壊等多く會社が運送保護の不確實なるは最も困難を感ずる所なり

第四節 氣候

氣候氣温は北清一般の状態と大差なし最高温攝氏三十七度最低温攝氏零下十六度にして殊に夏季は海水澄澈するを以て浴湖に適し外人の京津より茲に遊ぶ者多し只旅館の設備完全ならざるを遺憾とす

第五節 地方物資

資源地にあらずして冬期の通過地なり故に當地の最大宗とする石炭を除くの外は他の地方に輸出する者頗る微々たるものにして寧ろ他地方の補給を仰がざる可らず故に特に記すべき者なし

第六節 會社事業

清國開發の運命を担導したるは關平礦務局が其先聲にして因て以て關内外鐵道の端を發し因て以て秦皇島の繁港となる即ち關平礦務局の事業は當年の李鴻章、唐景崧及び英人キャンデーの經營せし所

にしてキャンデーは今嶺唐山にあり是れ當地に於ける事業の最大なるものにして次は南阿薩民會社の事業なり同會社は千九百四年六月天津に於て組織され英國政府の事業たるトランヌバールに支那労働者を送らむとする計畫にして海岸に約六千人を容るべき堅牢なる家屋を築造し停車場及び棧橋より鐵道を敷設し苦力を募集して港口より之を南阿に送る去る三十八年中には一萬五千五百五十四人を送りたりと云ふ

附 溫泉寺の勝

溫泉寺は湯河停車場を距る約四里湯河の發源地にして茶盤山下に在り溫泉の湧出するを以て其寺に名く存て獨逸人の此寺を利用し溫泉場として之を經營せし者ありしが其客室の燒失せる爲め目下之を停止す殘餘の客室あれども荒廢甚し溫泉は二所より湧出し石槽を設けて之れを四個所の浴場に引く泉質微温に過ぎて冬期の入浴に適せざるべし寺は乾隆時代の創設にして今甚だ衰へたれども尙往時の規模を偲ばしむる者あり

位置は背後に茶盤山を負ひて南面し全然山懷に包まれ居るを以て冬期と雖も頗る風日の妍を覺ゆべし前面の山根は峻巖層々として突起し松樹は其間に叢生せり又沿道なる村家の離落或は墮園の間に盛んに梨花、桃花、杏花、李花を培養し各處に林を爲す南齋の粉本に見るが如き楊柳も亦隨處に

て便なり

流速は最干潮時に一秒間一米突四十、中干潮時は一米突七、最滿潮時に零米突四十なり

白河々口は泥土堆積して淺瀬を形成するを以て大汽船は河口より遠隔したる海上に碇泊し人馬貨物はライター及び小蒸汽船に依りて乗船上陸を爲さざる可らず

停車場は船舶鐵路の連絡點なるを以て一般の設備稍整頓し其支線を棧橋に導き起重機を以て搭載の便に供す元來此地は北清貿易の貨物集散場なれば太沽沖の交通期間は頗る繁榮を極し

官衙は協太及知府の二衙門にして民政及巡警事務を掌る約二百名の編制あり

氣候は海岸に接近するを以て夏季は稍清涼にして冬季は稍寒氣著しきを覺ゆ平均最高温度攝氏三十八度にして最低温は攝氏零點下十六度なり

附近村落の大なる者は太沽とす太沽は之を兩別して東太沽西太沽と爲す共に白河の右岸に併列せり又是を東沽西沽と稱す戸數約四千人口二萬を有す住民は農商漁業等に從事し稍富裕の村落なり東沽の東海岸には歐洲人の戸數十戸人口三十人あり商工業を營み其大なる者はコンソンの創設せる鐵工場にして船舶の新造修理を爲す

北清事變後列國軍の駐屯せる者頗る多かりしが現今は漸次撤兵若くは減兵して少數なる日本分遣隊の外には佛國の歩兵二個中隊海兵若干獨逸の歩兵六十名あるのみ

第二節 津州概況

津州は北位置東經百十八度四十七分北緯三十八度四十四分海河の流域に瀕し關内鐵道の線路に沿ひたる一市街にして止筏蛇に停車場あり又其北方には清國第二鎮の所在地なる永平府遷安縣あり之を遷安鎮と稱す塘沽を距る九十一哩山海關を距る五十六哩とす尙其附近の距離は左の如し

昌黎 遷七十里 永平 遷三十五里 樂亭 縣 遷七十里 開平 遷九十里

天津 遷三百六十里

交通は永平遷安を経て遠く熱河、遼平に至る舟路の便あり其間を上下するジャンクの數三千四百隻に達し貨物の出入製鹽の輸送頗る隆盛なり

他の都會との交通は馬背若くは馬車にして津州城の内外並に停車場附近の車輛は六十四輛あり驢、牛馬の數を合して三百十一頭を有す夏季は降雨の爲め道路泥濘にして交通困難なるも冬季は氷結するを以て反て容易なり戸數は内外城を通じて六百九十九戸人口四千八百二十六人あり

穀物の産出は極めて少量にして土地人民の食料に足らず高粱其他の雜穀類は多く滿洲及天津方面より輸入し稍多量に産するは食鹽、石炭、落花生等にして食鹽は二萬斤石炭は九百萬斤を出すと云ふ官衙は鹽務總局、知縣衙門、工部稅關、稅務公司等あり

鹽務總局は鹽檢、海濱、昌黎、豐潤、遷安、の五縣深州及永平府管下の製鹽を掌り各府縣に分局を置く所謂長蘆鹽場の一部にして其產額一千二三百萬斤に達す之を一府五縣一州に運銷する外深河の流域に依りて熱河に廻り又京津に輸入す政府の收入は約二萬二千兩なりといふ

知縣衙門は深州の司法行政一般の事を掌る

工部税關は偏涼汗に在り深河を上下する船舶に對する税關にして通州道臺に直屬す

税關公同は深州城内に在りて管内の酒造税、鴉片税の徵收に任じ直隸總督に直屬す

氣候は寒暑共に強く最高温は六月下旬より七月下旬に亘り常に攝氏二十五度を上下し時に三十九度に到達する事あり九月初旬より漸次冷氣を催し二十度を上下し十一月に入りて十度内外となり下旬には零度以下に降り一二月は全く零度以下にあり其最低は零點下十六七度に及び河水の厚さ三尺餘に達す

降雨は概して少なく七八月二ヶ月間の雨期には河水氾濫し道路泥濘にして交通を断つに至る

附近の村落は農産物少なく土民の十中の四は滿洲に出稼して其生計を立つるが如し工業は近來止夜館に一棟の燭寸製造所を建築したるを見る

此地も亦北清事變後日本の分遣隊駐屯せしが三十九年末撤去したり

第三節 昌黎の概況

昌黎は東經百十九度十九分北緯三十九度四十三分に位し關内外鐵道に沿ふ一市街にして停車場あり深州停車場を距る東方十七哩又附近の距離は左の如し

山海關十五里 永平府九百里半 深州九百里 樂亭縣十一里 撫寧縣六百里半

國交通は鐵道の外塘沽及秦皇島より汽船便あり又附近の都會には馬背若くは馬車便あり當地には馬車百五十輛馬匹類四百餘頭あり又各沿道にある取輛馬匹も使用せらる

冬季は氷結して交通頻繁なれども夏季は降雨の爲め交通殆んど杜絶す物資運搬の爲め使用すべき馬車は縣内を通じて四千四百輛馬匹各種約八千内外あり

戶數は城の内外を通じて一千二百六十戸人口一萬一千六百六十二人なりと云ふ

物資は全縣下八百八十村を通じ雜穀物の產額合計四十四萬石に達す大約平均一村の收穫は左の如し

高粱三百石 稗七十石 黑豆及大豆五十石 粟五十石 大麥及小麥十石 雜穀六十石
合計 五百石

雜穀とは黍、小豆、白豆、蕎麥、玉黍、米、糯米等を意味す而して此產額は皆住民の食料となり不足の時は錦州地方より輸入す

野菜類は、白菜、蕪、人参、甘藷等にして其若干は他地方にも輸出す
果物は鳳梨の一特産物として北方北山と稱する一の山地溪谷間より産出す其一年の收穫高は左の如
し

梨 五十萬斤 林檎 五萬斤 杏 三萬斤 葡萄 六萬斤 棗 二萬斤
桃 一萬斤

以上の産物は或は鳳梨に依り又は直接各地に輸出す毎月六回市場を設けて盛んに之を賣買せり而し
て北販路は京津並に營口、奉天、旅順等より南方遙かに上海まで輸出せらる

官衙は四個あり知縣衙門は司法行政一切の事を掌り把總衙門は主として犯罪者に關する事項を司り
典獄衙門は罪人を管理す東西儒學衙門は科舉時代の考試場なりしも科舉廢止の後は例月三四人民を
集めて新聞事項並に新設法案等を説明し一般人民の智識啓蒙の所と爲す

兵營は知縣に屬する巡警營坊及び直隸總督に屬する準軍營坊二個あり又鐵路巡警十名を停車場に配
置す

氣候は七八月に於て暑氣最も強く一二月に於て寒氣最も強し夏期は濕潤にして其他は概して乾燥す
降雨期節の狀況亦北清各地と大差なし

外國人の施設としては耶穌教布教の米國人あり東關外に宏壯なる邸宅會堂病院を建築し四名の宣教

師盛に布教に従事す又男女二名の醫師をして布教と共に士民の病者を診斷施療す又學堂をも開設し
男女各二十名の生徒あり彼等は皆永久居住の決心を以て業務に専心し牧師、醫師、皆土語に巧なり
附近の村落は概して農業に従事し商業に従ふ者は百人に對する四人の比例なり
城郭は海に沿ひ山を負ふ景勝の地に建築され規模大ならずと雖ども一見整然たる市街なり此地は唐
の韓退之が撫贛の地にして城内に廟宇あり今尙之を祀る其遺孺廟側に住し退之の遺墨を刻して之を
隔きて生計に資す

此地にも亦北清事變後日本分遣隊ありしが三十九年末引上げたり

第四章 河川及道路

第一節 北塘河

北塘河は其源一は高里長城なる羅文關附近に發する乾河にして遼化州を経て果河沿に於て果
河を合せ蘇州より白龍灣に至る者は一は將軍關附近に發する洞河にして平谷縣にて朱龍河
を合せ洞河となり翻迷となり更に八門城にて寶坻附近に流る、鮑邱河を合せ又窪口に於て還御河
と會し盧臺河となり洞河及白河に通ずる運河を派會して北塘より海に注ぐ其流域甚だ廣大にして測

る運舟の便あり河口は汽船の出入を許さるも本港よりジャンクに移せば各流域に運轉するを得べし今漢沽北塘間に於ける價值を述べんに

河幅は漢沽に於て約百四五十米突北塘に於て約二百米突を有し水深は漢沽の下流に於て二十呎北塘に於て三十呎乃至五十呎を有す

流速は河口より漢沽の上流まで潮汐の干満あるを以て一定せざるも干潮には概ね五十里知にして雨期水量を増すも舟筏の通行を妨げず

河岸の状態は西岸一帯曠漠たる原野にして地味鹽分多く耕作に適せず且地面と水面の差極めて少なきを以て風位と潮汐の關係上河水少しく漲溢すれば直ちに河外に氾濫し雨期は平地一帯の浸水を免れず又護岸工事を等閑に附するを以て流線位置常に變更す

船舶の種類は皆扁低形にして大は長さ約二十米突幅五米突小は長さ五米突幅一米突五十にして北塘附近には約四百隻を使用せり速力は順風に駛走せば一時間三十海里以上五十海里を航すべし無風の時は三四海里に過ぎず通行は曳船なり

村落の状況は北塘河の右岸に北塘あり塘沽より蘆葦に通ずる本道にして戸數約三千戸あり土民の多くは漁夫、農夫、若くは船夫にして又小數の商估あり左岸には前後遼風嘴あり戸數共に約百戸北塘と前遼風嘴間に渡場あり本道は此より河の左岸に移り青坨(戸數約四百)中頭沽(戸數約六百)を經

て管城 庄(戸數約五百)に於て河岸に接近し此より滬上(戸數約百)錢坨(戸數約五百)を經て漢沽(戸數約百)に至る間地北方約千米突に漢沽停車場あり又漢沽の西方約四百米突に鐵道橋あり
物資は漢沽附近に政府の製鹽場あるのみ他は見るに足らず北塘、中頭沽邊には漁夫多く鮮魚の產出多し

第二節 滦 河

滦河は源を内蒙古に發し金鈞屯滦平に於て諸川を合し承德、興城鎮にて更に幾多の小川流を收容し永平に於て青龍河を合せ滦州を經て臨水溝に至り海に注ぐ王家務以南は數條に分れて海に入るも各分流は平時は河水涸渇して河床を存するのみ全く雨期出水の排出河に過ぎず獨り清河は小舟を通ず

流域は稍廣大にして河口より滦平に至る約九十里の間は舟航の便あり尙其上流金鈞屯迄小舟を通ずるを得べしと雖ども一定せず其支流たる武烈河は承德まで通過するも他の小流は水運稀なり河口には淺灘あり海岸は遠淺にして汽船を容れざるも滿潮を利用せばジャンクの出入自由なり汽船は河口より十二三哩の沖合に碇泊するを以て直にジャンクに移すか若くは秦皇島に送れば容易に他の物資を滦河に入るを得べし現今は鐵道の交通あるを以て河口を出入する船舶極めて少數にして専ら

漢州漢平間を上下するのみ

運安より承德に至る道路は漢河々谷に沿ひて狭窄せる溪澗を過ぎ其間水運あるを以て道路は其損
廢を顧みず故に甚だ險惡にして車輛の通行にも亦頗る困難なり漢州より此水運を利用して蒙古方面
に輸入する物質は極めて隆盛にして其船舶二千八百隻の多きに達す蒙古に通ずる鐵道の完成せざる
以上は此水利は蒙古經營上最も必要とす

河床幅は永平附近より柏店子迄は土地平坦なるを以て千五百米突乃至二千米突を有し下流漢州に至
る間は兩岸山地なるを以て天然の堤防を形成し河床幅大に減じ最も狭きは百米突に過ぎず鐵道附近
は更に擴大にして會里庄に至る間は千米突乃至二千五百米突となり會里に至れば著しく減少して二
百米突乃至三百米突と爲る此地以南約二里の間河床増深し兩岸は自然の堤防をなす信庄に至れば兩
岸とも一畝廣闊なる砂原となり河床幅千米突以上に至る赤崖附近も亦同一にして小佛林に至ては二
千米突以上を有す

河幅は永平府、柏店子間百米突乃至二百米突にして下流は八十米突乃至百米突あり鐵橋附近より漸
々擴大す

- 鐵橋嶺山橋間 七十米突乃至百米突
- 嶺山橋登里街間 百米突乃至百五十米突

河 川 及 鐵 道 路

韓砂子下流 六百米突乃至八百米突

登里街より會里庄に至る間六百餘里其幅を増し二百米突乃至三百米突あり會里庄に至て遽かに
其幅を減じ百米突内外となり信庄に至て又百米突乃至二百米突となる赤崖附近は百五十米突二百米
突小佛林及懸水溝に至れば又百米突乃至百五十米突なり河流は到る處數流に分條し從て河幅大と
なり水深減少す平均此の分流する部分は二百餘に一個所あり上記の河幅は三四月の最澁水期を示せ
し者にして他の季節は常に之より増加す殊に雨期は増水甚しく河床瀾漫し村落を流し兩岸を洗ふ事
あり又流砂の爲め往々水路を變更すと云ふ

水深は永平府より鐵橋に至る間一米突二十乃至一米突六十にして數條に分流する所は其水淺し船山
して激突する所は淵を爲して深さ數尋に達す偏涼行在所下の如き是れなり鐵橋會里庄間は水
深は一米突二十乃至一米突八十あり只岐幸庄の南方二千米突地點より右岸に沿よて約千米突間は
水深三米突に達す漢州城壁の正東渡船場の上流三百米突の地點に水深六十理知を越えざる徒沙場あ
り船底河床と相摩す赤崖に至れば河幅水深共に増加し水深四米突五十乃至五米突に及ぶ小佛林附近
鐵橋下流は水深平均三米突五十に達す懸水溝なる海口は流砂の爲め非常に淺く干潮に一米突二十乃
至一米突五十にしてジャンクと雖ども滿潮を利用して入河するを例とす以上は皆最澁水時の調査と
す

永平府鐵橋間

平均六十里知乃至八十里知

鐵橋會軍庄間

同 六十里知乃至七十里知

會軍庄河口間

同 六十里知以下

數條に分流する部分は流速一米突に達する所あり

増水には一米突内外若くば一米突以上に達す

河底は永平鐵山間は所謂石礫質にして礫大若くば其れ以下の石礫小砂より成り或は泥土を混ゆる部
分あり鐵山より河口までは砂質とす但し會軍庄より信庄に至る間は兩岸及び河床河底とも泥土を混
する所多し

湖沙の干満は河水に影響する事白河の如く大ならや大潮小潮の差に由りて一様ならざるも河口より
上流まで二千米突乃至四千米突に影響し河口は八十里知乃至二千米突間の水深を増減す

河岸は永平より左岸石梯子に至る間畑地にして深州鐵橋に至る間山地とす右岸は柏店子迄砂地にし
て鐵橋迄山地とす此山地は兩岸緊迫して断崖を爲す所少なからず減水期は幸よして其水涯を通過し
得るも増水期は通行杜絶す故に河床を變ずる事なし河岸は礫大の石礫處々に集積す鐵橋の下流鐵山
橋に至る間左岸は砂地及び畑地にして小部落あり右岸は深州より鐵山迄小部落を點綴し戸數々百戸
に及ぶ其下流岐幸庄に至る右岸は馬城鎮まで村落と畑地との間に楊柳林を爲し一見大森林の如

し高さ十米突直徑四十里知あり岐幸庄より登里街に至る兩岸は畑地及砂地にして村落は竹河岸より
二千米突を距る會軍庄以南約二里の間は兩岸高く山根を以て堤防と爲す小佛林に至る間は一古羅乃
至二古羅毎に小部落あり楊柳亦繁茂す此處水深最も大にして石各庄附近増水の際は左岸を崩壊し河
床を變ず現に明治二十八年の大洪水には戸數二千を有する石各庄を流亡せしめ現今僅かに三三十戸
を剩すのみ懸水溝に至る間亦右岸に一古羅二古羅に小部落ありて楊柳繁茂す兩岸は砂地にして河
口の東方には十米突を有する砂質の高地綿亘して七里海の東側に連る懸水溝の上流約一里の地點よ
り左岸一帯は五米突乃至十米突の砂質高地ありて河口に至る

永平深州間

約三百隻

偏涼打鐵山間

約二百五十隻

鐵山岐幸庄間

約百隻

岐幸庄會軍間

約百十隻

會軍庄、赤崖間

約百五十隻

沿岸各地を來往する船舶の隻數は左の如し

蘆水沽附近

約二十隻

總計九百三十隻にして此他深河の支流たる清河、新開河中には四百内外の船舶を有すと云ふ深河流域全般に於ては約二千八百隻以上の船數を有すべし

船舶の速力は主として流速と風力に關係すと雖ども普通上航一日約四五里下航約十四五里とす水平河口間は上航四日乃至五日下航は一日乃至二日深州深平間は上航十二日下航七八日と爲す然れども風位の順逆により速力に變化を來すは當然にして其場合の速力は概言する能はず
物資は上海、營口、芝罘、方面より雜貨を積載し來りて河口に入る例年五月以降毎月二三回にして復航には上流の石材木材(楊柳の類)果實類を積載して歸る又南傍より來る糧米等は鐵道に依りて深州に運搬し更に舟にて承德其他の各地に分送す

第三節 天津塘沽間の道路

天津より塘沽に通ずる道路は白河の兩側に沿て二條あり一を太沽道路と云ひ其右岸に在り一を白塘街道と云ふ其左岸にあり

太沽道路は其幅七八米突の築堤道にして兩側は兩期浸水して歩行大に困難なり之に反し平時は田圃中を自在に通行し得て小部落に通ずる道路も概ね車馬を通ず

白塘口より鹹水沽に至る凸道にして其幅六七米突あり白河は新庄より北方四千米突宛東方向に迂回し南洋馬頭に至り再び路線に伴ふ

鹹水沽より葛沽に至る間は平坦なる曠野にして路傍の村落は耕地乏しく風起れば飛塵頗る多し白河は東家庄より東北約一里に迂回し葛沽に至りて本道に會す此間沿岸に諸村落あり

葛沽新城間は築堤道にして其幅六米突乃至七米突あり水田多く樹木繁茂し人家處々に點在し又部落の小道あり

新城西沽間は黃家園に建する遊耕地村落相繼ぐも南開以東は茫漠たる曠田若くは濕地にして雨水氾濫せば堤道上の外通行する能はず

北塘街道は白河に沿はず鉄道より約二千米突乃至五千米突を隔て、之と相平行し四道橋に至り駛れて二道となり一は北塘に至り一は塘沽に通ず天津より大直口を経て軍糧城に至る間は幅約八米突の築堤道にして本道に沿て一、二の寒村あり道路の兩側は荒蕪地にして雨水氾濫せば道外は通行する能はず萬興庄より陳林庄を経て蘆溝に通ずる道路あり又五道橋に於て陳家勾より蘆溝に通ずる道路に合す軍糧城より四道橋に至る間も亦築堤道にして左右は耕地村落を見ず四道橋東方の地は最も傾斜緩なる波状をなし之より東する者は北塘本道にして東南に通ずる者は塘沽道路なり新河に至る間は自然道にして縱横無數に車轍を印して其通路たるを示すのみ軍糧城新河間は全く無人の境

にして新河、塘沽間約一里は築堤道とす

第四節 塘沽山海關の道路

塘沽より山海關に達する距離七十二英里にして道路は地形によりて人工と自然の二種に大別せらる。即ち塘沽豊臺間は築堤道にして豊臺、山海關間は自然道とす。幅員は一米突五十乃至四米突にして偏障の地方は僅かに一車輛を通ずるに過ぎず。稍大なる凹道にありては二車輛通過せば側斜面を通過し車輛の轉覆を成る。陸半なる支那製車輛にあらざれば之を保持する車能はず。塘沽、豊臺間の如き低地は築堤道にして左右は雨期の浸水に任せ土人は交通断絶するも意に介せず。其他は自然に形成せる道路にして交通の久しき雨水の爲め漸次陥落し雨期は河川に變じ時としては二米突餘りの深さを爲すに至る。

本道を横断する河川の大なるものは北塘河、陡河、滦河、飯馬河、洋河とす。北塘河、滦河は渡舟を以て往来し陡河、飯馬河、洋河は共に徒渉するを得べし。今沿道の状態を記せば

塘沽、豊臺間(九十八英里)

塘沽より新河を経て北塘より豊臺に至る通路は雨期浸水地帯にして總て築堤道を爲し幅四米突高さ約一米突路面稍堅硬なる良道なり。然れども北塘、豊臺間は雨期崩壊甚しく路線全く断絶する所

あり平時は其側地を往復し得るも雨期は通過する能はず

塘沽、北塘間は鐵道に沿ひ徒小徑(二十英里)あるも所々に小流ありて鐵道橋を通行せざる可らず

管城漢沽間は北塘河の左岸に沿ひ鐵道は其右岸に通ず

豊臺、豊臺間(五十五英里)

人工自然相半し豊臺より新河縣迄は稍良好にして築堤道の部分には下水溝あり其以北は不良なるも車輛の通過を妨げず側地は畑地にして夏秋の候は高粱恰も大森林の如し

豊臺、唐山間(八十八英里)

自然道にして殆んど道路形を爲さず土人は任意に路外を往来して道幅三十米突に及ぶ。豊臺より韓城城に出づる二道あり一は古路、鞏西庄を經過するものにして一は東淮沽、韓城子、曹屯庄、張各庄、唐王子を経て新軍屯鎮に出で韓城城に至る者なり。此行程六十英里道路不良にして土人にあらざれば道を失ふ

唐山、古冶間(五十英里)

鐵道線に沿ふて其北方に通じ幅一米突五十乃至三米突の凹道にして一般に不良なり多く路外の畑地を通行す

古冶滦州間(六十二海里)

東庄を通り鐵道の南側に出づ自然道なれども砂質を帯び比較的良好なり

滦州昌黎間(七十四海里)

滦州石門間には北方の山嶺より突出せる支脈あり道路は此支脈を經過する者と山麓を迂回する者と二條あり前者は滦河に沿ふて北行し鐵道橋の北側より渡舟を以て渡る大なる凹道を爲せり行程十二海里後者は南麓を迂回する本道にして安山迄鐵道の南側に通じ以て昌黎に至る滦州昌黎間は概して不良道なり

昌黎山海關間

砂質の平坦地に在りては好良なるも不齊地は不良なり昌黎より留守營に至る道路は鐵道の北側に沿ひ又南側に出で手如崖に至りて鐵道を離れ海岸に近接す白塔峯を過ぎ再び鐵道の北側に沿ひて山海關に至る

第五節 天津蘆臺間の道路

天津蘆臺間の道路は蘆臺范家庄間に於て低濕の地を通過し雨期屢々掩没する事あり其他は總て支障なし此道路は其構造及び沿道の状況に従ひ之を二分するを得べし一は天津、范家庄間に於て一は

范家庄蘆臺間とす

天津范家庄間は一定の道路を爲し四時交通頻繁なり路幅約四米突乃至六米突にして雨側に下水溝を設け雨期も尚通過するを得道路の雨側は概ね畑地にして主として高粱を播種す

范家庄蘆臺間の道路は殆んど一定せず従つて交通も亦頻繁ならず其道路形状を爲すは部落の雨端一千米突乃至二千米突にして他は荒原若くは畑地を通過し道幅なく下水溝なく平時は通過容易なるも雨期は屢々掩没する事あり又處として人影を没する底の蘆葦を生ず

天津蘆臺間は土質硬固にして微風の時と雖ども砂塵高く揚りて咫尺を辨せず雨期は泥濘深く車輛の通過困難にして遠く塘沽方面に迂路を擇ばざるべからず

沿道雨側は夏秋の候穀物種々發生して屢刈を缺くも冬季より初夏までは一切廣潤せる平野にして所所二三千米突を隔て、所小なる寒村を點在す小舟車輛及び騾馬の類は多少交通の便を補助するも物質としては少許の高梁を産するのみ飲料水亦鹽味を帯びて良好ならず土民は一般に河水若くは雨水を使用す

沿道の運河は雨期に於て舟楫の便至大なれども乾燥期は水量頗る減じ河底一般に高上し遊運自由ならず且つ泥濘深くして徒涉困難なり

天津誌

明治四十二年九月二十日印刷
明治四十二年九月廿三日發行

清國駐屯軍司令部編纂

發行者 大橋新太郎
東京市日本橋區本町三丁目八番地

印刷者 市川七作
東京市小石川區久堅町百〇八番地

印刷所 博文館印刷所
東京市小石川區久堅町百〇八番地

天津誌
定價金貳圓五拾錢

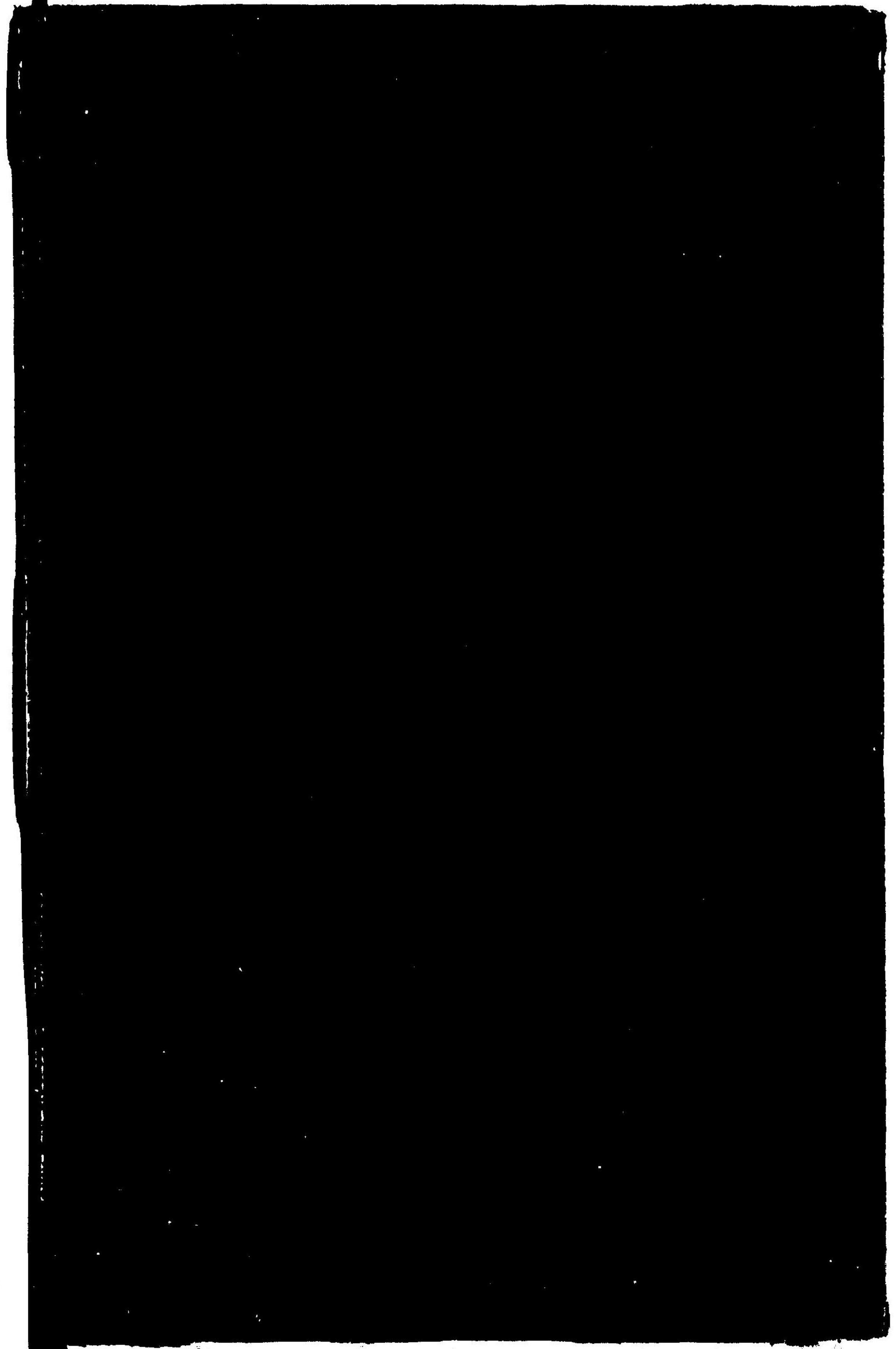
發兌元

東京市日本橋區本町三丁目

博文館

南堂書局

70. 65



292.211
Si471t

026636-000-7

292.211-Si471t

天津誌

清国駐屯軍司令部／編

M42

ADD-0323

